

令和2年第3回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(4)
第1日(9月23日)	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第47号 与論町森林環境譲与税基金条例	6
議案第48号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第49号 与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例	10
議案第50号 与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第51号 令和2年度与論町一般会計補正予算(第7号)	16
議案第52号 令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	26
議案第53号 令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算(第1号)	29
議案第54号 令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	31
議案第55号 令和元年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	32
同意第11号 与論町教育長の任命について	33
同意第12号 与論町教育委員会委員の任命について	35
認定第1号 令和元年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	37
認定第2号 令和元年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について	37
認定第3号 令和元年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	37
認定第4号 令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	37
認定第5号 令和元年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	37
認定第6号 令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	37
認定第7号 令和元年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	37

特別委員会設置及び委員の選任について	40
散 会	41

第2日（9月29日）

一般質問	46
沖野一雄君	46
林 敏治君	60
原 栄徳君	68
林 隆壽君	82
喜山康三君	92
大田英勝君	102
散 会	112

第3日（10月2日）

認定第1号	令和元年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	117
認定第2号	令和元年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について	117
認定第3号	令和元年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	117
認定第4号	令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	117
認定第5号	令和元年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	117
認定第6号	令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	117
認定第7号	令和元年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	117
陳情第5号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について（総務厚生文教常任委員長報告）	121
陳情第6号	種苗法の改正案に反対する意見書の提出について（環境経済建設常任委員長報告）	122
発議第2号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について（林隆壽議員ほか2人提出）	124
発議第3号	種苗法の改正案に反対する意見書の提出について（野口靖夫議員ほか2人提出）	125

議員派遣の件	127
閉会中の継続審査・調査について	127
閉 会	128

令和2年第3回(9月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
9月23日	水	議会運営委員会 全員協議会 本会議(開会、議案審議) 令和元年度事業箇所調査
9月24日	木	決算審査特別委員会
9月25日	金	決算審査特別委員会 常任委員会
9月26日	土	
9月27日	日	
9月28日	月	
9月29日	火	全員協議会 本会議(一般質問) 常任委員会 決算審査特別委員会
9月30日	水	
10月1日	木	予備日(議事整理日)
10月2日	金	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和 2 年第 3 回与論町議会定例会

第 1 日

令和 2 年 9 月 2 3 日

令和2年第3回与論町議会定例会会議録
令和2年9月23日（水曜日）午前9時20分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第47号 与論町森林環境譲与税基金条例

第5 議案第48号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第6 議案第49号 与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例

第7 議案第50号 与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する
条例

第8 議案第51号 令和2年度与論町一般会計補正予算（第7号）

第9 議案第52号 令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第10 議案第53号 令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第11 議案第54号 令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）

第12 議案第55号 令和元年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて

第13 同意第11号 与論町教育長の任命について

第14 同意第12号 与論町教育委員会委員の任命について

第15 認定第1号 令和元年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

第16 認定第2号 令和元年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳
出決算認定について

第17 認定第3号 令和元年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

第18 認定第4号 令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定について

第19 認定第5号 令和元年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい
て

第20 認定第6号 令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

第21 認定第7号 令和元年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

第22 特別委員会設置及び委員の選任について

2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君	2番 原 栄 徳 君
3番 林 敏 治 君	4番 林 隆 壽 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 福 地 元一郎 君
7番 大 田 英 勝 君	8番 野 口 靖 夫 君
9番 沖 野 一 雄 君	10番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君	税 務 課 長 武 東 真 奈 美 君
町民福祉課長 田 畑 文 成 君	環 境 課 長 白 尾 与 志 一 君
農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君	産 業 振 興 課 長 山 下 哲 博 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 町 本 和 義 君
教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長 朝 岡 芳 正 君
水 道 課 長 仁 和 男 君	与論こども園長 富 士 川 智 恵 美 君
茶花こども園長 富 千 加 代 君	那間こども園長 龍 野 勝 志 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 上 嘉 久 君	書 記 池 田 レ ミ 君
-------------------	---------------

開会 午前9時20分

-----○-----

- 議長（高田豊繁君） ただいまから、令和2年第3回与論町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、2番原栄徳君、6番福地元一郎君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月2日までの10日間にしたい
と思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から10月2日までの10日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

- 議長（高田豊繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。
報告事項につきましては印刷して配付してありますが、その概要につきましては、
事務局長に朗読させます。
なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表の
とおり、関係常任委員会で審査をお願いします。
事務局長。

- 議会事務局長（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。

町長から令和元年度与論町健全化判断比率の報告、令和元年度与論町公営企業資
金不足比率の報告、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類の提出があ
り、また、町監査委員から令和2年8月分の例月現金出納検査結果報告書が提出さ
れていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付して
ありますので、御一読ください。

また、議会だよりについては、6月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議
会だより第136号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に
当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げま

す。

以上で報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第47号 与論町森林環境譲与税基金条例

○議長（高田豊繁君） 日程第4、議案第47号「与論町森林環境譲与税基金条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第47号、与論町森林環境譲与税基金条例の提案理由を申し上げます。

本条例は、与論町が実施する森林の整備及び促進に関する施設の財源に充てるため与論町森林環境譲与税基金の設置に必要な事項を定めるものです。

基金の設置理由は、税制改正の大綱で定められた用途のとおり毎年度計画的に執行されることが望ましいが、地方公共団体によっては、単年度の譲与額が少額であり複数年度分をまとめて執行したほうが効果的である場合や、森林所有者等との調整の遅れから単年度の譲与額の全額を執行できない場合なども想定されます。このため、条例を定め基金を設置し、複数年度分をまとめて後年度に定められた用途のとおり執行する場合の対応を可能にするためです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君） おはようございます。与論町が実施する森林の整備となっているのですが、与論町の森林はどのような面積になっているのか、簡単に御説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。町内の林野面積については84ヘクタールございます。林野率4.1%となっていますが、その中で個人有林が58ヘクタールございます。これはこれから崖崩れとかそれから氾濫とかそういうことがないように、一応計画的に整備をするのですが、当分は百合ヶ浜に今回、渚の交番というのが近く整備されます。その周辺の森林整備に重点的に整備をしてみたいと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私たちが普通考える森林の概念というか、それとちょっと違うみたいな感じがしますので、町が算定基準になっているこの面積とその場所についての図面とか、その辺について後ほど詳しく資料等でもいただけたらお願いしたいと思います。

ここの森林環境譲与税については、私ちょっとネットで調べたのですが、平成30年度の税制大綱で創設が決まって、去年からやっていると。与論町が20万4000円ですか、金額が載っているのですよ、ネットには。それで知名町が29万4000円、和泊町が81万2000円。和泊町がえらい大きいなど、感覚としてはすごくそういう感じがしましたので、森林の面積がどういう形で算定しているのかなというのが非常に気になりましたので質問したのですが、是非、今この基金の趣旨に沿って、有効な活用をお願いしたいと思います。それから、これの用途については公表するようになってはいるのですが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） まず、その譲与税の譲与基準というのがございまして、人口の30%、林業就業者数の20%、それから私有林人工林面積の50%ということになっています。その中で国でその案分基準を算定いたしまして、令和元年度において先ほど喜山議員から申し上げられたとおり20万4000円、そして令和2年度で43万5000円となっています。これの位置図とか地図についてはございません。県から取り寄せてどういう形でされているのかというのは、今調査中ではございますが、具体的な数字としては以上です。

また、これは必ず公表するようになってはいますので、令和元年度についても公表していますし、令和2年度についてもその用途については公表する予定です。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、与論町森林環境譲与税基金条例を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、与論町森林環境譲与税基金条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第48号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第5、議案第48号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第48号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

特殊勤務手当の防疫手当について、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する場合に、当該作業の危険性及び職務の特殊性を考慮し、国家公務員の取り扱いに準じて特例を定めるため改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君） 特殊勤務手当となっているのですが、これは今の広域の事務組合のこともお聞きしたいのですが、一緒にすみません、絡めて。これは、広域の中にでもまた別途こういう形ができることになるのかなと思っているのですが、それはどんなものですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） これは与論町の手当の改正なのですが、一部組合である広域につきましては存じ上げておりません。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） 存じ上げておりませんを聞くために聞いているのではなくて、

これを与論町でこういうことができたなら、当然一部事務組合でも同じような形になるようなことはあるのではないかなという考えなのですが、その点はどうかということをお聞きしているのです。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） これにつきましては、消防は以前からこういったものがあるのかどうかというのも、ちょっと私たちも把握しておりませんし、また今回の新型コロナウイルス感染症自体が初めての感染症となりますので、これは新たにこういう手当が、国に準じて制定されていくものではないかなと考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） 一応、私も一通りチェックしてきたのですが、こういう感染症とかいわゆる防疫体制に対するリスクに対するこういうのを扱う職員に対する手当はなかったのですよ。当然、あつてしかるべきだなという考えもありましてお聞きしているのですが、想定できないようなそういういろいろなリスクがあるのですから、この辺も前もって段取りしておく必要があるのではないかと申し上げて終わります。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑ありませんか。

2番。

○2番（原 栄徳君） 1日につき3,000円、括弧書きで4,000円。この額というのは妥当な額ですか。どういう基準で設定されているのか。例えば1日1時間働いても2時間働いても、休日働いても3,000円、4,000円ということなのか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） これは、国家公務員の取り扱いに準じて定めていますので、今、町独自でその金額を決めているわけではなくて、国の基準を定めたところですよ。

○議長（高田豊繁君） 2番。

○2番（原 栄徳君） これはもう国が決めている金額で町も決めたということですよ。はい、わかりました。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

○1番（南 有隆君） こちらの新型コロナウイルスと指定しているのですが、ヨーロッパではコロナウイルスという指定をしていないです。新型ウイルス感染症としていますので、今はコロナウイルスが出るかもしれませんが、来年また新しいウイルスが出た場合に、また条例改正をしなければいけなくなると思いますので、でき

ればコロナ限定ではなく、新型ウイルス感染症としたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 職員の特殊勤務手当に関する条例というのがありますが、この中に感染症について一つ一つ感染症名が記載されています。第4条関係にですが、今回新たに病名といいますか感染症の1つが発生したということで、感染症自体を特定して明記しているところですので、また新たにもし発生するものがあれば、そのときに感染症名を新たに追加して対応することになるかと思えます。

○議長（高田豊繁君） 1番。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。今の説明でわかりましたが、また次出たら、またいろいろ手当とかこういった名前も変わってくると思えますので、そのときには適切な対応をまたお願いしたいと思えます。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第49号 与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第6、議案第49号「与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第49号、与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、与論町立認定こども園の利用定員を増やすために条例の一部を改正するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番。

○9番（沖野一雄君） この町立のこども園につきましては、短期中期の計画で将来今3つある町立こども園を2園にする、1園にするという計画を伺っているのですが、そのもう少し具体的なところをちょっと突き詰めてお伺いしたいのですが、私どもがいただいている資料の中では、令和3年から2園にするということ、それから1園化については、おおむね5年程度を目途に5年後ぐらいという表現になっているようですが、町民の立場からすれば実にアバウトな印象を受けるのですが、町長にお伺いしたいのは、そこをアバウトではなくてももう少し具体的にしっかりとビジョンというか遠い将来ではないわけですよね、10年先とか20年先の話ではないわけですので、しっかりそこを町長の意思というものを示していただきたいというのが、私ども議会も感じているのですが、町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。これまでこども園をこの与論町の規模、あるいは与論町の人口では、1園にしたほうが本当に効果的な子供たちの保育ができる、あるいは出張教育ができるということで1園にしたいということは前もってお願いをしていたわけですが、今、現場から職員のいろいろな勤務の関係で、どうしてもなかなかこの3園のままで持っていくのは大変厳しいということで、その1園にするまでの間、2園にしてみたいということで。この5年という目安につきましては、今後、場所を選定したりあるいは工事の関係とかそういうものを含めながら、これからいろいろな工作物等との関係も考えながら計画をしてみたいということです。できるだけ5年でやっていければと考えています。

○議長（高田豊繁君） 9番。

○9番（沖野一雄君） その1園にするにしても、どんなお考えを持っているかわかりませんが、確かに例えば新たな敷地を購入したり、そういったことを考えていらっしやるのであれば、それはそれなりに時間がかかることではしょうが、こども園に実際に通っている保護者の皆さん、あるいはこれからこの1、2年、3年の間にこども園に通わせる予定の保護者、町民の方々からみますと、ちゃんと計画性というのは、やはり示していただきたいというのが正直なところだと思うのですよ。そういった意味で、しっかりと町民に計画性をもって取り組んでいるんだという姿勢を見せていただきたいというのを、私は要請をしておきたいと思います。当然、現在の施設設備のキャパといいますか、そういった事情もあるでしょうし、あるいはまた今問題になっている保母さんの採用試験をやっても、なかなか人が集まらないというふうな事情もあります。その計画がしっかり見えてこない、採用に応募したくてもどうしようかなとか、ほかのところに行こうかなとか、知名町、和泊町に行こうかなということになってくる可能性もあるし、そういった意味では、全国どこでも優秀な人材を集めたいという地方自治体のサバイバルになっているわけですよ、いろいろな意味でね。優秀な保母さんを集めるためにも、やはりそれなりのことをしていかないといけない。計画はしっかりこういう計画になっていますよというのを示していかないといけない。そういった姿勢が私は非常に大事だと思うのです。そういったことで、いっぱい申し上げたいのですが、私大きなところだけ質問させていただきましたが、もう少し町長からもまだ5年先というのは、ちょっとこう町民からみますとはっきり申し上げて、先送りしているのかなというイメージがあるわけですよ。そこをしっかりと払拭していただく形でちゃんと示していただきたい。そこを要請したいと思います。町長いかがですか、あえて今一度お答えいただきまして、もう少しはっきり方向性の見える形を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。言われるとおりでございまして、今後場内で検討して、とにかく5年を目途にということで今後検討してまいりたいと思います。購入する場所とかあるいは皆さん方の御意見をまた伺いながら、本当に町民の立場に立ってみんなが利用しやすい場所、そして利用しやすいような施設をつくっていかねばと思っています。

○議長（高田豊繁君） 9番。

○9番（沖野一雄君） 終わろうかと思いましたが、今町長も最後に5年後ぐらい、5年後程度というちょっと言葉を濁されましたね。そういう表現はしてほしくないのですよ、町民の立場からしますとですね。そういうことでしっかり要請しまし

て、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長は、もう当選されて2期目に入っているのですが、この問題についてはずっと前から出ていましたよね。そういう意味で教育長に質問したいと思います。教育長、この学校関係とは別かもしれませんが、いわゆる出産から保育園、幼稚園、認定こども園、小中高とって、一連の流れですので、教育長にお聞きしたいのですが、私は、この議案を見ても唐突というか、今沖野議員からも指摘がありましたけど、いわゆる場当たりの政策にしか過ぎないようにしか見えないのですよ。この問題はずっと以前から出ていたわけですよ。この保育士がなかなか集まらない、採用できない、希望者がいない、このことについて今まで何をされていたかお聞きしたいのですが。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 何をしていたかという御質問ですが、担当所管は町民福祉課です、御存じのとおりですね。でも教育に関するということ、私たちが幼稚園の研修について教育・保育という部分については、教育委員会が担っているという責務を持って取り組んでまいりました。

さて、ではその任用について教育委員会の立場から何ができたのかといわれるところだと思います。このことについては、直接多くのことはできませんでしたが、採用に関する情報を、学校単位でのこうして与論町の職場では保育士が足りない現状にあるということで、そういった者があれば申し出たり、採用試験を受けるようにということについては、ずっと続けてまいりました。最近では、小学校においても特別支援学級が増加するに当たって、職員の配置が極めて難しい状況になっています。そういったこととか給食センターへの人員とか、特別教育支援員とか図書館司書についても、その補助を必要としています。よって、先般、高校も含む私がと言えば悪いですが、教育委員会が関係する部局に依頼文を出しまして、先生方、教職員の知人、友人、配偶者を通じてどのような免許を持っていて、どのようなことに与論町は採用をしたときには働いてみる気はないかという調査依頼書も今出して、10月には集約をしてそれをもって採用をするという意味ではないが、いつでも人材として登録しておいて、応募がないときには個人的にも声を掛けるための資料ですという取り組みもしているところです。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） 何もしていないということを言っているわけではないのですが、その辺は誤解されないように。私は町長にも教育行政をする皆さん方も、行政に携わる皆さん方に言いたいのは、このこども園のことであるかもしれないけど、

このこども園がなぜこういう結果になっているのか、こういう状況に陥っているのか。だったら何をすべきかということについての討論はされているかなということなのですよ、話し合いは。こういういろいろ働きかけをしたりお願いをしたりとやってはいますが、そういう話を聞くために聞いているのではなくて、こういう現実があるのに、これをどういうもので打破したらいいのか、打破できる方法はないかということのいわゆるマネージメント的な経営的な意味ですよ、そういう意味での話し合いの場があるのかなということをつつも疑問に思っています。

それから、どこの場所にこういう1つの園を統合するかわかりませんが、与論島全体の経済の活性化とかまちづくりのことを考えた場合に、これを逆に役場も茶花のまちからこれだけ離れて、茶花のまちは沈没し始めている。そういうまちづくりとか経済的な意味からも、こういう一見関係ないようなこども園をどこにつくるかという話もつながっていくと思うのですよ。これの大局的な形の政策の提案がないわけ。もうあっちに土地があるからあっちにつくろう、こっちに土地があるからあっちに行って施設つくろうという形で、まちづくりをどうしようか、そういう意味での大局的な政策を決めるのが町長の仕事であって、そういう枝葉の話を知っているんじゃないですよ。町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。役場の移転については、町民の皆様方の御指示、同意をいただきながら移転をしてきたのですが、このこども園の問題につきましても、場所につきましても町民の御意見もいただきながら進めてまいりたいと思っています。茶花の市街地の繁栄については、町民に等しく思っていることです。ですが、このこども園に関しましては、茶花に本当にそういう敷地があるのかというふうなこと、あるいはどこが一番適当なのかということも考慮しながら進めてまいりたいと思います。今年、第6次振興計画を策定する予定になっていますので、そういうところも加味しながらしてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） このこども園の条例のことについて、この運営に関することについてありますが、子供たちを将来どうするかということを中心とした中で、これをどういう形で広げるかを考えた場合に、例えばそばに小学生がいたり、中学生や高校生のお兄さん方がそばにいたりとかしている中で、認定こども園の子供たちを育てることと、全く別個のところで子供たちを育てることと意味合いが違うと思うのですよ。だから子供たちをいかにきちんと楽しく学ぶこと、そういうことができる場をどういう形で提供したらいいのかということも考えながら、またまちづくりをどうしようか、そういう意味での総合的な勘案で、この物事というもの

は進めてほしい。さっき沖野議員から指摘されたことは、これらをあわせてもう方向付けをしないといけない年に来ている、時代に来ていませんかって。5年じゃ遅すぎますと私は思います。具体的には、もうプランを出してもいいのではないかという差し迫った状況じゃないでしょうか。そういう状況であるにもかかわらず、5年ぐらいただかそれこそ先送りするみたいな形になっちゃって、全て行政とか政治のやり方がみんな場当たり。その辺について是非お考えいただきたい。これについて、また議員の皆さん方とも一緒にこうしようああしようと、当局から働きかけも話し合いしようじゃないかという場がないじゃないですか。私たちからもすべきだと思いますけど、是非その点もあわせてお願いします。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第50号 与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第7、議案第50号「与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第50号、与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、与論町立認定こども園の運営に関する条例中の一部に根拠法令を追記し、引用条文の誤りを正しく整備するために条例の一部を改正するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第51号 令和2年度与論町一般会計補正予算（第7号）

○議長（高田豊繁君） 日程第8、議案第51号「令和2年度与論町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第51号、令和2年度与論町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、普通交付税3億7671万6000円、辺地対策事業債1350万円、公営住宅建設事業債6780万円などを追加し、財政調整基金繰入金2億3664万3000円、土木費国庫補助金3254万7000円、過疎対策事業債9600万円などを減額しています。

次に、歳出の主なものとしまして、介護保険事業費7692万8000円、耕地関連事業費1108万円などを追加し、町単独改良事業費1226万7000円などを減額しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億1139万4000円を追加し、一般会計予算総額56億2495万7000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 8ページの住宅使用料の理由と、9ページの繰入金、財政調整基金繰入金、この2点ですが、この住宅のいわゆる家賃が払われていることになっていますが、この大きな理由をお聞かせいただきたいと思います。またこの財政調整繰入金がこれだけ大きく減ったということはどういうことかちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） お答えいたします。

当初、住宅使用料収入料を3593万4000円と計上してございましたが、改めて精査して計算し直した結果、400万8000円の過大の見積りをしているということで、400万8000円の減額をさせていただきます。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 財政調整基金繰入金のことについてお答えいたします。

最初当初予算におきましては、国の地方財政対策費ということで地方交付税を2.5%上げるという内容のことでしたので、これを踏まえて令和元年度の実績の普通交付税に対して当初予算ですので、今後の補正予算も鑑みて85%乗じてさらに1.025%、2.5%増えるということでしたので、当初をそういう形で普通交

付税を算定してございます。それで、今回令和2年度の普通交付税が決定したことによりまして、この実績に伴う今回の令和2年度の普通交付税の決定に伴って、これまで繰り入れた財政調整基金を基金に返すということをしています。

○議長（高田豊繁君） 8番。

○8番（野口靖夫君） わかりました。それでですね、総務企画課長。これはまだ確定はしていないから答弁できないと思いますが、地方財政対策交付金これはいくらくらいを予定しているんですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 地方財政対策交付金につきましては、まず一次補正で6300万円ほど、ちょっと細かい金額は後で報告したいと思いますが、一次交付で6300万円程度でございました。さらに二次交付で2億1000万円近くだったと思います。合計で2億6600万円少しというふうに既に配分の決定がなされています。そしてさらに今後三次補正ということで、これは限られた事業になるかもしれないですが、三次交付についても金額的なところについてはちょっとまだ見えないところがありますけど、それも考えています。

○議長（高田豊繁君） 8番。

○8番（野口靖夫君） この地方創生の臨時交付金というものは、これは使い勝手によっては非常に活かせる場合もあるし、または使い方によって無駄遣いにもなる可能性があるわけなのですね。だから、そこには非常に総務企画課長の手腕が問われるわけだと思います。そこで、副町長、あなたにも影響してくるわけですので、今与論町の例えば商工観光業者、この方々は非常にひどい目に遭っていると話を聞いています。もう副町長は、そういうことは肌身に染みて感じておられると思います。今いろいろな措置をやっていきますね、町として。そこで、いろいろな対策を立ててやっておられますが、この効き目といいますか、効果といいますか、そこら辺をどう考えておられますか。どういうふうに認識しておられるか。そこをちょっと副町長としての立場から答弁していただければと思います。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） まず、今回の新型コロナにつきましては、当初町民の生命をいかにして守るかという守りの姿勢から入っていったのですが、この場でこういったことを申し上げていいのかどうかちょっとわかりませんが、スポーツの世界でも防御こそ最大の攻撃というのがありますので、そういったのを考えますと、まずは町民の命を守っていく、その次に俗にいう経済政策というのを考えて予算編成をしたところですが、ただ、その中には全員に給付という形でおあげするお金、あるいは事業を継続するための支援金、いろいろと名目は分かれているわけなのですが、今

後支援金という形で全部の予算を町民に流していくというのは、非常に平等でいいことだとは思っていますが、町政を維持していく中では、次年度あるいは今後の事業を起こすこと、事業を継続することによって我々は徴税としてその儲けの中から、また税金をいただいて町を運営していかなくてはならないということもありますので、次へつながる要するに生産意欲の持てる、あるいは事業の継続ができるような支援対策を今後は進めてまいりたい。やはりこの新型コロナから町民を守っていくということを含めて、経済対策も含めて、双方がうまく循環していくような社会をつくっていく必要があるのではないかと考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 大体その認識度というものは感じられますが、これからが一番大切なのですね。今、与論町の商工観光を取り巻く環境というものは、非常に厳しいものがあると私は認識していますので、是非ひとつ気の緩みのないようにしっかりと目配り気配りをさせていただきたいというのが、まず第一点。それと、予算書の歳出部門を見てみますと、事業箇所が大分削られています。例えば、21ページの土木費の中で、町単独の町道の2号線の補正とか、そういうのが全部減額補正されているのですよ。この土木関係だけじゃなくして、農林水産関係も減額されていますが、その理由を説明していただけますか。まず建設課長から、そして産業振興課長をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） お答えいたします。

町道兼母2号線舗装工事750万円、そして兼母源手名線舗装工事700万円減額と計上させていただいていますが、これにつきましては、県道起債枠というのがありまして、それに対しまして各市町村からの起債申請額が、県の想定した枠内を超えているために、それぞれ各市町村一律減額の要請が県からありまして、そのためにこのような兼母2号線の750万円、それから兼母源手名線舗装工事700万円をあわせて1450万円の一律を減額させていただいています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

今回の7号補正の減額予算について説明いたします。18ページをお開きいただきたいと思います。この畜産振興費の町単独補助金の83万8000円ですが、これについては奄美群島で3年に1度開かれる肉用牛の共進大会がコロナ関係で中止をいたしまして、その関係で町単独補助金が減額になっています。そして次の6、3、3、水産業緊急経済対策事業費ですが、これにつきましては6号補正で国庫補助金として専決で承認いただきましたので、町一般財源で対応しなくても済むとい

うことで、町単独補助金の漁業者支援定額給付金が減額になっています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） 12ページ、企画費の Islands Pic 与論町実行委員会運営費負担金についての説明を求めます。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

これは、今回の新型コロナウイルスの関係で少し閉塞感のあるといいますか、そういう状況を打破するために、JCそれから青年団が1つになってもっと元気にしようということで花火大会を、時期はまだ不確定ではありますが、そういったことで町からも負担金として計上したところです。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） それと20ページに「星空の街・あおぞらの街」全国大会実行委員会運営補助金が100万円減額になっていて、今年は開催できないということを知っているわけなのですが、これは延期になったのか無くなったのか、また今後こういった感じの事業がどのような形でまた今後につなげていく予定なのかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今年の11月14日に「星空の街・あおぞらの街」全国大会が与論町で開催の予定だったのですが、コロナ関係のことで中止となりましたが、一応与論町でも準備をしてくれていますので、「星空の街・あおぞらの街」大会ではないのですが、与論町の星空関係のイベントをしようと考えているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番。

○3番（林 敏治君） 私からは2点お尋ねします。12ページのふるさと納税推進費のふるさと納税返礼品送付業務の委託料が651万3000円となっています。この業務の内容の説明をお願いします。それと18ページの農業緊急経済対策事業費、この果樹に対しては今までなかったのですが、今回このように補正を組んでいただいたということは、何か果樹に力を入れようという皆さんの努力が見えるのですが、この事業の内容そして品目は何に補助をするのか、その2点をお尋ねします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） ふるさと納税の件につきましてお答えいたします。

今回業務委託料として返礼品送付業務が651万3000円計上していますが、

今年の初めに、これまでにはふるさとチョイスという1つのサイトで運営していましたが、少し利用する方々を便利にするといえますか、利用しやすいような形で新たに楽天と、さとふるということで、2つのサイトを追加してございます。そういったところで、今回ふるさと納税も少し昨年よりは上がってきているところもありまして、そういった返礼品についてもあわせて今回計上させていただいています。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

これまでに園芸関係のコロナ対策事業ということで、緊急対策事業費を計上してきたのですが、いろいろと果樹生産農家ともヒアリングを行いながら、どれだけの減少率があるか、どういった形で支援すべきがいいのかということで、これまでまとめまして、まずは生産支援ということで果樹、特にアテモヤ、マンゴー、パッション農家の方々に対する次期作の種苗代、資材代、賃金等に対する経費を、10万円限度で果樹生産農家に計上をいたしましたのが260万円です。そして出荷支援事業費ですが、与論から沖縄の市場までの市場単価に係る経費を135万6000円計上いたしました。これは出荷支援ということで計上してございます。

○議長（高田豊繁君） 3番。

○3番（林 敏治君） そのふるさと納税推進費につきましては、今は4000万円ぐらいかな、納税がされているということですが、これは費用対効果といえますか、それだけお願いしてやっているのですが、ひとつできればその楽天とかさとふる、そういったものに対してこの650万円というのは大きいと私は見ているのですが、また少しは経費を削減していただきたいなと思って質問しているわけです。

それから、熱帯果樹組合の組織といろいろ協議した結果と言いますけど、特産品関係でどうしてもこの与論町では熱帯果樹は欠かせないのです。ですから、今回特産品の支援センター、そこにアイスクリームの機械を100万円程度で入れているようですから、これも踏まえて、やはりそういった熱帯果樹に力を入れていただきたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 6番。

○6番（福地元一郎君） 総務企画課長に1つだけお聞きいたします。12ページの地域イントラネット基盤整備事業の242万円というのは、これは県道から庁舎までの工事だと思うのですが、この平成21年に入られる光ネットですね、それ10年経っているわけですね。今回IRUはまた継続して契約したのか、前の話だとそれをもうNTTに譲渡してNTTに業務をやってもらうという話があったのですが、その辺のところの説明をしていただけますか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

このIRU契約につきましては、既に10年が経過していますが、その譲渡に関して今いろいろ調査中のございまして、費用の面、特に譲渡というイメージだとタダでというイメージがありますが、やはり一部負担もありそんなお話もあったりして、いろいろな調査を今現在NTTでされておりまして、今年の初め頃に、その譲渡について検討をした内容を持ってこられて、また再協議という話であったのですが、今現在コロナで遅くなっていますが、近いうちにその内容についてはまた詰めてまいりたいと思いますが、今後のIRUの設備の継続については、その辺を見ながら協議しながら進めてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 6番。

○6番（福地元一郎君） 現在、やはり観光客が与論に入島されてくるのですが、どうしてもやはりフリーWi-Fiのことをおっしゃるのですよね。ですからこれからやはりフリーWi-Fiをあちこち施設に充実させていく必要があると思うのですが、その面でもやはりNTTとの関係、その光との関係がいろいろ問題視されてくると思うのですよ。ですから、やはりそういったフリーWi-Fiを進めていく上でもNTTとの関係も必要だし、また役場として、町としての詰め方も大事になってくると思うので、その辺をしっかりと話し合っていてやっていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 先ほど副町長の認識を確認するときに後で聞いたかったのですが、ほかの人たちも質問があるでしょうしということで、一旦私は止めていたわけなのですが、21ページの商工観光関連のことについてお聞きしたいと思います。1400万円ほど減額になっていますね、商工観光課長。その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 減額になりました観光関連事業者支援給付金、商工業緊急支援給付金、消費喚起型クーポン券なのですが、こちらはこの前の6号補正に組み替えになりまして、7号の補正の予算からは減になったということになりました。

○議長（高田豊繁君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 6号補正で何だかんだというよりも、その7号補正で減額になったということは、6号で出してから7号で減らすということでしょう。だからその理由を言わないといけないわけよ。何で減ったかというその理由を聞きたいわ

けなのです。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 6号で予定していた事業と7号で計画していた事業がちょっと似ているところがありまして、それで組み替えとなりました。

○議長（高田豊繁君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 6号で組んでから7号で減らすということは、それは組み替えということにはならないでしょう。それはおかしいです。それはいいとして、私が申し上げたいことは、これは恐らく新型コロナウイルス感染症に対する経済的な支援だったと思いますが、そういうことからしてその役割はもう終えたと判断しておられるのか、またこれは、引き続き今もやっていかなければならないと思っておられるのか、そこが重要な問題なのです。そこが聞きたかったのです。ということはどういうことかといったら、今、国においてG o T oキャンペーンが始まっていますよね、東京都も10月1日付けで始まります。そうなった場合に、今与論町として、このG o T oキャンペーンはどうなっているかということの認識をしっかりとおかないといけないわけなのですよ。ということはどういうことかと言いますと、このG o T oキャンペーンは、ほとんど高額な宿泊施設、それに全部回っているのです。特に民宿とか料金の安いところには入っていないです。全く効果がない。効き目がないです。だから今、日本国内で全てのあらゆるところで大変問題があると。このG o T oキャンペーンは必要ではあるのだが、質の高い、例えば1泊何十万円とか、そういう今まで泊まれなかったところにばんばん行ってしまっただすね、いつでも行けるところはもう行かないということになっているような動きがあって、今問題になっている。与論町も全くそういう現象が起きているのですよ。そうした場合に、私が言いたいことは何かといったら、これは終わっていないのです。これからが大事なのです。そういうところを認識しないと、これは大きな誤算になるということなのです。結局つぶれてしまったら元も子もないのですね。だから我々行政あるいは議会としては、今、国内でどういうことが起きているか、与論町においてはどういう問題が起きているのか、このG o T oキャンペーン、G o T o イートキャンペーンとかいろいろありますね。その中で、与論島の本町における問題点はどこにあるかということを知っておかないといけないということから申し上げているのです。だから、先ほど副町長は、認識は私と大体似ているのですが、実際行動が伴っていないわけなのですよね、行動が。認識は一緒なんだけど行動が伴わなければ、何の意味もないわけです。私はそこを指摘しているのです。

もう1回副町長にお聞きしますが、そういう現実が起きているのですよ。だからこそ、先ほど減額補正を、本当に出さなければ無駄遣いだから減額補正をしなけ

ればなりません。ただ必要なものにおいては出さなければいけないということを私は申し上げているのです。だから、先ほどは建設課と産業振興課にお聞きしましたが、今、重要なことは商工観光関連業者の大きな問題点なのですね。だからそれを認識しているかということによって、我が町のいわゆる経済に係るインパクトというものは大きく変わってくると、そういうことを認識しなければなりません。そこに対して副町長どう思いますか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 各課長を飛び越えてこちらに来ましたが、確かに今野口議員がおっしゃられたこの10月1日から始まる東京都のG o T o トラベルの関係も、本町には大して効果がないなというふうには私は考えています。というのは、1泊当たりの料金がある程度設定した中で、法的に謳われる関係もありまして、でもしかし、それはそれとして我々与論町独自の支援策、観光というのは全ての産業に影響する総合産業でもありますので、ただ、交付金の中で支援して何とか維持をするというのみならず、今後の対策というのは主管課としっかりと協議を進めてまいりたいなと思っています。与論から今約半年間お客様が消えて、本当にこの4連休に久しぶりにお客様が見えたわけなのですが、観光がもたらす影響というのは、この島への経済効果というのは、大変大きなものがありますので、行政のみならず、先ほどのふるさと納税とかうんぬんも含めて、総合的に我々は考えていく必要があると思いますので、予算を有効に組み替えして、また検討してまいりたいなと思います。

○議長（高田豊繁君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 先ほども地方創生臨時交付金のことについて質問しました。これは、私は6月定例会においても一般質問でいたしました。どういうことを質問したかと言いますと、この地方創生臨時交付金というものは、これは国が出すお金でありまして、市町村長の努力によってはこれの花実というのは大きく変わる。だから、やはり県を通じて、市町村長の努力によって枠が広げられたり小さくなったりする。これが地方創生臨時交付金だと私は思っています。だからそういうことがあった場合には、今議論になっている商工観光関連予算の減額補正、これは本当に今の実態を踏まえて、これをどう生かすべきか。財源は乏しいわけだからどこから持ってくるか、その財源は。そのときには町長の政治力が問われるわけなのですね。だからそう思うときに私は申し上げているのです。だからどうかこれからも遅くありませんから、商工観光課長、今の実態を踏まえて12月定例会あたりでもできるようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。どうですか、ちょっと商工観光課長の抱負をお聞きしてみたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまいろいろな事業がありまして、そのいろいろな事業、県、国、町のあらゆる事業を漏れるようなことがないようということで、今職員を1人お願いしまして各所を回っていただいて、こういうときにはこういう補助金がありますよというふうに対応して、今行っているところですので、この補助金を有効利用していければと考えています。

○議長（高田豊繁君） 4番。

○4番（林 隆壽君） 私は1点お聞きしたいと思います。23ページの日10のゆんぬ学生仕送り応援給付金のマイナス420万円の御説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） お答えいたします。

6号補正で国庫補助金420万円の予算が付きましたことから、今回7号で減額するものです。

○議長（高田豊繁君） 4番。

○4番（林 隆壽君） これも差し替えですが、今現在、メディアなんかテレビなんかでよく学生のアルバイトが窮地に立たされているということをよく耳にします。今の学生は昔とはちょっと違いまして、生活のために一生懸命アルバイトをしているというふうに私は感じています。いつかバブルの時代は、遊びのためのアルバイトでしたが、今は生活のための親を助けるためのアルバイトというふうに私は認識しています。やはりこういうのはもっともっと目配り気配りをしていただいて、親元からなるべく助けていけるような、これからも助けていただけるようなそういう目配り気配りをやっていただきたいと思いますので、是非その点また考慮していただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。このゆんぬ創生、今110人を現在超えています。予算化の中に140人を一応は考えているところですが、今おっしゃられることは、今マスコミの中でも大きな話題になっていて、非常に学校をやめなければならないといったような事態も起きているようです。給付金をする中でそのような声もお聞きしながら、今後、第三次があれば、またアンテナを張って必要があればまた考えてまいりたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） 20ページ、サザンクロスセンター管理費の中に、特殊建築物定期報告書作成業務というのがあるのですが、この文言は、私は初めてなものですから、これはどういったものなのか、そして定期報告書とあるのですが、何年に1

回報告するものなのか。よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この定期報告関係の給付補助金につきましては、サザンクロスセンターの建築設備の換気設備、非常用照明灯などの点検をしなければいけないということで、3年に1度ずつ報告ということになっておりまして掲載しています。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、令和2年度与論町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、令和2年度与論町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時43分

再開 午前10時53分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第9 議案第52号 令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（高田豊繁君） 日程第9、議案第52号「令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第52号、令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、国庫支出金国庫補助金21万4000円、県支出金県補助金1448万4000円、繰入金基金繰入金102万5000円、繰越金9963万円、諸収入雑入80万円をそれぞれ追加計上しています。

歳出では、保健事業費17万8000円、特定健康診査等事業費13万3000円、償還金及び還付加算金1億1595万1000円を追加計上し、総務費総務管理費10万9000円を減額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○議長（高田豊繁君） 9番。

○9番（沖野一雄君） 国民健康保険事業の特別会計、非常に重要な事業ですので、1点だけ大きなところをお尋ねしたいと思います。7ページの一番下の普通調整交付金の返還金1億1573万7000円という大きな金額なのですが、この返還金これだけ大きい理由、それから背景といいますか、そこの説明を求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 確かにおっしゃるとおり大変金額は大きいのですが、結局昨年国からの現物給付、療養給付費等の金額が大きかったものですから、その分につきまして、過不足額として1億1573万6185円をまた県に返還しなくてはならなくなったものです。

○議長（高田豊繁君） 9番。

○9番（沖野一雄君） 普通調整交付金というのは、例えば町民にわかりやすく申し上げると、一般会計でいけば地方交付税みたいなものなのですね。国から交付される調整交付金なわけですよ。それを返還するのが1億円余りになったということなのですが、これの背景には今説明がありましたように、前年度分の普通調整交付金が多すぎたということでお返しをするということなんでしょうが、要するに昨年分の医療支出が少なかったと、少なく済んだということだと思えるのですよね。町民福

祉課長そうでしょう。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 確におっしゃるとおり、人口減とともに国保の被保険者数も減っておりまして、医療費も年々減ってきている状況です。ただ、それでも保険税自体は実際上げないと、ちょっと赤みたいな形になっているのかなと私は理解するのですが。

○議長（高田豊繁君） 9番。

○9番（沖野一雄君） 今の説明は少し訳がわかりませんでしたけど、この国保というのは、保険者はもう既に与論町ではないわけですよ、鹿児島県になっているわけですよ、鹿児島県で一元化されて、鹿児島県で全部こうしなさい、ああしなさいというふうにやっているわけですけど。しかしそういった中で一番重要なことは、その医療費をいかに抑えていくかということが重要なテーマなのですね、この国保の使命というのは。そういう意味では医療費が抑えられているという話でしたので、しっかりと引き続き努力をして、町民の医療費というのが抑えられていくように努力をしていただきたいと思います。今町民福祉課長が最後にちらっとおっしゃった、それでも保険税は上げざるを得ないような状況にあるというような説明でしたけど、それはそれで、またいろいろな保険税を与論町の分を下げるための努力は必要ですが、鹿児島県全体でまた考えたことでもありますので、しっかり県にも働きかけながら、与論町は医療費を抑える努力をしっかりとしていけば保険税は抑えられていきますので、そういった努力をしっかりとやっていただきたいというのが私の要請するところです。回答は要りません、質問は以上で終わります。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号、令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第53号 令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（高田豊繁君） 日程第10、議案第53号「令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第53号、令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、国庫負担金276万8000円、国庫補助金97万8000円、支払基金交付金463万6000円、県負担金281万円、一般会計繰入金7692万6000円、繰越金3889万6000円を増額し、介護保険料6162万8000円を減額計上しています。

歳出な主なものとしまして、保険給付費施設介護サービス給付費1329万5000円、介護保険準備基金積立金3270万3000円、諸支出金償還金及び還付加算金1500万8000円を増額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番。

○9番（沖野一雄君） 介護保険という事業はまた非常に重要な会計で、今からお年寄りの方々もどんどん増えてきますので、人口は減っても高齢者率というのはどんどん高まってきますので、この介護保険事業というのは非常に重要な事業なのですね。そういった意味で予算編成のあり方をお尋ねしたいと思います。

まず、例えば、歳入では6ページの第1号被保険者保険料、一番上です。現年度分の特別徴収保険料が6100万円余りの減ということになる一方、同じ歳入の一般会計繰入で7ページの上ですが、再ほど町長から説明がありましたね、介護保険

給付関係の繰入れ、低所得者保険料軽減の繰入れ、その他事務費繰入れ、あわせて7692万6000円の増額ということで、ここは当初確か1600万円ぐらいだったのですが、今回7700万円の増額になっているのですが、かなり増減の額というのが、今の段階でこれだけ増えたり減ったりするというのが理解しにくいのですが、このあたりどういうふうに考えてこういう予算編成になったのか説明を求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 当初は、一般会計からの繰入れについてはちょっと見込めないということで、まず保険料でもって言葉は悪いですが、数字合わせと申しますか、保険料でちょっと多めに組んでおいて、そして今回の9月補正で一般会計からの繰入れをお願いしている状況です。

○議長（高田豊繁君） 9番。

○9番（沖野一雄君） 一般会計の予算編成との事情で、こういうことになったという説明を受けたように私は受けたのですが、介護保険の側からするとどうもちょっとおかしな数字合わせということになってきがちですので、そこはしっかり、町民に対して説明ができるような予算編成の仕方をやっていただきたいと思います。まだ当初予算でわずかに組んでから、補正で想定しがたいような大きな金額を組んだり、減額をしたりというのは、正常な予算編成だとは思われませんので、もう少し介護保険の立場に立った予算編成を心掛けていただきたいなと思いますし、そのように要請したいと思います。回答は要りません、以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） ちょっと勉強不足で要領を得ない質問になるのではないかと思います。広域で行っている介護の事業がありますよね。町からお金を出しているのですが、これとこの特別会計予算とはどういう関連性があるのか、またつながりがあるのか。向こうはただいわゆる判定だけの業務だけの話なのですか。それはどういう兼ね合いなのですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 各町村で負担金を出しておりまして、今数字を持ってきていないのですが、広域にその職員も町のほうが出向しておりまして、そして認定を行うのですが、与論町の場合、認定申請件数が351件そして認定件数が347件で、98.86%の認定率となっているのですが、まず申請があってそれをまた調査を行ってその認定を行うといったことで、いわば介護の申請者の方の認定事務と申しますか、そういったことを広域全体で行っているところです。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号、令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第54号 令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（高田豊繁君） 日程第11、議案第54号「令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第54号、令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入で繰入金18万4000円を増額計上しています。歳出では、総務費18万4000円を増額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これでは質疑を終わります。

お諮りします。議案第54号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号、令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第55号 令和元年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（高田豊繁君） 日程第12、議案第55号「令和元年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第55号、令和元年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定による未処分利益剰余金の処分です。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これでは質疑を終わります。

お諮りします。議案第55号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号、令和元年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、令和元年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、可決されました。

ここで、暫時休憩します。

（町岡教育長退席）

-----○-----

休憩 午前11時15分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第13 同意第11号 与論町教育長の任命について

○議長（高田豊繁君） 日程第13、同意第11号「与論町教育長の任命について」同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第11号、与論町教育長の任命について提案理由を申し上げ

げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、与論町大字那間52番地1、町岡光弘氏を任命したいので、議会の同意を求めるものです。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君） 任命することに、どうのこうのということではありませんが、町岡さんが教育長になられてもう何年目に入りますか。それと、教育長としてどういう考え方で教育行政を行っていくか、その辺についてもきちんと今後聞かせてもらいたいなど、本人がいらしたら述べたいと思いますけど。一応こういう任命については、どういう評価基準でやっているのか、ほかのこともですよ。それについても町長から説明があればありがたいなと思いますけど、いかがでしょうか。どういう訳で町岡さんにするんだと、推薦の御意見をいただければ。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。大島郡の中で町岡先生ほど卓越した識見を持ち、教育行政に当たっている方はいないと私は思っています。とにかく与論町の教育行政につきまして、学力の向上はもとより生徒指導の面、職員に本当に学校長として十分な指導をされているということで、大変ありがたいなと思ひまして、またこの与論町の教育をずっと続けていただいて、彼の力を貸していただきたいということで継続してお願いをしたいということです。今度教育長の任期が3年となったのですが、これまでの8年間の実績を見ながら、是非また後を続けていただきたいということでお願いをするわけです。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第11号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第11号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、同意第11号、与論町教育長の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、同意第11号、与論町教育長の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(町岡教育長着席)

-----○-----

休憩 午前11時21分

再開 午前11時21分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第14 同意第12号 与論町教育委員会委員の任命について

○議長（高田豊繁君） 日程第14、同意第12号「与論町教育委員会委員の任命について」同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第12号、与論町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、与論町大字古里473番地1、内野正世氏を任命したいので、議会の同意を求めます。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君） 私、この方を恐らく知らないと思うのです。こういう同意を得

るときに、この方の履歴だとかそういう基本的なものというのは教えてはいただけないものか、これだけ出してどうしてくださいますと言われたらどうなるのか。それはいかがですか、町長。教育長でもいいですよ。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 申し訳ありません。子育て中の方でございまして、女性委員として1人是非お願いしたいということでお願いをしたわけですが、この履歴につきましては、後ほどまたお知らせしたいと思います。申し訳ありません。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町にとって大事な方を任命するわけですので、やはり一通りの説明義務を果たしていただきたいのですよ。何で同意を得るんだと。ただ名前出して同意してくださいますと言われたって、はい、そうですかというわけにはいかない。いかがですか。今、男か女かなと思ったけど、今聞いたら女性だということがわかったので、それは結構な話なのですが、これはやはり説明不足ではないですか、町長どうですか。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時24分

再開 午前11時29分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第12号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第12号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、同意第12号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件

を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、同意第12号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第15 認定第1号 令和元年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第2号 令和元年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第3号 令和元年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第4号 令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第5号 令和元年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第6号 令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第7号 令和元年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（高田豊繁君） 日程第15から日程第21までの議案については、委員会付託の予定ですので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

日程第15、認定第1号「令和元年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第1号、令和元年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第16、認定第2号「令和元年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第2号、令和元年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてについて提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第17、認定第3号「令和元年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第3号、令和元年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第18、認定第4号「令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出

決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第4号、令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第19、認定第5号「令和元年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第5号、令和元年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第20、認定第6号「令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第6号、令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳

出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第21、認定第7号「令和元年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第7号、令和元年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議の上、認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第22 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（高田豊繁君） 日程第22「特別委員会設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。認定第1号から認定第7号については、南有隆君、原栄徳君、林敏治君、林隆壽君、喜山康三君、福地元一郎君、大田英勝君、野口靖夫君の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、南有隆君、原栄徳君、林敏治君、林隆壽君、喜山康三君、福地元一郎君、大田英勝君、野口靖夫君の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に林隆壽君、副委員長に野口靖夫君、以上のとおりですので報告を終わります。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、9月29日本会議（一般質問）です。午前9時まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前11時42分

令和 2 年第 3 回与論町議会定例会

第 2 日

令和 2 年 9 月 2 9 日

令和2年第3回与論町議会定例会会議録
令和2年9月29日（火曜日）午前9時03分開議

1 議事日程（第2号）

開会の宣告

第1 一般質問

2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君	2番 原 栄 徳 君
3番 林 敏 治 君	4番 林 隆 壽 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 福 地 元一郎 君
7番 大 田 英 勝 君	8番 野 口 靖 夫 君
9番 沖 野 一 雄 君	10番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君	税 務 課 長 武 東 真 奈 美 君
町民福祉課長 田 畑 文 成 君	環 境 課 長 白 尾 与 志 一 君
農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君	産 業 振 興 課 長 山 下 哲 博 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 町 本 和 義 君
教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長 朝 岡 芳 正 君
水 道 課 長 仁 和 男 君	与論こども園長 富 士 川 智 恵 美 君
茶花こども園長 富 千 加 代 君	那間こども園長 龍 野 勝 志 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 上 嘉 久 君	書 記 池 田 レ ミ 君
-------------------	---------------

開会 午前9時03分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（高田豊繁君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番、沖野一雄君。9番。

○9番（沖野一雄君） 皆様おはようございます。先月の町議会議員選挙において、新しい議員10人が選出され、今月14日の臨時議会において、高田豊繁新議長を初めとする新体制がスタートいたしました。また、国においては今月16日の臨時国会で、菅義偉自民党総裁が第99代内閣総理大臣に指名され、菅内閣が発足いたしました。菅首相は就任記者会見において、国民のために働く内閣を目指し、国民目線の改革に全力を挙げると宣言されています。新しいチームで臨む私たち与論町議会も町民第一主義のもとに、町民の声と心に真摯に寄り添いながら、全員の持てる力と知恵を結集して、当面する政治的課題の解決や住民福祉の向上、元気印の発展に向けて、共に積極果敢に取り組んでまいりたいものです。不詳、私もこの新チームの副議長として、また議会代表の議選監査委員などの選任をいただきましたので、その義務と責任をしっかりと果たすべく、全力を尽くしていくことをまずはお誓い申し上げまして、一般質問に入りたいと思います。

1 新型コロナ禍をめぐる知見と反省、課題等について

- (1) 新型コロナウイルス感染者集団が本町で確認された7月末、県は島全体を1つのクラスターと判断し、集中的な感染拡大防止対策を行った結果、発生から約1か月を経て町長が来島自粛要請を解除し、収束となった。この一連の騒動や関係機関の取り組み、方法など、本町が学び得た知見と反省、課題等について、町長はどのように認識し、総括しているか。
- (2) 7月末に創設した「与論町新型コロナウイルス感染症対策寄付金」について、進捗状況と町民支援の実績、今後の活用計画等について伺いたい。

2 電柱の地下埋設に係る「先進モデル町」の実現について

- (1) 現在、町内の一部地区において、電柱の地下埋設が進みつつある。そこで、台風等の災害対策及び観光地にふさわしい景観対策として、「電柱のない小規模自治体の先進モデル」を目指す全町整備を強力に進めていくことを提案したいが、町長の考えと今後の取り組みの具体策について伺いたい。
- 以上の大きな2つ、要旨3つの質問です。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。改めて、新しく議員になられた皆様方と一緒にこうして一般質問の場に立っていますが、お互いに協力し合って島の発展のために頑張っていければと思います。これからもよろしく願いたします。

それでは、まず第1点目の新型コロナ禍をめぐる知見と反省点についてです。

7月22日に最初の陽性感染者発表があつてから、8月7日発表のあつた方まで、町内感染者が55人と本町クラスター関連の方が鹿児島市で1人確認をされています。

以前から、いつか発生するかもしれないという危機感を抱いてはおりましたが、これほどの感染拡大が起きてしまうとは、予想しておりませんでした。

陽性者確認後は、いち早く保健所など県職員が本町に入り、徳之島保健所による濃厚接触者の追跡調査の結果に基づく与論病院での抗原検査やPCR検査用の検体採取を行い、陽性者については、ほとんどの方が海上保安庁の飛行機や船、また、自衛隊のヘリコプターなどで島外医療機関等へ搬送していただきました。与論CHEAT（シーヒート：コロナ健康危機管理支援チーム）を組織して、県のくらし保健福祉部次長をはじめ、鹿児島大学の感染症専門の先生、国から派遣されたクラスター対策班の先生などが本町に入り対応に当たっていただき、町の対策本部に参加して対策協議をされたり、多忙の中、こども園・障害者福祉施設・高齢者福祉施設・飲食店等の感染症対策や新しい生活様式のあり方について、何度も研修会を開き御指導を賜り、さまざまな施設の開園・開業の方法やタイミング等について直接各施設へ赴き現場を見て御指導、御助言をいただきました。

この度のクラスター事案は大きな出来事ではありましたが、特に問題とされるような誹謗中傷が無かったことは、与論の誠の心を改めて示したことで安心したところ です。

この経験をもとに、今後も感染症予防に対する高い意識と実践について、町民の皆様への周知啓発を継続していくことが肝要かと思われま す。

次に、新型コロナウイルス感染症対策寄付金について、進捗状況と町民支援の実績についてお答え申し上げます。

与論町新型コロナウイルス感染症対策寄付金につきましては、令和2年7月30日から令和3年3月31日を受付期間として、町のホームページ上に案内を掲載し寄付金を募っています。

寄付金を活用した町民支援につきましては、現在のところ実績はありませんが、まずは国から全国の市町村に配分された、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源とする各種支援事業等を実施した後、本寄付金を活用した感染症

対策事業や経済支援事業等に有効活用してまいります。

次に、電柱の地下埋設に係る「先進モデル町」の実現についてです。

現在進行中の無電柱化につきましては、県道・町道のあわせて1.8キロメートルの整備計画を立てており、県道から役場新庁舎前の約200メートルの町道区間は、拡幅工事にあわせて埋設できるよう配線計画の協議を進めてございます。

無電柱化には景観の向上、災害防止等の観点からメリットがある一方、施工コストが高いことや地上機器の設置場所の確保がしづらいという課題があり、また、電力・通信分野の自由化の進展等に伴い、電線管理者の厳しい経営環境などから全国的にも無電柱化が進んでいない状況にあります。

しかしながら、台風常襲地帯である本町における安心安全な生活の実現、個性豊かで魅力ある景観づくりを図るためにも、無電柱化を推進することは極めて重要なことであると考えます。今後、国・県などの財政上の支援策や低コスト工法の進展などの動向を注視しつつ、本町の財政状況や電線管理者及び地域の意向を踏まえ検討してまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 9番。

○9番（沖野一雄君） 御答弁をいただきました。それでは、御答弁の中にちょっと足りないところもあるようですので、切り込んでみたいと思います。

まず1番目の新型コロナ関係ですが、まず、町長の御答弁にもありましたが、クラスター発生から収束するまで、関係機関の対応と努力あるいは御労苦に対しまして本当に大きな評価と感謝を申し上げたいと思います。町長のおっしゃることは十分理解できますし、そのとおりだと思います。しかしながら、反省すべき点あるいは残った課題、そういったことに対する御答弁はちょっと無かったように思います。そこで、あえて次に来るであろう第2波あるいは季節性のインフルエンザ、そういった懸念もありますので、しっかり反省すべき点は反省して、次に生かすという意味で深堀をしたいと思います。

町長からもありましたけれども、まず評価すべき点というのをちょっと私が考える5点ほどをちょっと紹介してみたいと思います。例えば、鹿児島県がもともと先頭に立って、都道府県が先頭に立って、こういった伝染病関係の町民に対して先頭に立つというのは、もう法律で決まっているわけですね。だから全然鹿児島県に対しては遠慮する必要はないと私は考えています。法律で都道府県が先頭に立つと地方自治体の小さな自治体では何もできませんから、法律でそういうふうになっていますので、鹿児島県に遠慮することなく主張すべきところは主張して、しっかりと体制を取っていただくというのが基本だと思っています。それはさておき、まず評価すべき点の1点目として、与論病院の大きな頑張りというのがあったと思いま

す。具体的には、例えば与論病院において病床環境、ベッド数の増であるとか検査体制の改善、例えばPCR検査につなげるための車に乗ったまま検査を受けられるドライブスルー方式の採用、あるいは沖縄の中部徳洲会病院との連携、南部徳洲会病院との連携、医師の派遣、看護師の派遣、そういった連携体制がしっかり院長の判断で取れたということは、やはり私はすばらしかったと思います。そういった意味で、医療従事者の鹿児島大学の鹿児島大学病院からも医師の派遣であるとか、あるいは看護師の派遣であるとか行政支援があったことも町長からも触れられたとおりであり、こういった医療従事者の皆様に対しましては、本当に町民の皆様も大きな敬意をはらい、感謝を申し上げているところだと思っています。

それから2つ目、町長の観光客に対する約1か月間の来島自粛要請、7月24日から始まって8月の23日まで。これは適切なタイミングで行われたと私は考えています。非常に良かったと思います。

3つ目、クラスターの発生後、感染者の島外施設への搬送による分散隔離が実施できたということ。これの背景にもいろいろありますけれども、やはり鹿児島県の指導で行われたのですが、タイミングそれから場所、そういったことが非常にすばらしかったと思います。

それから4番目として、8月中旬に12歳以上の全町民に対して1人20枚ずつ配布した町からのマスク支援ですね。アベノマスクというのもありましたけれども、全く功を奏しませんでしたけれども、与論町のヤママスクについては非常に効果が大きかったのでないかと考えます。非常に絶妙なタイミングで良かったと思います。それもやはり島外からの与論島の来島自粛要請などで、マスコミでそれを山町長の顔入り、声入りで全国にいろいろなマスコミに報道されました。そういった効果もあって寄贈品もかなり送られてきましたし、そういう意味では本当に心強いことでした。

5番目として9月26日、おとといですが新聞を見ますと、与論町コロナの5段階の警戒レベルの設定がなされたということが載っていました。奄美群島全体でしたけれども、与論町については5段階の警戒レベルの設定ということで、業種ごとのガイドラインもあるということのようでして、5段階でしっかり警戒レベルがあって具体的に項目ごとにつくられているようです。新聞を見ますと、なかなかいい感じでできていて、私は非常にこれも良かったのではないかなと思います。そして地元の新聞では、毎日警戒レベルの段階というのを掲載するということでしたので、これもやはり与論町だけではなくて群全体ですが、評価すべきことだと思いました。

一応評価すべき点は、その5点に私は集約してみましたけれども、今度はちよっ

と課題、反省点について触れたいと思います。今度の与論町のクラスターについては全国でも取り上げられて、事実、人口割からすれば、日本一のワースト感染率だったと思いますが、うまく対処ができたことの背景に、鹿児島県本土で発生が比較的になかったこと。それから近隣市町村での発生がほとんどなかったということで、鹿児島県をはじめとする関係機関による集中的な抑制対策ができたということが、やはり不幸中の幸いであったと思います。これが仮に、鹿児島県全体でもあるいは近隣の市町村でまん延していた場合、やはり島外への搬送とか分散隔離ができなかったと思うと、ぞっとするようなことを思うわけです。これら一連の経験からの知見、反省点として、例えばその与論町でクラスターが発生したときには、町長からも少しありましたけれども、最初の新型コロナウイルス感染症の発生のときのタイミングは、ちょうど7月末でしたので、全国的にその感染拡大のピーク、7月末がピークでしたので、全くそれと一緒にだったのですね。全国の拡大がピークだったときに、やはり与論町に入るリスクというのが一番最大化したわけですよ。そういう意味では、ある程度予見できていたわけですね。与論町にも入ってくるのではないかと、沖縄県もひどい状況でしたので。現在でも続いていますけど。そういった意味で、やはり水際対策に不備があったのではないかと、それがまず1点目に挙げられるわけですよ。水際対策をしっかりとすべきだということが1つの反省点だと思います。そして2つ目として、おとといの鹿児島県発表の資料を朝いただきましたけど、与論町のクラスター発生の分析、その中にちょっと載っていましたが、町民の防疫意識と行動にやはり緩みがあったのではないかとということですよ。絶対防ぐのだという意識と行動がちょっと足りなかったということで、役場職員も数人発症したわけですので、それに象徴されると思います。

そういう意味で、鹿児島県が発表した与論クラスターの分析によりますと、大きく3点あるかと思いますが。1つ目はマスクの不着用、当時はマスクが徹底されていなかったと、マスクの不着用があったのではないかとという分析。それから、やはり酒の回し飲み、いわゆる与論献奉。そしてこの分析の中に載っていますが、複数の飲食店へ2次会、3次会と行ったということが追跡調査でわかっているわけですが、やはり2次会、3次会へ同じメンバーで行くというのが悪かったということで、これは9月26日、一作日の読売新聞とか南日本新聞、それからヤフーニュース、グーグルニュースでも取り上げられています。与論献奉なるものが非常に罪深いものだということで、与論献奉の受難になろうかというような記事がやはり載っています。そういうことでお酒の回し飲みが2番目。3つ目として、発症したにもかかわらず、勤務が継続されていたと。それはどうか分かりませんよ。そういう分析結果が出て、この3つが大きな原因として挙げられているようですね。

それから、もう一つは大事なことですが、最初の患者等の発生から感染者の隔離。例えばPCR検査結果が出るまで大体印象だと1.5日ぐらいかかっていますよね、与論町に発表がされるまで。例えば午前中に与論病院で検査を受けて、それから翌日の夕方ぐらいに発表されるわけですので、1.5日ぐらいかかったわけですよね。そういった時間は長すぎるということがやはり大きな課題であるし、今機器も相当進んでいるようですが、例えば昨日、一昨日、天城町で発生した患者の検査は、TRC検査というのをされているようですね。これは自動遺伝子検査という方法で、PCR検査と同じ位置付けで、45分で結果が出るそうですね。新聞とかそういったのを見てみると。先月中旬から普及しているようです。天城町についてこのTRC検査というのを実施しているようで、これだと早い収束が可能ではないかと考えるのですが、様子を見なければわかりません。そういった意味で検査結果にやはり時間がかかるということで、この間その検査を受けた方の行動というのが、隔離できたかどうかというのが大きな焦点になってくるわけですよね。そういった問題の課題があるわけです。そしてその濃厚接触者とその接触場所周辺の追跡調査、保健所が先頭になって行うのですが、そういったいわゆる初動の対応を、後ほど大田議員からも質問があるようですが、その初動対応というのが一番何事も重要ですので、しっかりそこをやっていただきたいなという課題があったかと思えます。

いかがでしょうか、町長。今私が申し上げた課題、問題。どこか足りないところあるいは間違っているところがありますでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。特に今度の場合には、おっしゃるように鹿児島からいろいろな方々がみえて、本当にこの脆弱な島の患者を島外へ搬送していただいたということは非常にありがたいと思います。それとあわせて、徳洲会病院の対応については本当に感謝を申し上げたいところです。

水際対策に不手際があったのではないかという御指摘がございました。確かに私たち5月1日から空港に体温の測定をしたり、あるいは港で下船する乗客に対してPRを行ったりしてまいったところですが、それでも中に入って観光客から発生したということのようですので、そのあたりの対策をもっともっとこれからも徹底していく必要があるなというふうなことを、つくづく反省しているわけです。

なお、飲食店等での与論の皆様方の独特な酒の飲み方というふうなこと、飲食店でマスクをしながらというのは、なかなか現段階では厳しいのですが、そういう酒の飲み方にも問題があったのかなということもあります。これにつきましては、またこれから協議していかなければならないなと思っています。

それから感染症対策の専門家をお招きして、各飲食店につきましては対応の仕方をずっと指導していただきましたので、それに沿ってできる限りの対応を今後してまいりたいと思っていますし、また初期の対応の遅れにつきましては、本当に町としましても徳洲会病院等と一緒に協力しながら仕事を進めたのですが、まだまだ今後検査のあり方等いろいろ新しいのがありましたら取り入れていければと考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番。

○9番（沖野一雄君） やはり反省すべきところは反省し、課題として認識するところはしっかり改善して次に備えるということが非常に重要であろうかと思っておりますので、そのような形でよろしく取り組んでいただきたいと思っております。新型コロナのワクチンが開発されるまでには、一般的に普及するまでには、まだ大分時間がかかるという報道ですので、しっかり準備が大事かと思っております。特に、今度は冬場に季節性のインフルエンザの流行も懸念されていますし、また折しも菅内閣が10月1日以降の外国人の受け入れというのもまた再開するのだということを表明されておられます。経済対策のためにですね。それから沖縄本島では、離島も含めて依然として厳しい状況、予断を許さない状況が続いています。またお隣の天城町でも2人目の患者が発生しているというような昨日のニュースでしたので、こうした厳しい状況の中でこのクラスターの収束させた知見を生かして、第2波、第3波への備えというのをしっかり取っていただきたい。その柱としては、新しい生活様式、いわゆるwithコロナの社会経済活動の徹底というのをしっかりやっていたことが重要かと考えますけれども、ここの質問のところの最後として、町長に改めて今後の第2波、第3波への備えをしっかりとっていただきたいという意味で、覚悟のほどをちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山元宗君） 御指摘、御指導ありがとうございます。本当にこんなに急にばあっと広がるとは予想だにしておりませんでしたので、今後本当に私たちの与論町へのコロナウイルスあるいはほかの伝染病などが入ったときに、どのように対応すればいいかという非常にいい参考になった、経験をしていただけたと思っています。今後この経験を生かしながら、反省点もまた全部で洗い出しながら対応してまいりたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番。

○9番（沖野一雄君） 次に、やはりコロナ関連ですが、与論町新型コロナウイルス感染症対策寄付金についてです。御答弁では、まだ何もしていませんということで実績がないということの御答弁でした。ちなみに、現時点での金額はいくら集まって

いますでしょうか。前に新聞報道がありましたけどちょっと古い情報でしたので、現在の寄付金の金額はいくら集まっていますでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

9月25日現在で、申込件数が183件、申込金額が1631万4563円と
なっております。

○議長（高田豊繁君） 9番。

○9番（沖野一雄君） 183件、1600万円余りということで、今御答弁がありました。実績は今のところないのですが、私この寄付金の活用について重要なことは、やはり寄付金の活用の公平性あるいは公正性あるいは透明性、そういったものをしっかりルール化、明文化することが重要だと思うのです。今の経済対策のネックになっている地方創生臨時交付金につきましては、補助金の交付要綱それぞれ事業ごとにルールがありますので、それに基づいた施策が進められているのですが、この寄付金については、しっかりと町独自でどういった方々に配るとか、どういった金額で配るとか、例えば1つの委員会みたいなのをつくってそれでしっかり決めていくとか、そういったルール化、明文化、そういったものが必要だと思うのですけどいかがでしょうか。副町長。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） おっしゃるとおりだと思います。この多額の現金をいただいたわけなのですが、これを今後第2波、第3波あるいは島全体の5,200人の町民の感染予防に今後使わせていただきたいなと思いますが、これを感染をした方々にお配りをするとかというのではなくて、今後の予防対策に生かしていけるような使い方ができればと私は考えています。ワクチンもあと1年先、2年先になるかはっきりしたこともまだ出ておりませんので、そういった支援策、今の国の方針といたしましては、全部そういった関係は国で支援すると言っていますが、それも確定ではありませんので、いざというときに、町として全町民を守るような体制ができればという活用をしてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 9番。

○9番（沖野一雄君） 副町長の考えはわかりましたけれども、そのルール化、明文化はどうするのかというのが、ちょっと答えが無かったのですが。先ほどから申し上げている感染防止対策とこの寄付金とか国庫補助金を使った県単事業に使った経済活動の支援というのは、この同時進行は二律背反、背中合わせという意味で非常に政策課題になるかと思えます。しかしながら、やらなければならないのですね。まさに乗り越えなければならない喫緊の課題となっています。そういった意味で、

私は山町長の手腕が問われていると、まさにそのようなタイミングだと考えています。全町民が注目していますし、国の補助事業、これだけのクラスターが発生しましたのでちゃんとやるのは当然のこととして、今度はじゃあ183件の皆様の御意思、与論町の経済対策、コロナ対策に使ってくださいということで寄付をいただきましたので、その方々の意思というのは、この国が進めている経済対策が終わった後にやりましょうということではまずいわけです。その意思を尊ぶためには、やはり国あるいは県の補助事業が届かないような方々にしっかり隅々まで支援を届けていくというのが、私は趣旨だと思います。あるいは国県の補助事業で資金が足りないところ、もう少しプラスしたいようなところにもプラスをするのが当たり前ではないかと、私はその寄付をいただいた方々の意思を考えたときにそう考えるわけです。いかがですか、町長。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるとおりだと思っています。先ほどからありましたように、183人余りの方々に寄付金をいただきまして、その意思をしっかり受けておっしゃるように公平公正に全部の町民の励みになるように、またその配布につきまして、使用につきましても、委員会等を立ち上げてやはりしていかなければならないのではないかなと考えているところです。今、国の支援金の一次二次をあわせまして2億9000万円余り、約3億円の国からの支援がございまして、これは町としましても、限度額よりも2200万円余りをオーバーをして申請をしているわけですが、これが来ることをこれと一緒に町民に少しでも経済復興ができるように対応していければと思っているわけですが、これと同時にこの交付金につきましても有効に活用できるように今後対応してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番

○9番（沖野一雄君） 是非、具体的にルールを決めて明文化をして後でおかしいのではないかという疑念を持たれないように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。私がこの寄付金の充当先、どういったところに使うかということにつきましては、やはり国の施策というのはどうしても机の上で考えることなのですね。現場のことを余りわからないままに、現地のことは余りわからずに決めているルールですので、そういった意味で地方創生臨時交付金というのはありがたい制度ですが、やはりなかなか細かいところまで、かゆいところまで手が届くような支援ではないという点もあろうかと思っています。そういった意味で、この寄付金の充当先については、やはり国県の補助対象になっていないような業種があるかと思っています。あるいは個人、そういったところで影響を受けて困っている方々に、しっかりと寄付金の

活用というのを考えていただきたいというのを提案したいと思います。そういった意味で、じゃあその行き届かない業種とか個人ってどんな人たちだろうかというところをですね。例えば単独の高齢者かもしれない、あるいは母子家庭、父子家庭で困っている低所得者の方々かもしれない、あるいは障がい者を持つ世帯かもしれない。そういった意味で低所得者であるとか社会的弱者とか、そういったところでの支援をしっかりとゆいところに、細かいところに行き届く行政支援、寄付金の活用というのをしっかりと検討していただきたいということを申し上げたいと思います。例えば、教育関係では、経済的に困窮している学生・生徒に支援ということで、地方創生資金でも学生の仕送り支援、仕送りをしている町内の世帯に一律5万円、あるいは給食費の免除1学期分というのを一律にされているわけですね。これはやはり一律というのは当然行政のやり方としては一番簡単なのですが、やはりそれでは本当に低所得者とかを救うことに、ちょっといまいちどうかなというところがあるわけですね。そういった意味で、やはり教育関係においても、しっかりと弱者を救うような低所得者に届くような、そういった寄付金の活用の仕方を御検討いただきたいと思います。そのような方向で是非検討していただきたいと思います。

次に、時間もちょっと迫ってきましたので、大きな2番目の電線の地下埋設のことをちょっと切り込んでみたいと思います。与論町は以前から、大分前から電線の地中化について必要性をほかの自治体に先駆けて発信してきましたと、象徴していますけれども、現時点では沖永良部島、知名町、和泊町、特に和泊町ですが、そこはもとより奄美群島全体でモデル地域整備を目指すんだという今横並びの形になっています。形上はですね。具体的にはその国に対する奄振開発事業の推進要望書の中に、今年の3月にまとめられています、町長あるいは与論町の議会、議長が構成する奄美群島の市町村長会、議会議長会が中心になって進めている要望書ですが、この中に既にもう横並びで要望するような形になっています。それではちょっと私不満があるのです。そうではなくて、ちょっと切り込んでみたいと思いますけれども、現在、国の計画の見通しとか県の整備計画というのは、どういう状況にあるのかというところを、御答弁の中には与論町は1.8キロメートルの整備が既に決まっていますということで、既に着手されていますというお話がありましたけれども、もうちょっと具体的に先々までどうなっているのかというのを伺いたしたいと思います、課長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） お答えいたします。

現状では、鹿児島県としましては、無電柱化推進協議会という協議会を立ち上げてございます。その中で第7期無電柱化推進計画という中で、2018年から20

20年度までの経過につきましては、鹿児島県では約17キロメートルを整備するということが掲げて、現在整備を進めているわけです。無電柱化の整備を実施するに当たっての課題としまして、1つ目は施工コストが高いということと、2つ目には電力会社や通信会社などとの調整が困難であるということ、あと3つ目には、歩道がない道路など狭いところに関しては事業が困難であると、トランスの設置場所とかいろいろな確保等が難しいということが挙げられます。

本町の無電柱化を進めるに当たりましては、本町においても優先すべきいろいろな事業がございます、今後また財政状況を見ながら検討を進めていかなければならないと思っています。無電柱化を進めるに当たって、無電柱化の必要性の高い区間から重点的に整備していくことが重要であると思っておりますし、今後また道路の新設や改良にあわせて、無電柱化の整備が進めていけるように関係機関と協議を進めていければと思っています。

今後のまた新しい第8期、これからまた来年度に向けて新しく目標をいろいろな自治体に向けて県のほうからも指導・指示があると思っておりますけれども、これに向けて先ほど沖野議員がおっしゃられましたように、先進モデルとして与論町を進めてはどうかということですが、できればそういうふうな財政上見ながら、できればまた与論町のモデルということで、国または全国に発信していければなど考えているわけです。あとはまた財政状況を見ながら、今後関係機関と協議を図りながら進めてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 9番。

○9番（沖野一雄君） 今の課長の説明でもちょっと先行きはまだはっきりしていないという状況なのですが、国もなかなか国が思っているように進まないというジレンマを抱えているようですが、これはやはりそのネックは、町長も触れていましたけど、コストが高いというのがあります。これはもう当然誰もが承知しているのですが、例えば、従来1キロメートル当たり大体7億円ぐらいかかると言われていました。現在では、御案内のように大体5億6000万円、5億円から6億円程度1キロメートル当たりですね。メーターに直しますと50万円から60万円というとてもないお金がかかるということで、なかなか二の足を踏んでいるという形のようなのです。しかしながら、最近のネット情報とかでいろいろ調べてみますと、今国に提案されているいろいろな改善策が出ていまして、最初の技術によれば、例えば町長もちょっと触れていましたけど、地上の設備例えばトランスボックス、変圧器の小型化とかあるいは従来結構深くて大きい設備になりますけれども、これが浅くてもオッケーだと浅層埋設型配管、配管設備をもっとコンパクトにして浅いところに埋めるという配管の仕方とか、これだと与論町のような狭い道路でも対応ができると

いうこと。あるいはまたさらに最新の、水を排出するための側溝整備と無電柱化を一体的に行う二層側溝型配管方式というのもまた出てきているようです。こういった最新の技術を使ったもので施工すると、約1キロ2億円、2億円といたしますとメーター20万円ですからね、2億円前後で、メーター20万円前後で、格安的に施工することも可能になっているというふうな記事、そういった資料も目にするようになりました。そういった意味でこの事業コストの今後については、よりコンパクトで幅員も広く取るとかではなくて、よりコンパクトで低コストの方向に今急速に日進月歩の技術で進んでいるようです。そういった意味で、国が進めるこの無電柱化事業というのは、法律化されていますから、国がしっかり進めるようになっているわけです。国土交通省もしっかり触れていますけれども、国が主体的に進めていますのでこういった流れをしっかり捉えて、長期的に与論町としての費用対効果をしっかり見極めて、小規模自治体のいわばモデル事業という言葉もあまりはやらないようですので、いわばパイロットモデル事業としてあるは実証モデル事業として、言葉遊びになりますけれども、そういったことでモデルの中でもさらに実証実験のような形で、与論町で進めていただきたいということを提案したいということです。その事業の進め方に当たっては、いろいろ調べてみますと、やはり今課長からもちょっとありましたけれど、九電であるとかNTTであるとかの事業主の取り組みというのも非常に重要になってくるのですが、こういった業者も含めていわゆるPFI方式ですね。民間活力をしっかりと使って、あるいはPFI方式の1つの例ですけどBTO方式というのがまたあります。こういった要するに民間活力をしっかりと使って、導入を検討していくということも大事かと思えます。お金も無い、人もいない、資源も無いということで諦めるのではなくて、やはりほかの自治体に先駆けて整備することで、防災とか観光面の産業振興における大きな経済効果というのが期待できると私は考えます。本町の例えば地政学的な特長をいくつか挙げますと、外海離島であるということ、台風銀座に位置しているということ、それから1島1町の島であるということ、人口5,000人、人口密度244人のコンパクトな小規模自治体であるということ、それから鹿児島県の最南端で沖縄県に隣接して、世界遺産候補地の奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島のほぼ中心に位置しているということ、それから農業と観光で成り立っている平たんな島であるということ等々の、美しい自然とかというのがありますけど、そういった個性的かつ魅力的な本町の特長を生かして、しっかりと国県あるいはこういった九電であるとかNTTであるとか関係機関に対して、しっかりとPR活動、ロビー活動、言葉はちょっと悪いですけど、そういったことをほかの自治体に先んじてしっかりと行っていただきたいと私は考えるわけです。いかがでしょうか、町長。町長の御答弁で

は、最後のところでこういった言葉で結んでいますよね。本町の財政状況や電線管理者及び地域の意向を踏まえ検討してまいります。検討していくという常套用語ですよね、ちょっと残念です。これではちょっと地域の意向を踏まえてとか、電線管理者の意向を踏まえてとか、まさに風見鶏的なあるいは悪く言えば日和見すぎだな、こういったきよろきよろ右左を見ながら進めていくというやり方では、これからの厳しい自治体間競争を勝ち抜くことにはつながらないわけですよね。今からが厳しい始まりとなりますよ、コロナもこれだけ経済投資をしていくと交付税も厳しいことになっていくでしょう。そうすると先行きやはり厳しい競争が待っているわけですよね。こういった厳しい社会を勝ち抜いていく気概というのを持たなくてはいけないと思うのです、私は。山町政として。いかがですか町長、この取り組みは、私は大きなこれからのポイントの1つになるかと思うのですが、覚悟のほどをお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、本町で計画しています1.8キロメートルというのは、コースタルリゾート前の田畑美軒のところからウプインジュの河口を通りまして、旧役場庁舎前それから中央通りを通って、茶花小前を通ってこの役場につなぐというようなルートです。そういうことで、その地権者の説得もということは、やはり中央通りのところあたりで、先ほどありましたようにトランスの設置等もございしますので、小型化されたとはいえ、そういう地域の方々のやはり協力もいただかなければいけないというふうな意味で申し上げたわけですが、1.8キロにつきましては、計画をしております、それから後、町道区間のこの窪舎の1号線のところは拡幅工事とあわせて埋設できるように計画をしているわけです。そういうことで、今郡内でも沖永良部と与論が先んじてそういう工事をしていくわけですので、市街地の工事につきましては、言われるようにほかのモデル地区にもなるかなと思っています。できるだけ新しい工法、低コストの工法でやっていかなければならないと思いますので、そういうところはまた協議をしながら進めてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 9番。

○9番（沖野一雄君） 今少し力強さが足りないように感じますけれども、この無電柱化事業については、御案内のように国が法律をつくって進めているわけですよ、しっかりやりましょうと。その背景にはオリンピックの開催とかいろいろあります。地方創生をしっかり果たさなければ東京も生き残れない、日本全体も生き残れないということで、無電柱化はその1つの手段だと、大切な事業の1つだということで、法律をつくって国が指導して進めているわけです。しかしさはさりなが

ら、なかなか国の思うように進まないというジレンマを抱えているわけです。こういうときこそ、我が与論町がしっかり手を挙げて働きかけて、先陣を切って前に進むことによって大きなインパクトを与えるわけですね。そういった思いで、私は取り組んでいただきたいということを提案しているのですが、ちょっと少し若干時間がありますので触れたいと思いますけれども、まず、こういったことを進めるに当たっては、建設課長、町の無電柱化整備計画というのをまずつくらなくてはけません。これは法律では努力義務になっていますが、これをつくらないことには話になりませんので、しっかり近日中に、近年中じゃないですよ、近日中に町の無電柱化整備計画をつくっていただいて、それに基づいて、例えばその中で町長がちょっとお話がありましたけど、今与論町は1.8キロ一応計画に載っているわけですけど、それも含めてしっかり例えば、第1期的な県道の周辺一周道路をしっかり整備するんだということ。その次には、例えば町道の一番主要なところ、南北に走る縦貫道路あるいは東西に走る横断道路の町道のネックとなるところですね、そういったところを次は進めていくんだという考え方を、しっかり具体的に例を示しながらそういった整備計画をつくっていただきたいと、具体的にですね、そうしないと働きかけはできませんからね。じゃあ、与論町はどういう計画を持っているの、どんな考え方を持っているのと言われたときに、その根拠がないと示せないわけですので、早急に町の無電柱化整備計画の立派なやつをつくっていただいて、余り多く作文ばかり並べてもしょうがありませんので、実現性の高い方向でしっかりとまずつくっていただくことが重要だと思います。いかがですか、課長。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） お答えいたします。

今沖野議員のおっしゃるとおりです。無電柱化の推進計画につきましては、無電柱化の推進に関する法律が、平成28年に成立、施行されています。その中で国の策定する無電柱化推進計画を基本としまして、都道府県無電柱化推進計画を策定するよう、都道府県の努力義務として規定されているところであります。本町においては早急に無電柱化推進計画を策定しまして、そのほかにまた条例等も整備しなければいけないということですので、今後また策定に向けて準備を進めてまいりたいと思います。まず、先ほどされました与論町における重要、必要時の高い区間から重点的に整備していくように盛り込んでいければなと思っていますので、御指摘ありがとうございます。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番。

○9番（沖野一雄君） 建設課長には是非、町長はいまいちちょっと熱があまり感じられませんので、残念ながら。しっかりと町長の背中を押していただいて、頑張っ

いただきたいなと思います。

私は、この地下埋設というのは、私ども議会でも以前から委員会でしっかり揉んでいますけれども、何かほかの自治体に先を越されそうで非常に憂慮しているところですが、しっかりと先を見通して、いろいろな財源についてはいろいろな方法がありますので、また日進月歩の流れで技術も進んでいますので、しっかりタイミングを見て、長期的な費用対効果を考えていただきながら、しっかりと前向きという言葉よりも積極的に私は手を挙げて取り組んでいただきたいと思います。どんな難しい仕事も、どんな難しい課題も人と人とがやっていくのですよ、人がやっていくのです。ですから私は鹿児島県とのつながり、あるいは国とのつながり、あるいはNTTあるいは九州電力とのつながり、そういったことを非常に大事にしながらしっかり山町長はあるときは営業マンとして、あるときは観光のPR大使として、積極的に先頭に立って、山町長の手腕をいかに発揮していただきたいということで申し上げているわけですので、是非町長にはその部分、しっかりお含みをいただいで取り組んでいただきたいと思います。私の質問は時間もありませんので、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

次は、3番、林敏治君に発言を許します。

3番。

○3番（林 敏治君） 令和2年第3回定例会の一般質問をいたします。

1 自然災害に強いまちづくり対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を継続しながらの避難所運営は、3密を避けるため、受入人数を制限する必要があることから、これまでより多くの避難所の確保が必要になってくると思われる。自然災害に強いまちづくりを進めていく上で、自らの身の安全はまず自ら守るという「自助」を防災対策上の基本的な考え方とし、今後、自宅周辺等に避難所（シェルター）などを個人で設置する住民に対して町独自の経済支援策を講じる考えはないか。

2 高齢者が安心安全に暮らせる環境づくり

- (1) 現在、急速な高齢化社会が進行する中、本町においても高齢者が安心安全に暮らせる環境づくりが求められている。役場新庁舎や避難所などの公共施設等に歩行器や車イスなどを常備して、高齢者にやさしい環境づくりをする必要があると痛感するが、町長はどう考えているか。

3 医療施設の存続について

- (1) 現在、パナウル診療所は島民の心と生命を支えるため、午前・午後の診

療の合間に訪問診療、往診などを積極的に行いながら、地域医療に献身的に取り組むなど多大な貢献をされている。この医療施設が、来年から閉鎖されることから、医療施設の存続を求める声があるが、町長は、島の脆弱な医療体制の充実を図る上で、幅広く全国から後継者を公募して、この医療施設を存続させる考えはないか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、自然災害に強いまちづくり対策についてお答え申し上げます。

与論町地域防災計画において、台風災害時の避難所を町内21カ所指定しており、現状としては、砂美地来館、福祉センター、防災センター、茶花小学校体育館を主な避難所として開設し避難対応を行っています。

災害に強い町づくり施策として、木造住宅の耐震改修補助事業の推進や非木造新築住宅建設に係る固定資産税の減税措置についても継続し、台風災害に強い住居づくりの促進に努めているところです。

現在、集落自治公民館の老朽化に伴い、災害避難施設として位置付けた再整備計画や与論町木造住宅台風対策工事補助金制度の創設についても検討を進めていますので、御提案のシェルター設置につきましては、今後の与論町全体の防災計画を進める中で、総合的に検討してまいります。

次に、高齢者が安心安全に暮らせる環境づくりにつきまして、役場新庁舎や避難所においては、高齢者等への対応に配慮し、車イスを常備していますが、歩行器については、未整備となっていますので、新庁舎や避難所に歩行器を常備してまいります。

また、その他の公共施設等についても、歩行器や車イスなどの設置状況を確認するとともに、各施設のバリアフリー化や手すりの設置等の再検討を行い、高齢者や体の不自由な方々に配慮した備品の確保と施設整備に努めてまいります。

次に、医療施設の存続についてです。

確かにこれまで、パナウル診療所が長きにわたり町民の医療保健に貢献されたことは、筆舌に尽くしがたいほど、多大なものがあり、閉鎖されることは大変残念ではありますが、この医療施設は民間の施設であり、現在、福祉施設等民間同士で計画交渉が取りざたされる中で、個人としての意思を尊重すべきものと考えます。

なお、町が新たに医師を確保し、町立診療所として運営するのは困難だと考えています。

○議長（高田豊繁君） 3番。

○3番（林 敏治君） 自然災害に強いまちづくり対策について前向きな答弁ではありません。

ますが、ここで追加質問、要望をしてみたいと思います。

近年スーパー台風の襲来により、甚大な被害をもたらしており、毎年のように住民を脅かしています。このような状況の中で木造住宅建築は高度な技術で一部一室丸ごと耐震シェルターコンクリート造や、柱、壁、金物など頑丈につくられており、外への避難はできなくてもその部屋で避難できるよう設置建築されています。また、耐用年数の長い木造住宅に住んでいる住民は、自宅周辺に5坪から約12坪程度のブロックコンクリート造で避難所として位置付け、一部設置をしています。このことから自宅周辺に避難所を設置したいという希望者が多数寄せられています。現在一部は既に設置しているところもありますが、高齢者が手間がかからず、すぐ隣に避難できるメリットもあるということで、是非これを検討していただきたいということで質問をさせていただきました。これにつきまして、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に新型コロナウイルスの対応で、避難所の人数が非常に制限されたというようなことで、これはやはり各自各自の家を強化する必要があるなと考えています。そういうことで、できるだけ非木造住宅への支援もしてまいりたいということでずっと進めてきたわけですが、おっしゃるように自助という点から、やはり自分たちで自分の身を守るんだというそういう決意はありがたいなということです。ただ、シェルターをつくる場合、普段倉庫として使うわけですので、広さはどの程度それから中身はどういうものを何日ぐらいを予定してつくっていくのかということで、せっかくシェルターとしてつくっても倉庫だけに使ってしまった、いざというときに荷物を出せなかったというのではなくて、そういうふうな使い方が上手にできるような、うまくできるようなそういう仕組みづくりをみんな検討していかなければならないと思っていますので、できるだけ自助努力をしていただくということと、シェルターとして活用できるような中身の検討もしながら進めてまいりたいなと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 3番。

○3番（林 敏治君） 避難所ということですが、これは昔は、第二次戦争時代あたりに、じいちゃんばあちゃんが、防空壕を自分たちで掘ってつくったのですよ。だからそういうことも考えると、これからのやはり自分の身は自分で守るという、そういう自助を基本的に考えていかなければならないと私は思っています。ですが、どれだけの避難所なのかということですが、大体、今設置してあるのを見ますと、ブロック造で約5坪から12坪ぐらいつくっていらっしゃる方がいます。1坪単価が大体20万円ぐらいから25万円ぐらいですよ。と、考えますと、5坪で100万

ですね。これの1割、1割でもいいですよ、またはその半分でもいいです。要するに町民に今から希望者がまた何件かあるのですが、つくりたいという方に対して少しでも後押しができないかと。町がどれだけ後押しできるかということで、これも気持ちの問題でつくれると思うのですよ。だから何とかして、そんなに私は予算は組まなくてもいいとは思いますが、町としての気持ち、ハート、そういうのが私は大事ではないかということが考えられます。それについて総務企画課長、どう思われますか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 自助の観点から、町民の皆さん一人一人がそういう対策を取られるということは、本当に町の施設を考える上でも大変ありがたいということも考えています。ただ、考え方は自助なのですが、これをつくった場合は当然公助という形になるのかなと考えていますけれども、そういったときに、町の全体の計画を進める中で、現在やっているいろいろな補助制度もあります。複数の制度が出てくるのですが、そういったのもやはり整理をしないといけないのかなとは考えています。先ほど町長からありましたけれども、今20万円×5坪だったですかね、そういったところで制度設計をする際にどれだけの標準的な施設を補助するか、対象経費とするか、その辺はしっかりとしないといけないと思いますし、それからその規模によってコストも変わってきますし、その後その補助目的に適した利用の存続がどうなのかなというのもちよっと考えていかないとはいけませんので、その辺はまた検討させていただきたいと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番。

○3番（林 敏治君） 避難所の皆さんも、町当局が大変苦勞されているなと思いがら、避難所のあらゆる公共施設を見て、大変な管理をされているということで、できればその高齢者が避難時のときに、すぐには移動できないのですね。台風が来てもその避難所に行きたくないのですよ。その公共施設の避難所にはですね。もう台風が来る寸前までずっとじっと家に待ち構えているわけですが、そういうことも考えて、隣にあれば、すぐ移動はできますからね、簡単に。だから、手はかからない、包括支援センターの方もあるいは消防団の方もですね。これは楽になりますよ、本当に僕はそう思います。そういうことで是非検討をさせていただきたいなと思います。

そういったことから、まず私がちょっと考えることには、避難所の市町村から発令されている避難の情報ですか、そういうのが出されているようですが、ここで私が少し申し上げてみたいと思います。

まず1点目に避難準備情報というのは、これは避難勧告や避難指示を行うことが

予想される場合に、それに先立ち発令をすると。被害が予想される地域の住民等に、高齢者ら避難に時間がかかる人に、早めの避難を呼びかけるものです。

そして次に避難勧告ですが、災害による避難が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令されます。指定された避難所など安全な場所への避難を進めるためのものですが、避難を強制するものではありません。

次に避難指示です。これは状況がさらに悪化し、災害によって人的被害が出る危険性が非常に高まった場合や、人的被害が発生した場合に発令されます。避難指示が出た場合は、直ちに避難しなければいけません。ただ、避難しなかった人に対する罰則規定などはありません。ちなみに避難命令という言葉も聞きますが、日本の法律に基づく避難命令はありません。法律で規定されているのは避難指示と避難勧告のみです。避難準備、避難勧告、避難指示の違いを明確に理解できている人は多くないのではないのでしょうか。しかし、それを明確に異なる役割を持っており、正しい意味を理解していなかったため、人的被害につながる可能性は十分と考えられます。ということで、この避難発令、皆さん執行部の方々がいつも台風時には発令されているようですが、こういったことをどう思われていますか、副町長。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今おっしゃることを十分考えながら座っていたのですが、やはり特に与論町の防災関係で今想定されるのは、台風だと思っています。そういった中で、避難準備というのはあくまでも移動に時間を要する皆さん方、要するに高齢者を対象とした方々が、すぐにでも避難できるような準備をしてくださいと私は捉えています。そういった中で最終的におっしゃりたいのは、すぐ近場の自分の屋敷内になって、移動しやすいシェルターとかをつくれれば、いつでも身の危険を感じたら移動ができるんじゃないかということの結論に結び付けたいというのが、林議員のお考えだと思うのですが、確かに、おっしゃることはよくわかります。しかし、町として今各避難所、集落の公民館を含めてあるわけなのですが、その避難所が、果たして本当に避難所としての機能を果たしているのかどうかということも、自信が持てない箇所もたくさんございます。そういった中で我々としては、個人への御支援をするという前に、より多くの町民が身の危険を感じたときに避難できるような施設をちゃんと持つべきではないかというのが、今私の考えでございまして、前の議会でもございましたけれども、各集落の公民館、ただ施設はあるけれども、避難所としては用を果たしていないということもありますので、そういったのをもっともっと活用できるような方向を町として充実をさせながら、個人への支援ということにつきましては、並行して考えてまいりたいと思います。やはり1人でも

より多くの方々の命を守るというのが行政の使命でもありますので、その辺また担当部局を中心に検討も進めながら対応してまいりたいと考えています。回答になりませんでしたけれども、すみません。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 3番。

○3番（林 敏治君） 公共施設の中に避難所を設置してあるわけですが、その公共施設も実は危ないのです。例えば砂美地来館、みんなガラス窓が割れて、これがもう大変なことになっているのですよ。そういうことで提案を申し上げます。そういうことも考えながら、避難所の中にミニテントといいますか、キャンプファイアーみたいなミニテントを常備していただければ、僕はありがたいなと思います。これは個人のプライバシーもあるわけですから、そういったのを考えて私はやっていただきたい。それはなぜかという沖縄県ではやっているのですよ、それは。またどこかテレビにも出ましたね。いかがですか、町長。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 私もこれはいいなと思ったりして検討したわけですが、与論町の場合には、それぞれの区域に囲いをつくったり、あるいはシートを敷いたりということで避難所の設営をしているわけですが、砂美地来館のガラスは一度割れたというのを聞いてございまして、何とかしなくちゃならないなということで、とにかくまずは飛散しないようにカーテンをまず閉めるというようなことで対応してきたわけですが、このミニテントについても今後また防災担当と協議をしながら検討してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 3番。

○3番（林 敏治君） 是非検討をお願いしたいと思います。

それでは、次に、高齢者が安心安全に暮らせる環境づくりについてですが、私はちょっと肌で感じたことがあります。前回の町議会の議員選挙で期日前投票がありました。場所はもちろん庁舎内です。その庁舎内に歩行器とか歩行車が無いというのが、足のちょっと悪い、足腰の弱い方からの意見でした。それで、家からわざわざシルバーカーを持っていらっしゃって、これを押すのです。わざわざですよ。そういったことを考えるとやはりある程度そういう大きなイベント、イベントとは言いませんがそういったときには、やはり常備しておく準備しておくことが私は常に大事だと思いますが、どう思いますか、総務企画課長。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 車イスにつきましては、役場の庁舎それから現在使っています避難所につきましては、全て常備しておりましたけれども、歩行器については準備しておりませんでしたので、今後歩行器もあわせて常備してまいりたいと

考えています。

○議長（高田豊繁君） 3番。

○3番（林 敏治君） 3小学校の投票所には、確か整備されていると思います。できればその歩行器と歩行車を、車いすはわかりますけど、押して体を預けて移動できるような、そういったのはいろいろな機具がありますので、それを調査してレンタルもできるそうですが、そういうのもちゃんと考えて、やはり将来高齢者のために考えていただきたいということです。町民福祉課長、どう思われますか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 福祉センターには、大体要援護者の方がお見えになりますので、向こうにはかなり普段から備えられている歩行器とか車イスとかいっぱいございまして、先日も避難所対応をさせてもらったときに、かなりの方がもうそれを利用してしまして、確かに本当にほかの公共施設においてもその点だんだん時代とともに高齢者の方がすごく増えてきているなという感じも受けていますので、やはり必要性を感じています。

○議長（高田豊繁君） 3番。

○3番（林 敏治君） 積極的に導入していただいて高齢者の方々に喜ばれていただくように、ひとつ町の皆さん方のやる気があるかないかは、そこにもかかっていますので。ひとつ将来を見つめたビジョンを考えながら、頑張っていたきたいと思います。

次に、医療施設の存続についてですが、現在のパナウル診療所長は、これまでの功績がものすごくたたえられており、今度荣誉町民に御推薦されると。そして署名運動も展開していると思われます。それで町長に要請していくということですが、その点について町長はどうお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当にパナウル診療所の古川先生には、大変町民のために尽力していただきましてありがたいなと思っています。それで言われるように、署名も上がってきています。沖島課長に対応するよということ考えて今準備を進めているわけですが、ただ、私から古川先生に辞めるのですかというような、意思確認をするというのが、なかなか今タイミングが計れなくて、お互いに向こうからも、町に個人企業としてやりますよということを言われるかどうかわかりませんが、そういうところを確認しながら対応してまいりたいということです。荣誉町民につきましては、本当に前向きに考えて今段取りをしているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番。

○3番(林 敏治君) できれば、これまでの功績をたたえて、やはり榮譽町民に町長自らひとつお願いをしたいと思えます。それとパナウル診療所の近隣に与論調剤薬局というのが隣接していますよね。こういうことも考えながら、やはり医療施設の存続というのは一番大事ではないかと思えますね。それで、町長からまだ何も言っていないということですが、私はできれば相談をしながら与論町のためですから、少しぐらいは提案をしたり、そういった相談もしながら進めていく必要があるのではないかと思えます。というのは、町民からそこを利用している方々が、もうとにかくお願いだから存続してくれと。医療不足でもあるわけですけどね。町長は医療の充実を図る上で、私は町長になったということですから、だから町長がやはり医療の施設をどのようにして取り組むか、民間だからもう黙っていいやという話でなくて、与論町民のことを考えた場合には、やはりそういったことは基本的にちゃんと積極的に対応すべきではないかと思えますが、いかがですか。

○議長(高田豊繁君) 町長。

○町長(山 元宗君) ありがとうございます。これまで本当に民間の事業に対して、あまり口出しをしたらいけないのではないかという遠慮もありましたけれども、このようなことですので、私からもお伺いをして先生とまたお話をさせていただきたいと思えます。

それから、その薬局につきましては、うわさではございますけれども、移転するというようなうわさもお聞きしましたし、これも正式な話がずっと来なくて、みんなうわさ、うわさできているものですから、その付近を我々がどこまで行政として突っ込んでいくべきものなのかというふうなことを考えて、あまり干渉したらいけないのではないかということもあつたりしたものですから、今後また行ってお話を聞いたり、お願いをしたりしてまいりたいと思えます。以上です。

○議長(高田豊繁君) 3番。

○3番(林 敏治君) やはりその医療というのは、今までそこを利用していた町民がですね、やはりまたそこでいろいろと薬剤も扱っているわけですから、その場所というのを大事にしたいということで、やはり医療施設を存続していただきたいという、その町民からの強い要望があるものですから、私はこういう質問をしたわけです。今後、やはりこれから町民の立場になって物事を考えながら、やはり皆さん方の今後の踏ん張り、努力と申しますか、やる気と申しますか、そういうことを今後やっていかなければ何事も検討しますではなくて、前向きにひとつ取り組んでいただきたいということです。最後に副町長、決意の言葉をお願いします。

○議長(高田豊繁君) 久留副町長。

○副町長(久留満博君) 立場上、私でどうしようという、なかなか言えないわけ

ですけれども、確かに利用者の皆さん方のことを考えますと、おっしゃることもよく理解できます。しかし、人口もだんだんだんだん減っていく中で、この国保を例えば運用する中で、今数字を少し見ていたのですが、非常に医療費の税上の少しまた町民の方々にも御負担がかかるのかな、また無くなったときにどうなるのかなというふうなことも考えながら、ここに座っていたのですが、集約というのと利便性というのはやはり相反するものもありますので、もっともっと検討を私の立場ではしてまいりたいなと思います。

○議長（高田豊繁君） 3番。

○3番（林 敏治君） 前向きな検討をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、原栄徳君に発言を許します。

2番。

○2番（原 栄徳君） おはようございます。早速質問に入りたいと思います。

1 教育環境の充実、向上対策について

(1) 今般のコロナ禍の影響による、教育の中断や学習指導の遅れなどから、ITやAI技術を活用した教育環境を整備する必要性が改めて浮き彫りとなったが、時代に沿った教育環境の充実を図るため早期導入する考えはないか。

(2) 現在、少子化による与論高校の生徒数の減少対策として、ふるさと留学制度を推進している。島外からの生徒受け入れの安定化を図るためには、学生寮（寮母体制で安心安全な施設）を早急に建設する必要があると思われるがどのように考えているか。

2 子育て支援の拡充について

(1) 妊娠中や出産、育児において、母親の不安を少しでもなくし、子供を安心して産み育てられる環境づくりが少子化対策において重要な施策であるとする。特に、医療体制が整っていない本町においては、島外での医療機関の受診費用など経済的な負担が大きく、生活が安定していない若者世帯においては、これまで以上の経済的支援が必要であると痛感するが、町

長は、子育て支援の拡充を図る考えはないか。

3 供利港、茶花港の港湾整備について

- (1) 生活路線である船舶の抜港が年々増えている状況において、少々の悪天候や季節風に影響を受けない港湾の早急な整備について、県や国に陳情を行っているようであるが、現在の進捗状況はどうか。

4 畜産業の振興対策について

- (1) 近年畜産業の急速な発展に伴い、牛舎も大型化し、飼育頭数も島の人口と変わらないほど増加しているが、中には牛舎環境が劣悪な所もあり、特に、し尿処理の問題解決が急務と思われる。島の環境保全と観光振興にもつながるモデル特区となるよう、牛舎環境の改善を図るための事業を県や国に要請する考えはないか。

5 漁業振興対策について

- (1) 近海漁場の環境変化により近海魚の減少、中小漁船の漁獲高も減り島魚が需要に追いつかない状況にある。何社かによる大型漁礁のプレゼンテーションも行われ、予算面、補助事業等のアドバイスも受けていると聞いている。大型漁礁の設置が今後の漁業振興には欠かせないと思われるが導入設置する考えはないか。

以上です。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、教育環境の充実、向上対策についてのお答えをしたいと思います。

御質問にありましたITやAI技術を活用した時代に沿った教育環境の整備については、新しい時代に対応し得る問題として興味深く捉えています。

まず、コロナ禍におけるICTを活用した教育環境整備については、現在、小中学校において、教育機器の整備と利用促進に努めているところです。

今年度は、文部科学省の補助金と新型コロナ対応地方創生臨時交付金を活用した、タブレット端末594台、WEBカメラ49台等を購入し、活用してまいります。

来年度以降は、ネットワーク環境の整備や教師用校務支援システム等の整備を財政側と協議し、進めてまいりたいと思います。

また、AI技術を活用した教育環境整備については、教育現場へのAI活用の普及と利活用状況を注視しながら、適正な時期を見極め検討の上導入してまいりたいと考えています。

次に、要旨2についてです。

御指摘にありますように与論高校の生徒数減少対策として、島外からの学生受け入れの安定化のための学生寮の建設は、大変重要であると認識しています。近年の与論高等学校への進学状況は、2学級を維持するのに必要な41人前後で推移する厳しい状態が続いています。その対応策としてふるさと留学生の受け入れを推進しているところです。幸い、令和4年度以降十年間の与論中学校卒業生見込み予定者数をみますと、53人から64人程度と比較的安定した数値で推移する見込みとなっています。

また、本町は、し尿・浄化槽汚泥処理施設建設や新給食センターの建設、こども園の再編整備等を控え、かつ小学校2校の老朽化への対応等大きな財政負担が予想されます。当面は、本町の教育の魅力化（島で生活する子も含めた学力向上等支援）に努めつつ、民間や町営住宅を利用した親子留学の推進に力を入れたいと考えています。その後、公共施設の再編整備に伴う空き施設利用を含め、町の財政状況や留学生受入数等も勘案しながら寮建設を検討してまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 子育て支援の拡充についてお答えを申し上げます。

産婦人科等の無い本町では、どうしても出産や治療等のため島外医療機関に出なければならぬことが多く、町としてもこれまで、妊婦健診・出産等への交通費補助として、離島地域出産支援事業・島外出産支援特別対策事業の創設や障がい者（児）等福祉施設等入所等面会旅費補助・重度障がい者島外医療機関通院旅費補助・子育て支援金制度などを創設するとともに、子ども医療費制度の拡充やひとり親家庭医療費助成制度及び重度心身障害者医療費助成制度や児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当など、さまざまな福祉制度を推進してまいりました。

さらに、制度の周知を図りながら改善点等の検討を進めてまいります。

供利港、茶花港の港湾整備についてです。

近年、台風の大型化や影響の長期化により定期船の抜港、欠航が多発しており、観光客や一般渡航者の足止め、条件付き運航による生鮮食料品などの生活物資の安定輸送に支障を来しています。

現在、県において、これらの現状把握及び課題の整理等の調査を進めているとのこと。

今後も調査結果や検討状況を注視するとともに、整備要望の声を上げ続けてまいりたいと考えています。

次に、畜産業の振興対策につきましては、肉用牛の飼養頭数は、平成25年度以降増加傾向となっており、今後も増加することが予想される中で、し尿の処理は畜

産業の大きな課題となっています。

町では、この課題に対応するため昨年度からの継続事業として、牛の腸内環境を良好に保ち、消化吸収を促進することで排せつ物の量と臭気が低減される「アースジェネター」の購入費の半額補助を実施しています。

また、今年度から堆肥舎の新築及び改築に対する補助を行い、堆肥舎整備推進と周囲への悪臭低減により、牛舎環境の改善に取り組んでいます。

しかしながら、堆肥舎の普及率を上げていくためには多くの時間と費用が必要であり、早期解決を図るため先進地視察等の研修を行いながら、引き続き関係機関と協議し国や県からの支援も模索してまいります。

次に、漁業振興対策につきまして、本町の水産物の水揚量は減少傾向にあり、現在実施中の離島漁業再生支援事業において、漁場の生産力向上のため藻場・サンゴ造成、浮き魚礁の設置などを行ってきました。

大型魚礁については、全国に導入実績がある事業者からのプレゼンテーション等もあり、集魚能力が高く漁業振興・発展に必要な施設であると認識しています。

この度、県が奄美地区広域漁場整備事業において、鋼製4基、コンクリート製5基を組み合わせた大型魚礁群を、今年度から令和4年度にかけて設置することとなり、魚礁設置の第一弾が導入される見通しとなっています。

今後、県営事業において整備された魚礁への魚の定着具合や水揚量の状況を調査・分析した上で、更なる整備については与論町漁協と連携し検討してまいります。

○議長（高田豊繁君） 2番。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。答弁に続いて順次質問をさせていただきます。

まず最初に、質問の1番の要旨1について、今、菅総理がデジタル化のスピードアップをするということで、日本のデジタル化が非常に他国に比べて遅れているということを認識し、スピードアップを図るということを計画しています。特にこの離島においては、このデジタル化というのが非常に大事で、非常に必要なシステムだと思っています。離島においてこれから教育環境を整えていくために、明確な離島としての与論町としてのビジョンを打ち出して、このデジタル化を早期に導入し、教育環境の安定化を図る必要があると思います。幸い、新しく今度就任をされた塩田知事も、離島は鹿児島県の宝であると言っておられます。そして、離島振興において条件不利性の改善に全力で取り組むと議会で答弁をされています。私は今が最高のチャンスではないかと思います。そこで、教育長、菅総理が今縦割り110番を設置されました。今は反響が多くて休止状態になっていますが、是非、再度受け付けが始まりましたら、是非この離島の不利性、そして離島に置かれる教育環

境が遅れているということで、非常にこの教育業界という縦割りに、私は教育長も大変悩まれているという面があると思います。そういった面で、積極的に縦割り110番を利用し、このせっかくチャンスですので、知事もそう言っています。そういう時期に110番をして、実際にこの鹿児島県の最南端与論島からですということで、非常に困っていますと何とかしてくださいということで、110番をする気持ちはありませんか。是非、してほしいと思います。そして、これからIT、AI、それを活用した教育というのはもう目の前というかも既に始まっています。人材不足、教育不足、さまざまな面で非常に活用し、そしてまたIT、AIが生きていく時代がもう目の前に来ています。そのためには、やはり今年度の事業で端末機を594台、カメラを49台と。端末機を購入するという事になってはいますが、やはりその端末機を上手に使う、フル活用するためには、回線であったりWi-Fiであったり、さまざまなネット企業における環境整備が必要かと思われます。それは来年度以降はやっていくということでここに書いてありますけど、テレビを買ってアンテナが無ければ、このテレビは意味がないですよ。やはりできるだけ同時に早い期間で進めていただきたい。テレビは買ったもののアンテナが無い、どうやって見るのですか。それとテレビの操作の仕方は誰でも御存じであろうと思うけれども、今の子供たちだったら、タブレット端末をそこに置いておくと、勝手に操作して自分で習得できるかもしれない。しかし、我々年代になるとなかなか怖いもので手を付けない。そういった利用する側の環境整備も同時に必要ではないかと。そして指導する指導者も必要ではないかと思っています、ですので、その辺の答弁をいただきたいということです。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 大変ありがとうございます。先ほど菅総理のこともありましたが、縦割り110番も利用してまいりたいと思いますが、本当に横との連携でダムのことをしっかりとそれぞれの立場だけのものではなくて、全てが利用できるために頑張ったという菅総理のあの考え方も大好きで、私たち教育の世界も自分たちだけだけではなくて、縦横右左ですね、それぞれの課の連携を通したり、地域住民の力を活用したりというようなことを私も進めています。また進めたいと思っていますので、第1番目の今後の整備を進めていく中においては、与論町の実情、実態を十分把握して、また訴えられるような準備をしてまいりたいと思っています。今回その進めてほしいとおっしゃるネットワーク、まさにそのとおりでございまして、もう次年度の方にはこれをということで考えていますが、与論の創生資金のエアコンを入れるときにも、全部入れるにはあまりにも多額の与論町の費用がいるということで、中学校からまず入れました。そして今回コロナのことも

ありまして、今後小学校への拡大も図ってまいりたいと動いているのですが、同じようにこのネットワークの整備についても、かなりの費用がかかるということですが、この端末機の利用も海洋教育等で入れた少ない端末機の利用も今進めています。おっしゃられるように利用する側の者、指導者の研修も十分な体制を整えて、なるべくそういったことへの研修機会も増やししながら、学校が静かに普通に、このネットワークを使っていけるところに努めてまいりたいと思います。大変心強い後押しをいただいたと思っています。

最後になりますが、A Iも今状況をと書いてありますが、見ているところでプログラミング教育を進める中で、しっかりとその思考を高めながら、A Iいわゆるこの自動ロボット、人工知能を備えたロボットとか、そういったものの活用能力をしたり、そこからヒントを得たプログラミング教育への技術を高める方向も順次レベルを見ながら、学校の実態を踏まえながら、教職員、生徒、子供たちの発達にこの教育をまた生かしていけるように整備を進めてまいりたいと思います。今後ともよろしく願います。

○議長（高田豊繁君） 2番。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。是非110番をしてください。よろしく願います。また内容等々お聞きできればと思っています。

次に、高校の件で寮母体制にしてほしいという要望をしました。なぜかという、親御さんが遠くにおられる、本土におられる与論以外の親御さんが、自分の大事な子供を安心して預けられる施設環境が必要だと思っています。そして特に、新規でもある子供たちにとっては、民間だとか共用施設、住宅だとかそういった場所よりは、やはり子供たちが共有できるスペース、空間も必要なんではないかと思えます。そしてなぜ寮母かというのは、やはり相談事もあるでしょう。いろいろなことが起こってくると思います。そういったときにすぐに相談できるそういう安心した話し相手がいる。そういうことも大事ではないかということで提案をしているわけです。これについては、空き施設を利用するとか、どこか空いたらそこに入れようとか、そういった計画性のない場当たりの方法でやっても、これは言い逃れにしかないかなと感じています。是非、安心安全な寮体制を早急につくっていただきたいと思っています。

それと、今答弁の中で4、50人はキープしているから大丈夫だろうという答弁がありました。先日ある方にちょっと話をお伺いして、現在中学3年生が36人いらっしゃいます。11人は島外へ出ると、出そうだという話を聞きました。差し引くと25人ですよ。果たして25人で本当に充実した教育ができるかと、問題ですよ。さまざまないろいろな面で。また、特に島の経済が疲弊しますよ。親御さ

んが稼いだ金は全部島外に持っていく。また親御さんも付いていかなければいけない。ここにいるように親子で住める場所が必要だと。逆を言えば親御さんと一緒に島を出るということになるのですよ。稼いだ金は全部島外へ出る。その分は町内の経済にマイナスなのです。来年だけじゃないのですよ。こういう教育環境が悪いということになれば、入試の子供たちは全て島外に出るのですよ。教育環境の悪いところで、誰も勉強したくない。どんどんどんどん流出していってしまう。これは本当に喫緊の課題です。何人いるかというのはもう生まれた時点からその歳からわかるわけだから。教育長も何年も教育長されていて、先のことはほとんど考えていなかったということですよ、これは。場当たりの政策を出してその場しのぎでやればいいという。また自分は何年後はいなくなるかもしれないから、適当にやっつけとそういうことはないだろうが。ここにいる課長の方々も、あとどれぐらいここに課長でいられるかわかんない。やはり真剣に取り組む。そのためにはやはり教育委員会としての明確なビジョン、行政感覚が違う、ここは。違うが、縦割りの弊害もいろいろ無くすると言っているわけだから、いろいろな方向でアイデアを出して、この問題を解決してほしいなと思います。どんどんどんどん出ていきますよ、優秀な子供たちは。帰ってきません、行ったらもう帰ってきませんよ、そんなところに。だから是非真剣に考えていただきたい。一言答弁をいただきたい。そして中学校の道路際のフェンスの壁に最南端は最先端と書いてありますよね、ちょうどいいじゃないですか、あれを今活用ができて、本当にそうなるのですよ。環境もいいし。そういう方向に是非進めていっていただきたい。いい答弁をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） まさに、その思いでございます。それで平成27年度にこの方向でこれを立ち上げたのは、将来このように来るのはもうわかっておりました、あの時点でもですね。今回が喫緊では36人の卒業生の中で、おっしゃるように二十数名が与論高校に、それぞれに理由がありますが入学します。今後おっしゃるように理想は、この敷地の外側に1億2000万円で2階建てを建ててみようという構想も立てましたが、先ほども申し上げたさまざまな理由からまだ延びていますが、今やっているこのその場しのぎではございますが、さまざまな場所の視察もし、地域おこし協力隊も入れて、今来られる親子留学も今は舵をここにきっていますという内容をここに書いてありますので、今後このノウハウを生かして寮を建設することによって、おっしゃられる寮母、すなわち本当は寮のハウスマスターという呼び方で全国はやっています。中心になって進路から生き方、考え方からコーディネートしながら、そこに寮の食事をつくる方々が入って、安定して寮生活をやって、そこから与論での生活の様子も親に送っていくという形の寮建設も一応町

全体としては今後の方向で持っていこうということだと思います。今は、親子で安心して来ていただける方々を重点的に増やすことによって、与論町の教育の魅力を全国にまた発信できる1つにしていく、そしてまた親子が成功して本当に与論での教育を味わうことによって、ほかの人への啓発になっていく、逆に与論の子供たちもその子供たちから学んでいくという切磋琢磨も生まれるという方法でじっくりやりたいのと、島にいる子供たちにも学力向上をさらに図るために、新たなる教育の魅力化を発信していく方法を模索しながら、当分行きたいという方向ですので、是非また今後ともなるべく早く行けるように与論町の大きな課題もたくさんありますので、それを乗り越えながら、このふるさと留学生も確かな道の歩みにしていくようにしてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 2番。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。本当にこういった安心安全な施設をつくる、それが一番来てもらう方々にとっては、本当に安心安全なのですよ。そしてもうITも進む、こういった教育環境になる。なったら本当にこんな自然環境のいい海洋教育も同時に一緒にできる、どこに行くにもお金がかからないすぐに行ける、こういった小さい島なんだけれども、環境がすごく整っている。整っていないのはこういう今言うようにITだの交通機関だの生活基盤だの、それだけです。それは行政や政治がやるものであって、だから、できる今の子供たちにとっての環境づくり、これはもうできるのですよ、すぐに。何十億かかるわけじゃない、何億かけるわけじゃない。できるのです、やる気があれば。こういう本当に環境のいい場所で教育をする。みんな喜んでもうあふれるぐらい僕は来ると思いますよ。ちゃんとした施設をつくれれば。その施設も普通の寮ではなくて、ITスペースを自分たちが自由に使えるスペースをつくってみたり、ちょっとした運動もできるような、雨の日でもできるようなところ。今老人向けのマンションなんかもそういうことをしているでしょう。だから、お金を持っている人はどんどん行くのですよ、高くても、環境がいいから。だから子供たちもそうなのです。親御さんもそう、環境のいいところにはどんどんどん送り出す。親御さんもまた遊びに来たいと、一緒に来なくてもいいというような、本当に環境的にも経済的にもすごく親御さんにとっては、僕は、与論はすごい良い環境の場所だと思っています。だから是非、与論の特性を活かした寮づくりも頭に入れて、ただのアパートをつくるのではなくて、そういった方向でつくっていただきたい。魅力のあるところにしか人は集まらないのですよ。魅力のある施設を是非つくっていただきたい。これはもう急がないと間に合わないのですよ、これは。40人、50人平均いるって言ったんだけど、今言うようによそから来ている人の子供であったり、転勤族の子供であったり、地元

に必ず定着する子供がそこに40人、50人いるわけじゃないのですよ。また今言ったように、どんどんどんどん外にいい環境を求めて流出していくのですよ。そういったことも考えて、そのときではもう間に合いませんよ。だから是非、早急に検討をしていただきたいと思います。この件は以上です。答弁は要りません。

次、2番の子育て支援の拡充について、いろいろわかりにくい文章を一杯並べたような補助事業がいっぱいあるのですが、一番大事なのは本当に子供たち、親御さん、妊娠して出産するまでの子供を産む人に対する支援、そしてまた生まれた子供たちの支援、それが本当にいかほどになっているものか。まず最初に、妊娠して出産するまで、1人に対して、大体10か月ぐらいですね、その前はちょっといつでも1年ぐらい。大体どれだけの支援をしているのか、与論町として。大体でいいです。担当の詳しい方に答えていただければいいです。そして実際に現実として、この島で妊娠して出産するまで、1人についてどれだけの費用が、個人差はあろうかと思うんだけど、支援の量ではなくて、実際にその子供1人を妊娠して産み育てるまでに大体どれくらいのこの島で経費がかかるか、わかる方でいいですのでお答えください。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） ただいまの御質問につきまして、与論町では子供を妊娠された方は、保健センターに母子健康保険手帳の交付にまいります。そうしたところでいろいろな制度の周知と申しますか、そういったことを行いながら妊婦健診に対する公費補助であったり、また離島地域出産支援事業と申しまして、島外にどうしても妊婦健診に行かれますので、そういった方への宿泊費、交通費等々を出しております、あと以前、議会からもいろいろな御要望等がございまして、町独自の町単独の与論町島外出産支援特別対策事業（安心クワナシ支援）というのを創設させていただきまして、一律1泊3,000円の30泊までの上限としたもの。またこれまではずっと領収証をいただいて、それをもとにお出しする形だったので、この安心クワナシ支援の場合には、中には島外からこちらの与論町に嫁いでこられた方で里帰りされる方々、そういった方々が実家に帰って待機される方もいらっしゃるものですから、そういった方については領収証とかが無くても、里帰り出産したという実家のそういった事前待機の者に対しましても、30泊一律1,500円といったことも創設させていただいています。

あと、これもまた議会からの御要望等によってできたものですが、平成23年から与論町子育て支援金制度として発足いたしまして、第一子に対して10万円、第二子に対して20万円、第三子が50万円、第四子以降第十八子まで10万円ずつの加算、それを支給方法といたしましては出生時、小学校入学時、中学校入学及び

卒業時に分割して支給するといった形の制度もございます。

そのほかにもいろいろ出産育児一時金とか、またいろいろありますけれども、そういう中で実際確かに最近島外に行かれて、いろいろな経費がかかると言ったこともあるものですから、特に今年はコロナの関係でどうしても長期で島外に滞在しなければならないといったこともございまして、そういった方への特別なコロナの関係に対する滞在費、中には50日以上かかるような滞在する方もいらっしゃるものから、そういったことに対しても新規で臨時交付金を活用しての制度もつくってございます。

特に具体的にお一人いくらぐらいかかっているのかというのが、ちょっとアンケートがないことにはわかりづらいことなのですが、いろいろ保護者の方やそういった妊婦の方々の御要望を聞きながら、いろいろ制度開始をしているところです。

○議長（高田豊繁君） 2番。

○2番（原 栄徳君） 的確にお答えをいただきます。1人に対してどれだけの大体支援をしているのかという質問です、各々のその補助事業においてどれだけ出しているというわけではなくて、1人にどれだけ大体支援をされているかと、町自体で。ということを知っているのです。バラバラに補助金からどこにどれだけ出しているのではなくて。ざっくりでいいですよ。それと、みんな女性の方もいらっしゃる終わっている方々ばかりですので、現在子育てをしている方がよくわかると思うのですが。その妊娠して本当に島で出産をするまで、トータルでどれだけ1人の子供を妊娠して出産するまでですよ、あとの生育期間じゃない。それでどれぐらいかかるのか、そういったのも把握する必要があるんじゃないの。そうでないとこの補助に対してどれだけの補助をしたと偉そうに言っているけど、大したことないよ、このことは。計算してみてください。僕はざっくりちょっと計算してみました。これは参考、例えになるかよくわかりませんが、町長と教育長の報酬に例えて、その令和元年度の主要施策の成果の中からちょっとだけ拾ってみました。町長も教育長も気分悪くしないでちょっと聞いておいてください。

最初に、子育て支援総合事業792万1000円、これは大体教育長の年間の報酬ぐらいですよ。僕はどれだけもらっているかよくわかりませんが。その教育長の1年間の報酬で、大体子育て支援支給総件数が64件、400万円となっています。あともろもろの事業をあわせて792万円だろうと思いますが、この64件に対して400万円、年間で割ると単純に割ったら1人当たり6万2500円。月に割ると5,208円。日に割ると173円。これジュース代にもならないですよ、そういうのを支援していると言えるか。これはジュース代にもならない173円、

ミルク代にもならんよ。こういうことをしていて手厚く支援をしているというのは、恥ずかしくて言えないんじゃないの。単純に計算してみて、皆さん計算してみてごらん。僕のさっきの質問をちょっと保留するつもりはないから、一人当たりどれだけ支援しているか、調査をして後日連絡をください。

今度は、母子保健事業費1070万3000円、これは大体町長の年間の報酬ぐらいではないかと僕は思っています。若干上限はあるだろうけど。そこでちょっと拾い上げた島外健診補助、島外出産待機補助、さっき町民福祉課長が言っていました島外出産支援特別対策（安心クワナシ支援）。島外健診補助が50件で58万円、50件だから2回行っている人もいるでしょうね。島外出産待機補助34件、118万1000円、安心クワナシ支援207万6000円。この額、例えば島外健診補助が50件であれば1万1600円、島外出産待機手当これを34件で割れば3万4700円、年間ですよ。安心クワナシ支援6万1024円、34件。これはトータルあわせても10万7359円、それを月に直すと1万735円、日に直すと357円、パートの1時間の日当にもならない。1日357円。こういう支援をされていてこれ一部ですよ、本当に支援をして、本当に金の無い若い夫婦が結婚して子供を産む、そういう気にはなれませんよ。誰がこの357円で、1日ですよ。ちゃんちゃらおかしい。もう少し真剣に考えて手当をしていただきたい。本当に若者は金が無いのです。皆さんはもう安心、安心それはもう各々あると思うけれども、皆さんの今だったら子供産んで簡単に育てるかもしれない。でも若い者は金も無い、時間も無い、家も無い、ほとんど何も無いのですよ。そういう若い者に対しての手厚い支援というのが絶対必要です。そういう状況において子供がいない、どうしようかと言っている場合ではないですよ。大した金じゃないですよ、173円、357円、1日にしてですよ。どうなるのですか。そういうことで本当に子育て支援をしていると言えるのですか。僕はこれを見ていて涙が出ながら、僕は今怒っているんじゃないのです。真剣なのです。怒って言うわけではない。真剣に物事を考えて、このことに対して真剣だからこういう発言になっていると思います。怒ってないです、真剣なのです。是非、その辺の答弁をお二人、町長、教育長一言感想なり答弁をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘いただきまして本当に申しわけないと思いますが、私たちは出産者に対する手厚い支援をしたいという思いで取り組んでまいりましたが、1日に直すということではなくて、本当に旅行するときどれくらいのお金がかかるのか、あるいはホテルを借りたりあるいは民宿に行ったり宿泊施設に行くときに、大体どれくらいいるものなのか、その中で1日分どれだけ補助できるものかと

いうことを考えながらしていたわけですが、そういうことで、今後また見直しをする必要もあるかと考えていますので、そのあたりはまた今後頑張ってまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 子育て支援も含めて、与論町の教育、保育全てに関する内容の問題だと思っています。施設から補助から含めて、全体的に考えなければいけないという費用対効果を考えた厳しい御指摘だったと思います。さまざまな支援策だけでなく、費用の捻出、考え方については、今後総合的にその場所で検討して必要な与論町政のあり方というものの中で、一つ一つを総合判断できるような立場になってまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 2番。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。是非手厚い若者に、お金の無い若者に、本当に安心して子育てができるように、手厚い支援をお願いしてこの件に関しては終わりです。

次、供利港、茶花港の港湾整備については、検討中だ、調査中だということで答弁をいただきましたけれども、今どの程度の調査になっているのか。また島独自の調査、提案そういったものが必要ではないかと僕は思います、同時に。ただ、調査任せに調査のとおりにつくっていくということになると、これまでいろいろ我々は経験をしています。島の周りに構造物ができたときにどういった弊害が出るかという。調査で弊害は出ないような調査でつくったんだと思います。でも現実はいろいろな弊害が出てきます。そういった面はやはり島に住んでいる先人や我々がやはり今までの環境の変化に基づいて、島独自のやはり提案や調査も必要ではないかと思えます。丸投げ、丸任せ、つくった後にああでもなかったこうでもなかったではなくて、同時に意見も言いながら進行していく。それが真剣に取り組んでいるという姿勢も表れるんじゃないですか。是非、同時に調査進行をしていただきたい。そして、これもまた最後にこの塩田知事というのは、僕は大好きです。本当、離島振興、奄美振興、非常に考えています。一般質問でも奄美群島出身の議員じゃなかったのですが、鹿屋出身垂水、あと志布志、どちらが質問したのかそこまでは覚えておりませんが、とにかく離島は本当に大事だと。離島振興について真剣に考えてくださいと。生活環境や産業基盤、本当に条件不利性をずっとこの離島というのは抱えています。でも僕は思うのですが、消費税も同じように払い、お前田舎もんだから8%でいいよと、僕は10%払っています。所得税もそう県民税もそう、みんな同じように鹿児島市内、県本土の方々と同じ額を払っています。それなのに、やはりこういう条件が非常に不利であると。これでは本当に良くない。これは行政の力

または政治の力、両方力をあわせて改善していくべきだと思っています。是非、今とにかく知事が、ああいうふうに条件不利性の改善に取り組むと議会でも言っているわけだから、もうこちらでもいろいろ案件、要望、そういうのをどんどんどんどん出して、本当に困っているんだということをわかっていただいて、是非港湾の改修工事を進めていただきたい。奄振予算、今まで何百億この奄美群島に落ちてきました。全部奄美本島のトンネルづくりで消えてしまいました。宇検村1,600人ちょっと、大和村1,300人ちょっとあわせても3,000人ぐらいです。島は5,000人いるのですよ。ああいうところといっちはいけないけど、トンネル掘り放題何十億円かけてどんどん掘る、また掘るのですよ。その金は全部本土に持っていかれるのです。奄美に残ったのはちょっとした人件費、ちょっとした金しか残っていないのです。国はボンと金は落とすけど、全部吸い取って持っていく、そういうことなのです。もうそろそろトンネルはやめてほしい。強く訴えたい。それで我々は困っているこの港湾整備、供利港、茶花港。茶花港も本当にちょっとした天気でも抜港して着けないということがいろいろあります。そういったほうに改善してくれと強く訴えるべきだと。僕は今が本当にチャンスだと思うのです。泣く子には乳をってね、そうしなさいということではないんだけど、それぐらいお願いをするぐらいの気持ちじゃないと、どこもみんなお願いしに来るわけだから、やはりお互い心のある心の通じ合った、本当にやってあげたいというところに気を向くんじゃないかと思っていますので、その辺もあわせて是非建設課長、夢のあるということではなくて、とにかく現実的な前向きなお答えをいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） お答えいたします。

今の原議員の力強いお言葉、本当にありがとうございます。供利港、茶花港の港湾区域に関しましては、御存じのとおり標高が無くて平坦な地形でありまして、風や波浪に対しての効果的な対応ができる海岸地形に恵まれてないというのが現状です。これまで、フェリー運航管理者と懇談する機会もありましたが、その中でやはり供利港につきましては、特に東風の強い風そして沖合から来る波長の長い波、それで入港がしづらいという、この2点に尽きるという言葉もおっしゃっていました。ということで、その中で、また沖合に防波堤とかを設置した場合はどうなのかということをおし上げたところ、沖合に防波堤を設置するとかえって潮の流れが変わってくると、船の操舵がしづらくなり、入港の際接岸がしづらくなるということで、また沖も深いということで防波堤を設置すると多額の費用がかかるということで、現実的にはどうかということをおっしゃられておりました。それでしたら、供

利港に関しましては新岸壁の設置建設ですと、軽減を図れるのではないかと。あるいはまた茶花港におきましては、航路の入口の進入が狭いということで、やはり風があると安全性にちょっと慎重に入港せざるを得ないということで、航路の入口も拡張したらどうかということで、国や県に対しまして要望活動を行ってきたところではあります。

ということで、抜港条件付き運航の軽減を図るためにも、まずは調査、専門家から知識の立場から調査を行って、早急に与論町の今の現状をお伝え申し上げ検討していただけるように、今強く働きかけを申し上げています。与論町独自に調査をしてございますが、供利港、茶花港につきましての接岸率をちょっと独自で調査したのがございます。平成28年度には95.4%、平成29年度は93.56%、平成30年では91%、この年は条件付きで運航したのが94回、それで入港したのは10回、条件付きで抜港したのは10回と、ちょっとこちらでデータを取っています。令和元年度につきましては、730回入港のうち欠航・抜港が69回あったということで接岸率が90.55%、今年度につきましては、4月から一昨日までの現時点のデータですが、89.17%の接岸率ということでございまして、今年台風が大型化また連続で多発してきますと、どうしても10日間、2週間船が来ないということになりますと、生活物資はもちろん、燃料も含めまして物資が届かないということですので、船の物資輸送については、与論町にとっては生命線ですので、こういうことなるべく軽減できるようにということで、去年からまた議員の皆様方とも一緒に国県に対してまた要望活動を行ってきているところですので、今後またさらにそれ以降踏まえまして、県も一生懸命今調査を実施しながら、どうした方向に整備を進めていけばいいかということの段階で今調査を進めているところではあります。また議員の皆様方のさらにまた御協力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 2番。

○2番（原 栄徳君） ちょっと飛んで、漁業振興対策。設置をする、導入する見通しとなるということで書いていますので、この件についてはもう飛ばします。

最後、畜産業の振興対策について。今アースジェネターを利用した消臭減をしているということですが、どれぐらいの普及率というのか購入率、どれぐらいの方々が農家が利用されているか。それと、これは要望なのですが、とにかく島は牛と人間と共存共栄の形になっています。頭数と人間の人口数がほぼ似通ってきていますので、是非我々が牛小屋ではなくて、牛を飼っている畜産業の中に人間が生活をするというパターンではなくて、やはり共存共栄、人間がやはり牛と共に生活をしているんだという環境づくりが必要だと思う。その点においてはし尿処理、その

面が一番ではないかと思えます。悪臭だったり牛舎環境を整える。これは個人では非常に難しい、小規模農家も難しい、高齢者の農家の方も難しい。ですので、やはり国や県といろいろな事業を合体する事業を探してきて、どっと大きなモデル化として事業として導入して、牛と人間との生活環境を共有できるように是非進めていっていただきたいと思えます。一言でいいです、誰か答弁をいただければ。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

このことにつきましては、先般にも原議員からいろいろ資料も提供いただき、勉強させていただきました。畜産農家が増えることによってまたいろいろと環境問題にも非常に影響があるということで、私どもとしてもその対策を苦慮しながら進めてきているのですが、より高度な事業導入そしてまた環境にもやさしいその施設の整備、いろいろ模索をしながらまた精いっぱい努力をしてまいりたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 2番。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。是非答弁をいただいた件に関しては実現の方向でよろしく願いいたします。これで質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時30分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、林隆壽君に発言を許します。

4番。

○4番（林 隆壽君） 午前中の3人の議員によります力強いそして未来志向の質問が続き、聞きほれていたところですが、私は粛々と質問をしてみたいと思えます。本町においては、町長、副町長以下、職員の適切な対応により、新型コロナウイルス感染の緊張状態から徐々に落ち着きを取り戻しつつありますが、東京や沖縄、鹿児島においては、まだまだクラスターの発生が続いています。また、天城町においても感染者が発生しており、観光地としても油断のならない状況が続いています。現在のG o T o トラベルについては、高級志向へ向いており、与論町へは期待したほどの効果は出ておりませんが、与論町へ来島される観光客の80%が東京から来島されると認識しています。10月からの東京解禁の現実に向けて受入体制を整えて

いかなければならないと考えます。これまで、全国各地の与論ファンの方々や与論会からの支援物資や支援金等たくさんの支援があったと聞き、ありがたく思うところです。この御支援に対し、これから全国へ御礼のメッセージを発信していかれると思いますが、きめの細かい対応を切に要望します。

それでは、ただいまから一般質問通告書に従い、質問をいたします。

1 今後の新型コロナウイルスの感染防止対策について

(1) 10月からのG o T oトラベル東京都解禁に伴う来島者の急増が予想される中で、飲食店、宿泊施設等への安全な経済活動が展開できる受入体制の指導についてどう考えているか。また、町民の感染予防対策を引き続き行うための啓蒙徹底についてどのように考えているか。

2 安心安全なまちづくりについて

(1) 先日の台風10号襲来の際、他の町村において、3密を避けた対応により避難所への避難ができない状況が発生したとテレビで報道されたが、本町においての避難状況と対応について伺いたい。

3 サトウキビ再生産対策の構築について

(1) 今期生産サトウキビの年内操業計画の継続と通常化定着による面積確保及び反収向上を図る考えはないか。

4 旧庁舎跡地利用計画について

(1) 旧庁舎跡地利用について、町民からの意見集約等、進捗状況はどうなっているか。

この4点を質問いたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答えを申し上げます。

まず最初に、今後の新型コロナウイルス感染防止対策についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大による長期間の観光客の減少により、本町の主要産業である観光業や飲食店等の関連産業は大きな打撃を受けています。これら産業の回復を図るため、今後は感染防止対策を徹底した上で観光客の誘致・受け入れの充実を図っていく必要があると考えています。

本町においては、全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大して以降、関係機関と連携し、宿泊施設や飲食店等の事業者に対し、感染防止対策等に関する研修会や説明会を定期的を開催してまいりました。町内でのクラスター発生以降は、専門家による店舗等での個別指導や町独自のガイドラインの作成、県補助事業や町独自の補助事業の創設等による感染防止対策への支援をあわせて実施しているところであり、今後とも同様の対策を継続的に取り組んでまいります。

また、鹿児島大学の感染症専門の先生から、飲食店・宿泊施設の感染防止対策の方法などについて、実際に現場を見てもらい具体的な御指導をいただき実践してきたことも活かしながら、町民の皆様への感染症予防意識の啓発を今後も継続していく必要があるものと感じています。

次に、安心安全なまちづくりにつきまして、本町の台風避難所運営については、事前に感染症専門の先生方を交え、各避難所運営職員と避難所の備えについて協議してまいりました。特に、避難者数を想定した避難所の優先順位を定めるとともに、避難スペースの確保と有症状者への対応、受入窓口での問診や検温の対応、有症状者と共有スペースの分離など感染予防策をあらかじめ検討し対処してまいりました。

台風10号襲来時においては、9月5日16時に避難準備情報を発令し、17時に各避難所の受け入れを開始しています。17時35分頃には、砂美地来館が満員になると見込まれたため、以降、防災センターに避難先を切り替えています。さらに、防災センターが満員になることが予想されたため、避難先を茶花小学校の体育館とすることを防災無線で町民の皆様にお知らせし、避難所での3密を避ける感染予防対策に努めています。また、避難者がさらに増えた場合を想定し、役場庁舎や多目的屋内運動場の受け入れの事前準備を行ったところですが、開設までにはいたりませんでした。

今回の避難者数は全体で212人となりましたが、有症状者が1人も無く、各避難所運営や避難所間の連携もスムーズに取れたものと思っています。

今後の避難所運営については、台風前や避難所の閉設後に各課題について精査を行いながら、適切な対応が図られるよう進めてまいります。

次に、サトウキビ再生産対策の構築についてです。

サトウキビの年内操業については、令和元年期産までの3期をもって試験操業が終了する予定ですが、年内操業の継続を求める声は、サトウキビ生産農家からも届いています。

年内操業の継続と通常化定着について与論島製糖側からは、原料増産を伴わない年内操業は、サトウキビの糖度が低く製造リスクを抱えるため、その分を緩和する品質の向上若しくは原料の確保を要求されており、具体的には適期の春植え及び面積拡大を条件としています。

現在、高齢化や兼業農家における労働力不足などが面積拡大を妨げる要因となっているため、本年度から国庫事業を活用し、植付け機械のビレットプランタ2台を導入することで生産体制の強化を図る予定であり、工場側が求める要件達成に向けて取り組んでいるところです。

サトウキビの作付けから管理・収穫まで、機械化一環体制を整えることが目標ではありますが、少しずつでも機械化を推進することで、労働力の軽減や適期管理作業などが行え、反収向上も期待できることから、今後も担い手農家を育成しつつ製糖工場や関係機関と連携し、面積の維持・拡大のための施策を講じてまいります。

次に、旧庁舎跡地利用計画についてです。

旧庁舎跡地利用計画につきましては、平成30年2月に「与論町役場旧庁舎跡地利用検討委員会」を設置し、同年11月には、「与論町役場旧庁舎跡地利用アンケート調査」を実施しました。アンケート調査結果においては、旧庁舎跡地に期待する施設・用途として「観光情報発信施設」「公園や広場」「商業・娯楽施設」の整備に支持が多い回答となっています。

旧庁舎跡地利用の整備方針としては、アンケート結果や今後の町財政負担等を考慮し、賑わいを創出する「憩い・交流の場」の整備計画を進めたいと考えています。令和3年度において、旧庁舎跡地利用検討委員会で利用計画案を策定し、町民の皆様のご意見等を集約しながら整備計画を策定してまいります。

○議長（高田豊繁君） 4番。

○4番（林 隆壽君） それでは、再質問をしてみたいと思います。まず1番の今後の新型コロナウイルス感染防止対策について、本庁はクラスター発生後、感染者の発生を見ておりません。これからは町、町民個々による新しい生活様式を日常生活の中に取り入れ、自分自身と身のまわりの大切な人を守るための対策を講じることが求められています。そこで、御回答いただいたことについては万全を期して実行していただくであろうと考えていますので、見守ってまいりたいと思います。

そこで、町民が足しげく出入りする庁舎あるいは公共施設等についての対策について伺います。このことについては、通告書に記載していればよかったです、というっかりミスをしてしまいまして載せてございません。そこで、今お答えできるだけで構いませんので、お答えいただければありがたいと思っています。どうかよろしくお願いいたします。

まず、庁舎への入庁については、体温チェックや手の消毒の徹底を行っています。町長室や副町長室、会議室やトイレ、また小中学校、こども園、図書館などの3密になる可能性の高い場所での対策が必要であると思われます。ちなみに今月の21日に神戸市の小学校でクラスターが発生したことは御承知のことだと思いますが、全く想定していないそういう小学校での発生ということを見ますれば、やはりいろいろな角度からの対策というのが必要であろうかと思っています。そのことについて町長、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。御指摘いただきましたことを今後検討してまいりますけれども、まず役場につきましては、庁舎に入られてこられるときにきちんと体温チェックをして、そして手の消毒をしていただくということで入場してもらっています。その上で、町長室、副町長室への来室については、もう玄関でしたことでできているのではないかとということで、二度も三度もするというふうなことは今考えておりませんが、今後どうしてもということならば、また検討しなければならないと思います。なお、トイレにつきましては、手洗いの後石けんで消毒するように手洗い用の石けんを常備しているところです。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 御質問ありがとうございます。学校におきましては、もちろんクラスターが発生しないようにですが、とにかく今までのデータを分析した結果を見ますと、家庭内からの感染による持ち込みが最も多いというデータがありますので、学校における手洗い、うがい、マスクの着用、それから距離をとったものといったものは、これまでどおりしながら、マスクにつきましては、現状問題として夏も大変でしたので、運動会とかそういったものにはできるだけ戸外でやったり、距離をおけるものについてのマスク着用は少し緩和をしています。そういったものも含めながら、国いわゆる文科省の発信される毎回のマニュアルを検討しながら、十分対応をしてみたいと思いますが、あわせて、家庭からのいわゆる感染防止をするものも徹底したいと思います。なお、予防のために各種得られたたくさんの給付品があります。マスクやら消毒用、これを大事に活用しながら、今後の冬のインフルエンザ等の対応も含めながら、十分気を付けて対応してみたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 4番。

○4番（林 隆壽君） 今もありましたように、学校では発生しないのだけど家庭からの持ち込みということは、やはり誰もがそうすることもあるのではないかと予想はしていたわけですけど、やはり現実になったということで、受け入れるその施設はいろいろな角度から対策をしなければならないという1つの事例になったのではないかなと思います。

皆さんは、十分御承知のことですが、これは副町長にお聞きしたいと思います。新型コロナウイルスの影響の中での、ウイルスの寿命については、空気中の寿命が3時間、ダンボールの表面は24時間、プラスチックやステンレスなどの表面では2日から3日であると言われていています。ウイルス菌はあらゆる場所で付着して生きているということです。今年の6月頃に世界初のオゾンガス発生消毒器が、東大阪市の町工場で開発されています。インフルエンザウイルスやブドウ球菌、コロナウ

ウイルス等の不活性化、いわゆるウイルス菌を殺す作用が確認されており、今、全国の医療機関や消防・警察などから、注文が急増していることを産経新聞や朝日新聞が報道し、NHKの番組でも放送されています。私は企業のセールスマンではありませんので詳しいことは申せませんが、あらゆる角度からの対策を検討する必要があるのではないかと考えています。これから11月、12月にかけて第2か第3の波が来ると予想されています。想定外の認識はこの際通用はしないと私は考えています。万全の対策を強く要望いたします。今後、公共施設での感染拡大やクラスター発生の予防対策について御検討いただけないか、実行力のある副町長にお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） この問題が発生しまして、もう半年が過ぎたわけなのですが、いろいろな予防対策あるいはそれぞれの企業、学校、家庭、地域、いろいろな対策がなされているわけで、これがベストというのがまだはっきりしていないのではないかとこのも、私は感じています。これさえ徹底していれば、このウイルスは大丈夫だということがまだ確実に立証されていない中で、どうなんだろうかというのにも確かにあります。いろいろな企業、いろいろな施設であの手この手試されていますが、やはり予算的なこともありますけれども、最大の防御をしながら進めていければと思います。残念なことに今回与論で発生したときも、職員から発生をいたしまして、町民の皆さん方に多くの御迷惑と御心配をおかけいたしましたけれども、二度とこのようなことがないような対策というの、公共施設を含めて全て取っていければというのを考えていますので、よろしくお願ひします。また、御指導いただいています関係機関とも連携を取りながら、第二次、第三次の予防策の徹底を進めてまいりたいと考えます。よろしくお願ひします。

○議長（高田豊繁君） 4番。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。これは、公共施設だけでなくやはり与論町全体にも波及するかと思いますので、是非これは今年金が無いからどうのこうののではなくて、やはり金が無かったら来年しましょうかということで、先のことを考えて、恐らくこの騒動は2、3年は続くであろうと予想されていますので、今回で終わるのではなくて、やはり先々のことを考えて、これを1つの教訓として考えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

2番目に、安心安全なまちづくりについて質問いたします。本町においては、避難所への避難ができないという状況は、決してあってはならないことです。この再質問については、御回答のあった事柄について承知をいたしましたので、この後、大田議員から詳しく質問があるかと思いますので、私はここで省かせていただきま

す。

3番目に、サトウキビ再生産対策の構築について伺います。現在、2年間の年内操業を実施してから今年で3年目になりますが、試験操業が今年あるかと思いますが、年内操業のメリットが生かされたか、例えば年内収穫後のほ場に新植、春植えによるサトウキビの更新や、他の作物との輪作など限られた面積の有効利用により、面積や反収販売額などどの程度反映されたか山下産業振興課長にお伺いいたします。

また、ビレットプランタとはどういうものでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

今、林議員からございましたとおり、令和元年期産までの3期をもって試験操業が終了する予定ではありましたが、糖業振興会、行政も含めて、いろいろな形で農家との意見調整も行いながら実施してきたのですが、今年期の令和2年度7月1日の見込みにつきましては、面積が395ヘクタールで14ヘクタールの増になっています。特に、春植えについては、今期63ヘクタールで16ヘクタールの面積拡大を取っていますけれども、その分株出しにおける面積が296ヘクタールで前期と比べて11ヘクタールが減になっています。しかしながら、先般も農家の方にいろいろアンケート調査を行いましたところ、やはり年内の操業については是非ともお願いしたいということで、86%の方々から要望をいただいています。またそのアンケートの中身についても、年内操業、それから明けての操業、ハーベスタのこと、いろいろなことが農家からの意見もございましたので、その意見を大事にししながら、また糖業振興会そして製糖会社としても、また操業に向けてやはりいろいろな努力をされています。その努力に報われるためにも、私どもまた一体になって頑張っていければと思います。

それと、ビレットプランタにつきましては、簡単に申し上げますとハーベスタの小型化みたいな感じで、全てのさとうきびを一括して収穫をしてから、そのサトウキビをそのままほ場に植え付けをしていくような形になります。現在は、大体3,300本が10アール当たりの植え付け量になりますけれども、1.7倍の種苗がいるということで、今、沖永良部がまだ先進地ということで、たまたま昨日から糖業振興会それからビレットプランタを導入したいオペレータの方も一緒に、沖永良部に先進地視察をしています。その結果が今日帰ってこられますので、また検討会を進めながらこういった形で導入すればいいかというのも今後また検討してまいります。とにかく糖業振興会におきましても、年内操業が定着できるようにあらゆる手法で推進をしながら、製糖工場も共に操業できるようにまた頑張っていきたい

と思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 4番。

○4番（林 隆壽君） このことは、2年や3年で反映させるのは難しいと私も思っています。しかし、これは年内操業を定着して継続して10年、15年、ずっと継続することによって効果が発揮するのではないかと私は思います。既に、サトウキビ作農家にとっては、年内の現金化ができ、年内操業の恩恵は確実に受けているわけです。また、年内操業を定着することによって、効率の良い栽培体系が確立するのだと考えています。ですから、継続、定着というのは大変必要であろうと私は思います。

年内操業に対するこれからの計画や方針について、また課長に伺います。機械化一貫体制が目標であるが、何年後を計画しているかお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） 機械化体系について、今必要なもの、これから導入しなければならないものは、どうしてもまたハーベスタがあと2機ほどは必要ではないか。そして今申し上げましたとおり、ビレットプランタの導入を進めていかなければいけないと思っています。簡単ですが以上です。

○議長（高田豊繁君） 4番。

○4番（林 隆壽君） 私がサトウキビにこだわるのは、サトウキビ畑の活性化効果というのを畑は持っています。いろいろな忌地をまた元に戻すというそういう効果もございします。また、サトウキビ生産に依存する農家やそれを取り巻く組織が存在している限り、これは最大限の工夫努力をするべきだろうと思います。是非、私は昔はサトウキビを倒して、里芋を推進したら大変怒られましたけれども、やはりサトウキビの効果というのは、目に見えないいろいろな効果がございします。サトウキビの販売額の効果というのは、昔は3.9倍あると言われておりました。例えば10億上げていけば、39億の経済効果があると言われていた時期がございしますが、今はどの程度効果があるかわかりませんが、しかし、600人余りの生産農家がいるわけですので、その生産農家がサトウキビで得たその金額を600人が使うという単純計算でいいますと使いますので、それだけの経済効果も出るわけです。そういうことで、サトウキビはサトウキビに依存している農家あるいは周りにあります組織がある以上は、決してこれをおろそかにしてはいけません。もっともっと工夫、努力をするべきだと思いますので、是非お願いをしたいと思います。一言お願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） 確かに、今おっしゃるとおりだと思います。この栽培

面積の確保というのが一番重要なことをごさいます、収穫と管理作業が今競合にあり、大規模がいまいち進んでいないように思います。そのために収穫及び管理作業が一体的に行える体制の整備、そして担い手農家と受託者組織の育成が急務であると思います。これの対策といたしまして、管理作業等が速やかに行える機械の導入、それに応じた機械化体系の搾取機の検討を進める必要を考えています。また、調苗作業の負担も増高しており、これらの作業を簡素化する方法も今検討しているところです。これらを実証しながら面積拡大への阻害要因を調査し、担い手農家の規模拡大につなげるよう頑張りたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 4番。

○4番（林 隆壽君） これからの活躍に御期待申し上げておきます。よろしく願いいたします。

それでは、4番目の旧庁舎跡地利用計画についてを質問いたします。平成30年9月27日に、新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会報告を行い、前福地議長より山町長へ意見の申入れが行われてから2年が経過いたしました。先ほどの答弁でもありましたように、既にアンケートをやっているということをごさいました。確かその申入れの中に、島出身の大学生等へのアンケートも入っていたのではないかなと思うのですが、そのことについて、その島出身の大学生等へのアンケートが実施されたのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 申しわけありません、島出身の大学生へのアンケートはしておりませんが、高校生へはアンケートの中に答えをいただいています。若い人たちは公園にしたいとかということ、そして情報発信施設、娯楽施設等のここに書いてあるようなことの希望が多かったようです。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今町長からもありましたけど、アンケートの対象については、まず中学生、高校生、そして18歳以上一般町民ということで実施しております。島外の大学生につきましてはアンケートの調査実施はしていないということです。

○議長（高田豊繁君） 4番。

○4番（林 隆壽君） わかりました。実は、島出身の大学生というのが、いろいろなそういう勉強をされていて、いずれ与論町に帰ってきて与論をおこすんだという意欲に燃えて勉強をされていると思いますので、そういう方々にこそ意見を聞いたり、あるいはその意見を聞くときに、やはり今話題のSNSとか、そういうITでの若い人たちに気軽にアイデアを投稿できるような、そういう手段を用いることが

肝心ではないかなと思います。確かに安易なアンケート調査手段では、とんでもない回答が来たりしますが、これは玉石混交、すばらしいアイデアも入ってくると思っています。そういうものを回答してくれるかもしれませんので、これからは与論を支えていく若い人たちの意見を重視すべきだと考えています。これからの島づくりを若い人たちのアイデアに期待していただきたいと思います。町長に見解を伺います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。本当にそのことについては、今後やはり若い人たち、また島をどのようにしておこそうかと考えている人たちの意見は、大事にしなければならぬなと思っているところでございました。言われるように、新しい機器等を利用してその子供たちの意見を集約できるように、今後、努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 4番。

○4番（林 隆壽君） 現在、与論町に横たわるさまざまな問題に対処しておられ、苦慮されておられますが、早めの対応とまた御期待をいたしたいと思います。コロナ禍の状況の中で町長をはじめ、職員の皆様の御苦労や頑張りについては、心より感謝を申し上げます。

最後に、この度菅内閣の組閣が発足し、行政改革担当大臣に就任された河野太郎大臣の行革110番の立ち上げや、日本の文化であるハンコの廃止を宣言され、ちょっとしたスピード感を感じて驚きと新鮮さを覚え、聞いていたところです。与論町役場において昔からの慣習や民間とかけ離れた常識、不都合だと思いながら未だに固執している業務の慣習などがもし未だにあるのであれば、改革に積極的に取り組んでいただき、安心安全なまちづくり、そして与論に暮らして良かったといえる島づくりに努めていただきますよう強く要望し、皆様方の頑張りに御期待を申し上げます、町長と副町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。その御指摘の新しい流れにつきましては、なかなか年寄りの私たちはついていけないところがございまして、大丈夫かなというのが、まず最初に来るわけですけれども、言われるように本当に若い人たちの、若い職員の意見も尊重しながら、できるだけ改革をしてまいりたいと思っておりますし、また今後そういう方向に持っていければと考えています。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 行政を進めていく中で、大道を進むのは多くの皆さん方の賛

同をいただいてやるというのも最も基本だとは思っていますが、こういった新しい施策をやっていく上においては、とんでもないアイデアというのが大きな島おこしにつながるということもありますので、その辺また御意見も集約をして進めてまいりたい。また、役場の今我々が進めているやり方といたしましては、おおむねひと月に1回課長会というのをもっているわけなのですが、これは縦割りといえれば縦割り、横の連携といえれば横の連携なんでしょうけど、より目的を共有して役場職員全体が進めていけるような形が取ればというふうに思って、山町政がスタートしたときに、課長会も提案をして毎月1回進めているところです。議会の皆さん方あるいは自公連の皆様方から多くの意見もいただいていますので、そういったのを一つ一つ精査をして進めてまいりたいのですが、今回はコロナにやられてしまっていて、本当にこの半年間は振り回されたような感もありましたが、一つ一つまた整理をして進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 4番。

○4番（林 隆壽君） コロナに負けず、皆様方の頑張りに御期待を申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君の一般質問を終わります。

次は、5番、喜山康三君に発言を許します。

5番。

○5番（喜山康三君） 令和2年第3回一般質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

1 本町における救急医療への対応のあり方全般について

(1) 平成28年12月にドクターヘリが配備された後に、町民から救急患者を沖縄の医療機関になぜ搬送しないのか、奄美は入院、治療中家族の負担が大きい、治療中に何らかの容態変異により当該病院で対応できない場合はどうなるかなど、不安や懸念が多数寄せられている。町長の見解を伺いたい。

(2) 救急患者の施設間搬送チェックリストを精査すると、患者本位ではなく行政の都合で搬送先を決めるための仕組みにほかならない。「チェックリスト」には搬送依頼元医療機関や医師の名前、搬送予定医療機関など項目等々がある。そして、「原則として心血管外科、周産期以外は群島内での搬送です。搬送先が未定の場合、沖縄・鹿児島本土を希望する場合は事前に大島病院フライトドクターまで御連絡ください。搬送元病院から消防機関へ出動要請をお願いします。正式要請は消防機関等からドクターヘリ運航管理室にて受け付けます。最後に、FAX確認後、フライトスタッフより

担当医師へ御連絡いたします。」とある。チェックリストを精査すると、患者本位ではなく行政の都合で組み立てられている。患者とその家族に寄り添った救急医療を行うためには、チェックリストの見直しが必要と考えられるが、町長の見解を伺いたい。

- (3) 救急医療には、1次、2次、3次の段階がある。3次救急と判断されると当然ドクターヘリが要請されることになる。しかし、中にはすぐに命に関わる状態ではないが、病後の社会復帰やQ L（クオリティーライフ）のためにも救急医療を施すべき疾病、障害発症もあると考えられる。このような患者にドクターヘリの要請を行うために、どのような対策が考えられるか、町長の見解を伺いたい。
- (4) 沖縄医療機関への搬送は、行政的に他県にお世話になることになるが、それ以上に沖縄県の医療機関、関係者にお世話になる。救急医療は島内医療機関と沖縄医療機関との密接な信頼の上に成り立つものとするが、そのためには町長が積極的に沖縄医療関係者への感謝と誠意を示すことも重要と考える。町長の見解を伺いたい。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えをいたします。

まず最初に、奄美ドクターヘリの配備後の患者輸送についてです。

御質問に関する町民からの不安や懸念については、町としても把握をしています。昨年度県立大島病院院長宛にドクターヘリ搬送先決定における患者家族の意向反映に対する配慮のお願いに関する要望を行っています。奄美ドクターヘリの場合、奄美域内の航続距離が非常に長く、沖縄搬送が増えすぎると奄美域内の緊急事案が重なった場合の救急搬送体制が空白になるリスクがあることや、かなり大きな経費がかかっていることへの理解を求められました。

また、町議会においても、県議会や知事部局に対する運航要領見直しの要望がなされています。

町議会の要望では、奄美ドクターヘリありきではなく、沖縄県ドクターヘリの出動要請を増やしてほしい旨のお願いでもあったわけですが、沖縄県ドクターヘリによる搬送実績もそれなりにある中で、沖縄県のドクターヘリは奄美ドクターヘリ以上に航続距離が長く、全国平均の倍の運航時間がかかっており、これ以上沖縄県に負担をかけるには、鹿児島県としても、なかなかハードルが高い旨の回答です。

それぞれのドクターヘリの運航要領もありますが、住民の命に関わることで、今後ともさまざまな方面からのアプローチを継続してまいります。

次に、チェックリストの見直しの件です。

施設間搬送依頼チェックリストにつきましては、基地病院である県立大島病院が所有する様式であり、町行政として関知できておりませんが、以前から奄美ドクターヘリの運航に関しては、心・大血管外科・周産期科などの対応困難な患者以外は基地病院である県立大島病院など群島内病院への搬送を優先すると伺っています。

緊急電話の内容から要請基準キーワードをもとに、消防司令室が緊急を要すると判断したものは、ヘリ出動要請ができることになっていると聞いています。また、施設間搬送についても、移送元病院から搬送先ドクターやフライトドクター及び消防司令室とのやりとりで運航されており、町として個別事案ごとの搬送先を決定する術はありません。

また、沖縄県のドクターヘリを依頼して搬送した場合は、1件当たり32万6000円で年間実績に応じて、鹿児島県から沖縄県に対して負担金を支払っていることですが、群馬県や埼玉県など本土内の隣県同士で広域連携による運航を行っているところもありますので、鹿児島県としてもできれば隣県である沖縄県との連携をより強く持っていただきたいと思っています。

沖縄県・鹿児島県ともに航続距離の長い離島の多い地域であり、連携が難しい面もありますが、粘り強く要望を継続してまいります。

次に、病後の社会復帰やQOLを考慮したドクターヘリの要請についてです。

ドクターヘリの要請については、要請基準のキーワードに該当するような緊急性のある場合などが基本となっており、その他の疾病に基づく施設間搬送等については、搬送元の病院の医師の判断によることとなります。1次救急、2次救急についても、病後の生活まで考慮してもらえよう依頼してまいります。

次に、沖縄県の医療機関への感謝と誠意を示せということです。

これまでも、町民の多くが沖縄の医療機関にお世話になることが多く、行政・民間さまざまところで交流を重ねてきており、改めて、自ら沖縄の各医療機関へ表敬訪問することも必要ではないかと常日頃から考えておりましたが、新型コロナウイルス感染症が発生したことから、思うような訪問ができておりません。

新型コロナウイルス感染症の発生状況も考慮しながら、是非とも沖縄の医療関係者への誠意を示し、表敬訪問をしてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私がこのことを取り上げた理由は、何も町当局のことについてあだこうだと言うわけではありません。一番肝心要の与論町民の命を預かっている私たちの最大の任務は、行政の皆さん、議員の皆さん、町長をはじめ、私たちが一番最初に取り組むべき問題は、この問題だと思ひまして、今までまたこの問題については、ほとんどなおざりにされてきたような気がするのですよ。実をいうと、奄

美にドクターヘリが導入されるということは随分前から話がありまして、私が以前議員をしていて、広域になっていたときにも沖永良部の広域議会の中で、「与論町民の患者がドクターヘリの搬送を沖縄に希望したらできますか」ということを管理者に質問してあります。そのときに、「これは患者の希望にできるだけ沿うようにします」という回答をいただいているわけなのですよ。もちろん患者がわがままで、沖縄がいいから、便利がいいからという話でもないわけですよ。私が、それを広域の議会の中でなんでわざわざ尋ねたかというのは、恐らく行政の仕事は、ドクターヘリを入れたらその実績を上げる必要がある。できる限り可能な限り、奄美に送ろうという力が働くのではないかと。本来なら沖縄に搬送すべき患者が、奄美にも送られる可能性があるのではないかと、そういう懸念を持っていたのでそういう質問をしたわけなのですよ、実を申しますと。私が落選した後、いろいろな町民の方からもそのことについて問い合わせがあって、やはりとんでもないことが起きている事実があるもんだから、私はまたあえてこれを取り上げたのですが、個別の案件を取り上げて、ここでどうのこうのというわけではないのですが、このドクターヘリとか救急医療のあり方について、もう少し緻密に町としての考え方、スタンスというのを持っていないと駄目ではないかと、そういう考えで質問しているわけですが、町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘のとおり、私も機会あるごとに沖縄に搬送することができないかということをお願いしています。与論だけでは駄目なら、沖永良部とも一緒になって要望してまいりたいということで、タッグを組んでやってまいりたいという気持ちもございまして、協力を求めたりもしているのですが、なかなか思うように進まないところが現状でございまして、今後やはり向こうもおっしゃるように、できてすぐですので実績を求めたいというものもあるかもしれませんが、今後町民の願いを届けていくために、継続的に要望してまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） そういううがったことを言ってもあれなのですが、患者やその家族にすれば、自分の身内にいろいろな病気が出たりけがをしたときに、誰だっていい病院、医者技術の優れたところ、設備がいいところに連れて行きたいというのが人間じゃないですか。大島病院のホームページを見てくださいよ。診療科目。ほとんど予約とか要予約が埋められている診療科目ですよ。そして、私も一昨年からこれについてマークしていたのですが、今年の2月にも病床46床削っているのですよ。いわゆる地域のこういう小さな病院というのは整理統合というのですけ

ど、縮小傾向にいつているわけですよ。しかし沖縄の場合は、三次救急医療が対応できる病院が7、8か所ありますよ。二次救急によっては十何カ所ですか、そういう病院のある場所なのです。九州県内でも優秀な医療が整備されている県だということで、香港やフィリピン、マレーシアから医療観光が来ているような状況ですよ、沖縄は。要するにそれだけ医療が整っている沖縄が身近にあって、私たちの大切な身内の方が病気したりケガをしたときに、なんでこういう病院に送らなくちゃいけないんだろうか。私はまず最初、それが一番大きな疑問なのです。それでいろいろ話を聞くと、大島病院から鹿児島へ搬送され、あるいは沖縄に搬送した事例が出ていますよね。本当に命を預けられる病院なのか、私はここで大島病院の悪口を言っているわけではないのですが、やはり、町民の命を預かっている以上、私はこういうことを言わざるを得ないですよ。責任がありますよ。

それから、ここにさっき言ったチェックリスト。与論のドクターヘリの場合は、病院から病院へ運ぶ施設間搬送がほとんどですよ。急患が発生したときに来て、救急車から現場から、直接ドクターヘリに運んですぐ飛び立つということはほとんどないと聞いているのです。このことにもおかしいことがあるわけですよ。その理由はドクターヘリ出動基準というのがあります、今町長が言われていたキーワード方式ということなのですが、このキーワード方式も奄美ドクターヘリのキーワード方式だとか、ネットを見れば静岡とかほかの他府県の出動基準とかありますが、またその中にも消防庁が出している中にもあって、やはり1つ例を挙げますけど、キーワードの中に、例えば、重症熱傷だとかやけどとか化学熱傷、あるいは溺れ、窒息、さまざまなそういう言葉とかそういうもののキーワードで出動しているみたいですが、その中に消防庁の関係であるのですが、環境障害というのがあります、これに減圧症というのがありますよ。町長、減圧症って御存じですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 潜水病にかかった人たちの救助のために、圧を少しずつ下げていって回復するというようなことと聞いています。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） 減圧症について、ちょっと私が説明してみましようか。海に潜っているときは圧が高くなるために、あれは普通の高圧の空気を吸っているわけなのです。空気の中には、窒素と酸素があって、その窒素が血液に溶け込んでいくわけなのです。潜ると。それが浮上すると気圧が低くなるために窒素がいわゆる気泡化して、泡になって脳血管とかいろいろなところに詰まっていて障害を起こして、いわゆる半身不随になったりとかあるいはおしっこが出なくなったりとか、失神したり、そういう症状が出るのですけど、私も三、四十年ぐらい前はダイ

ビングの仕事をしていましたもので、その仕事をするためにいろいろ減圧症については勉強をしていたので、また私のお客様もこういう病気にもかかったことがあるので言っているわけなのですが、与論町でもこういう事故が起きているので。そのときにその患者というのは、基本的に300メートル以上から上空に上げちゃいけないとなっているのです、最初は。要するに気泡がますます大きくなるわけ、気圧が下がるから。余計に病気がひどくなるのですよ。けど、早くチャンバーにいわゆる高圧治療室の中に入れなくてはいけないからどうでしょうか。私の場合は自衛隊ヘリを頼んで、自衛隊ヘリに対していわゆる低空で飛んでくれということをお願いしたら、やはり案の定低空で飛んでいってくれました。だから、同じ救急医療でもさまざまな条件とか案件がありまして、同じようなやり方、同じような杓子定規でやっても困るところがあるのですよ。この辺についてもこれは救急隊の方々の知識も必要だし、まず医療機関の医師の知識も必要です。与論で起きたときに、その医師は翌日になってから奄美に送っているわけですよ。本来なら1時間2時間でも早く入れると後遺症が残らないのですよ。もう全然、初期の1時間2時間で、後遺症がどれだけ残るか残らないかの違いが出てくるので、そういうことなのですが、それと町長に前、町民と語る会のときに、指を何本切ったらドクターヘリ出しますかということ、私、質問したことがあるのを覚えていらっしゃいますか。それは医療機関の対応の仕方で非常に憤慨して、私は町長にああいう質問をしたのですが、町長はどのようにお考えですか。指1本切れたらドクターヘリを呼ぶのか。町長が消防隊員でしたらですよ、指2本切ったらドクターヘリを呼ぶのか、それはどういうお考えですか、もし町長だったら。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に大きなけがですので、切れなくてもやはり深い傷だったら呼ぶべきだと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） 普通はそうですよね、町長。ましてや指が切れて落ちていたら、別に体はぴんぴんして別に死ぬわけではないと。ですけど、本来はドクターヘリを要請して、与論の医療機関がいわゆる接合、骨を接ぐのは接合、アキレス腱など腱をするときには縫合、そういう特殊ないろいろな言葉があるみたいですけど、そういう指を接合したりするそういう技術がなければ、本来ならドクターヘリを呼ぶべきですよ、医療機関も。それを呼んでいないのですよね、ここの与論の医療機関は。だからそういう救急医療はドクターヘリだけの問題ではなくて、消防隊員の問題でもあるし、消防隊員というのはドクターヘリを呼べる権限がありますから、だから消防署の権限もあるし、医療機関の問題もあるわけですよ。だから私はこの

救急医療とかそういうものについては、相当住民の方も勉強して、俺たちはこれができるんだ、俺たちから要求できるんだ、そういうことも宣伝というか教えるべきだと思うのですよ。指を切った方は午前中だったために、沖縄行きの飛行機にたまたま空席があって、指を氷詰めして行ってタクシーで空港から琉大に飛び込んでいったらうまくつないで帰ってきたのですよ。たまたま飛行機の空席もあったから良かったようなもので、もしこれができなかったら、一生指が切れて、相当生活にも難儀したのではないかと。だから、この辺についても細かくもうちょっと具体的にいろいろな事例とかも調べながら、救急医療の対応についてもやはりもう少し検討すべきではないかと思えますけど、どうですか総務企画課長。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） このドクターヘリの件につきましては、私たち総務企画課では、沖永良部与論地区広域事務組合ということで、いろいろ関わりはあるわけですが、実際、いろいろなこの体制といいますかドクターヘリの運航関係につきましては、ちょっと市町村というところより離れたところでされているような感じがいたしまして、もちろん私たちの勉強不足もあるかとは思いますが、その辺の体制からちょっと違うかなとは感じておりまして、なかなか芯を得た回答にならないのですが、またそういうことでお願いします。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） まさしく今、総務企画課長が指摘されたとおりですね、私たちの町民の命を預かる行政機関が、その一番要となっているドクターヘリとかこういうことについてなかなか情報も入らない、なかなか意見も言う場もない、これは結局広域の成せる弊害なのです。私は、こういう意味でも広域は昔から反対しているのはそこなのですけどね。本当に町民のことを考えたときに、今の消防や防災のあり方、組み立て方ね、今回コロナが出たときも、これについてさまざまな問題が出ました。町長からも答弁があったように、決算でありましたように、いわゆるOBの方あるいは非常消防団の方も、いざとなったら1つの指揮命令できちんと消防や防災、その辺のことも全部防疫体制も取れるというのを、島で独立してきちんと私は組み立てる必要があるのではないかと。それを隣の島と何かわけのわからない組織をつくってやったって、これは今から大きな過去を残し、今まで大変だったのですよ。だから町長是非、私今これに引っ掛けて言ったらあれですけど、やはり前の町長のときにも厳しく言いました。この広域をやっているのは、与論町は本当にいろんな意味で大変なことになるぞと。予算的なことも財政的なことも町民の命を守ることも、いろいろな意味で問題があると。ちょっと別の質問になったのですが、町長、ちょっと一言お聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 広域の運営につきましてあるいは待機につきましては、これまでもいろいろと御指導をいただき、御質問をいただいていますけれども、これまでずっとやってきた経緯もございますし、十分に検討していかなければならない問題だと思います。私の判断でこういうことがどうなるかというのは、なかなか結論を出せませんが、皆様方の御意見も伺いながらあるいは町民のまた代表の意見も伺いながら、今後どういうふうにしていけばいいのかということは検討の価値があるのではないかなと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） 元に戻りまして、ドクターヘリの役目については、もう1回戻って行ったり来たりの質問で申しわけないのですが、やはりいち早く救急現場へフライトドクターやフライトナースを現場に送り込むというのが、基本的にはドクターヘリの重大な任務の1つですよね。そして、この2番に、結局次言われているのは、医療の地域格差を無くすというのがあるのですよ。今私が言っているのは、与論島の地域医療の状況、そして奄美の地域状況、沖縄の医療地域の状況、それを全部考えた場合にも、やはり地域の医療格差を是正するという観点からも、私は積極的に沖縄への搬送というものをお願いすべきだと。ドクターヘリをお願いしてから、例えば、これはドクターヘリを別に頼まなくても大丈夫だということで頼まないで、最悪な事態に陥ったときは、大きな問題になりますよね。しかし、ドクターヘリには専門用語でオーバートリアージというのがあるみたいですけど、消防士や医師が、いわゆる間違っただけでドクターヘリを呼ぶほどでもなかったけど呼んでしまったと。それに関しては責任を問わないとなっているのですよ、当然。それはそうですよね。こんなの責任問われたら安心してドクターヘリを呼べないわけですから。そういうこともありますので、是非私が今この与論の救急医療の状態を見たときに、与論は消防署ではなくて分遣所なものだから、どうしても本署の伺いを立てて要請せざるを得ない状況にあるのは言わなくてもわかることですよ。ということは、現場の意見が本当に今その状況について対応できるような形になるのかな。消防署員が本署に気兼ねをするんじゃないか。県からはさっきあったように、その大島病院に電話をかけてFAXを受けて、それから向こうが決定するようなことを書いていますよね。私はそこが問題だと思っているのですよ。施設間搬送においても、本来はドクターが沖縄に搬送すると患者には説明してから、翌日になって奄美に送っているわけですよ、ひるがえしているわけ。ひるがえしているのに、そのひるがえした理由も患者にも家族にも説明がないわけ。何たることだと。医者はそのくらいに偉いのですか。ドクターヘリはそんなに偉いのですか。こういう出来事が起

こったときには、きちんと病院の医療関係者も消防署もなぜこういうことになったのかということの説明する責任があるわけですよ。与論の方はみんなおとなしいから黙っていますが、私はそこが腹立たしいのですよ。この辺についてどうお考えですか、副町長。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 双方でドクターヘリを運用している中では、それぞれの規約というのがありまして、これは、喜山議員が先ほど言われた病院の実績とかそういう問題じゃないと思っています。より緊急性を要するときはどうするかというのは、ドクターヘリを運用している基地、病院、つまり奄美で言えば県立大島病院、沖縄で言えば浦添総合病院、この双方の判断のもとにどちらに運ぼうかというのが、我々ちょうど真ん中に位置する与論の住民の要望するところではないかなと。ただ、奄美のドクターヘリの場合は、奄美、喜界、徳之島を重点的に搬送しているということもあって、奄美の病院でないときには、鹿児島へ重点的に搬送するというようなシステムになっているようですので、その辺についてこれは余談ですが、昨年8月にある参議院の先生がお二人お見えになったものですから、こういった事情がありますということで申し上げましたら、早速、国会の委員会で取り上げていただきまして、県同士の連携をさらに強めて、地域間の医療というのをもっともっと早急にできるような施策を取らせたいというような報告もいただいています。もちろん運用については、国がおおよそ2分の1、県がおおよそ2分の1から8割までを交付税をいただいて運用をしているということなのですが、それぞれ県境というのがある中では、仕方がない部分もあるのかなと。しかし、こういった与論の現状を継続的に訴えていける立場に、大変ありがたいことに喜山議員がなられましたので、広域の事務組合の中でも、もっともっと声を出していただいて、司令部が沖永良部にあるということも1つの問題でしょう。この件に関して、現場に実際携わっている与論の救急隊の御意見とかがまた通るようなシステムができれば、やり方も少し変わってくるのかなと思いますので、その辺また消防の担当をしている皆さん方も御意見を聞きながら、よりいい方向により一命をとりとめるための施策ですので、後々のことはまた次の専門家に回してもらおうということで、救急医療の使命というのを含めて、いろいろまた御意見を聞きながら進めていければと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） 副町長、私は行政の理屈を聞きに来たようなものではなくて、私は、住民の代表で住民の投票で議員になっているわけですよ。行政の理屈を聞くためには議員はなっていませんので。ではなくて、町民に対していかに説明責任を

果たしているかということについて、医療機関としてまた行政機関として、成すべきことはやっってくださいという意味なのですよ。わかりますか。あなたがおっしゃったことは、私も全部知っていますよ。このドクターヘリについては勉強しているつもりです。だから、そういうことではなくて、住民が基本であると、住民が何を求めているか住民にもしや何かあったらいけない、そのためには何を成すべきか、どういうことをしようかということの組み立てをしてほしいということ言っているわけなのです。銭管理の話なんかは要らないですよ、極端な話が。これは、こういう離島に住んでいるからって、私たちもちゃんとした医療を受ける権利がある。ここで述べているのがちょっと間違いではないかなとあるんだけど、奄美と沖縄を比べたときに、奄美からのドクターヘリは約50分片道かかっていますよね、出動から到着まで。沖縄が20分から25分で来ているわけなのですよ。往復したら1時間余りの差があるのですよ。緊急の場合のときのこの1時間の差ってとんでもない差です。だからそういうことも考えて、是非、私たちは医療機関がやっているから医療は医療機関に任せればいいという話じゃないですよ。要求すべきこと、言うべきことを言うのが、私は行政の仕事だと思うわけです。ただ、沖縄県の場合は他県ですので、他県の医療境界ですので、あくまでも私たちは頭を下げてお願いする立場ですので、やはりそれは必要ではないか。今までそれを怠っていたのではないかと。それはどことは言いませんけど、沖縄の医療機関に大分御迷惑かけていますよ。御存じでしょう。沖縄の医療機関が怒ったのですよ、これを。もともとはドクターヘリが入ったのは。その経緯をよくわかっていないといけません、皆さん。だから、今回このドクターヘリのいわゆる運航要件、そのことについてもきちんと見直し、再検討、要請基準ですね。奄美ドクターヘリの要請基準、これについてもっと精査する必要があると、これ欠けているでしょう、議案集にも載っていないのですよ、これ。それに趣旨のことも載っていない。指が切断したときもドクターヘリを要請しなければならないということも、ほかのドクターヘリの地域は載っているわけ。これには載っていないわけ。だから、こういうことについても、私たち町民の行政に私たちが無関心なのがいけなかったんだと。どうですか町長。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘があったことに今後検討して、勉強してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） 普通の事業とかどうのこうのは別として、この命とかこういうことに関しては、私たち言うべきことは言って、お願いすべきものはお願いして、頭を下げるべきは下げて、そして町民の健康と命を守るために、是非私たち部

内でも、もう少しこれについても考えていただきたい。そういう意味で、今回一般質問に取り上げたのですが、よろしくお願ひします。教育長、最後に一言お願ひします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今、喜山議員の指摘されているのを聞きながら原理原点、ある方が命はみな平等であるという表現をされた方もいらっしゃいました。与論町の中で、島の人たちの命が平等な扱いをされないということは非常に大事で、それをまたみとる消防隊も医師も、非常時の対応のためにどう連携していくかという意味合いが非常に大事だなと感じましたので、ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 5番。

○5番（喜山康三君） どうもありがとうございました。これで一般質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時50分

再開 午後2時58分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、7番、大田英勝君に発言を許します。

7番。

○7番（大田英勝君） 皆さんこんにちは。一般質問の最後となりましたが、よろしくお願ひいたします。それでは、令和2年第3回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 コロナ禍での避難対策について

(1) 「避難所マニュアル策定急ぐ」との新聞報道があつたが、マニュアルの策定は済んだのか。コロナ禍での避難所の運営は、3密回避等の課題もあり、大変難しいものがあると思われる。策定が済んだのであれば、具体的にはどのようなマニュアルになったのか伺いたい。

(2) 先日の台風10号は、特別警報級の台風との前触れもあり、全町民が大変な警戒と緊張感の中で通過していった。幸い、台風の予想進路が多少それたこともあり、心配したほどの被害は出ず、ほっとしていたところである。そこで、台風10号時の各避難所の状況はどのようなものであつたのか伺いたい。また、避難所ごとの避難人数についても伺いたい。

2 新型コロナウイルスへの対策について

- (1) よもや与論でコロナの発生はあるまいと思っていたが、何とクラスターまで発生してしまった。そこで、今後に備えるためにも、与論でのコロナ発生から落ち着くまでの間、どのような対策を講じたのか伺いたい。特に発生直後の初動の対応については詳しく伺いたい。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） では、お答えを申し上げます。

まず、コロナ禍での避難対策についてです。

避難所管理運営マニュアルについては、鹿児島県の避難所管理運営マニュアルモデルを参考に、8月に与論町版マニュアルを策定しました。あわせて本マニュアルに基づき、各避難所における避難スペースのレイアウトや窓口対応のシミュレーションも実施したところです。

具体的なマニュアルの内容は、台風前の事前準備の項目として、十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設、レイアウト等の検討、物資・資材等の準備と必要数の把握、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者・発症の疑いがある者等への避難検討、町民への周知、避難所を管理する職員等の安全確保について定めています。また、災害時の対応として、町民への周知、受付時の対応、避難所の運営、発熱者等への対応について定めています。

次に、台風10号発生時の各避難所の状況についてです。

大型で非常に強い台風10号の本町接近に伴い、9月5日15時に災害対策本部を設置し、17時に砂美地来館、防災センター、地域福祉センター、茶花小学校体育館を避難所として開設いたしました。今回は新型コロナウイルス感染症対応の避難所管理運営となったため、密接を避けるための避難スペースや通路の確保等通常よりも収容人員を縮小した対応となりました。各避難所においては、特に受け入れ時の検温や問診、定期的な消毒や検温等を行い、避難所内感染予防に注意を払いながら避難所運営を行っています。

御質問の各避難所の人数につきましては、砂美地来館49世帯104人、防災センター9世帯18人、地域福祉センター14世帯23人、茶花小学校体育館7世帯18人となっています。また、今回各自治公民館に自主避難された方もおり、内訳は立長2世帯4人、城6世帯15人、朝戸2世帯3人、西区4世帯5人、東区9世帯11人、古里1世帯2人、那間2世帯9人で、叶はゼロでございました。指定避難所と自治公民館をあわせて合計105世帯212人となっています。

次に、コロナ発生から落ち着くまでの対策をどのように講じたかということです。

最初の感染者の発表があった7月22日の9時から課長会を持ち、職員間の意思統一を図り、翌日から連休に入るタイミングでもあったことから、18時の県の報道発表の前に役場の対策本部会議のメンバーを緊急招集するとともに、町民の皆様へ防災無線放送による第1報をお知らせいたしました。

この度の新型コロナウイルス感染症発生においては、徳之島保健所の職員が昼夜を問わず感染経路の追跡・濃厚接触者の洗い出しを行う中で、多数の町民が濃厚接触者として判定されたことで、公共施設や民間事業所等が休業を余儀なくされ、一部の社会インフラが機能しなくなるという非常事態となりましたことは、改めて感染症の怖さを思い知らされたところです。感染症が発生することでの社会への影響をある程度覚悟はしておりましたが、まさに想定外のクラスターとなって、全国的にも名をとどろかせることとなりました。

発生当初から個人情報保護という観点から、なかなか詳しい情報をつかむことができずもどかしさもありましたが、県の報道発表を受けて、連日町民の皆様への感染状況のお知らせと感染予防対策の周知啓発を行いました。

与論徳洲会病院スタッフの苦労も大変だったと思われ、職員用宿泊施設の確保やPCR検査の際の駐車場対応の応援職員派遣など役場としてできる限りの協力も行いました。

また、町保健センターの一室に与論CHEAT（シーヒート：コロナ健康危機管理支援チーム）の事務室を設けて、オンラインテレビ会議を活用し、県と町との連携を図りながら対応に当たったことで、全体の進捗状況や問題点の抽出などが一目瞭然に把握できたことは大きな成果でありました。

先にも述べたとおり、県対策本部や保健所職員等の対応のおかげで、すばやく島外搬送が行われ医療崩壊を防ぐことができましたことは、誠にありがたいことでありました。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） マニュアルにつきましては、8月に策定が済んだとのこと安心いたしました。それではその内容について少しお尋ねをしたいと思います。マスクとか消毒液、非接触型体温計は調達できたが、パーティションや簡易ベッドの調達に苦慮しているとの新聞報道がありましたが、その後それらの調達はできたのかどうか伺います。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 注文はこのコロナの発生した4月、5月から発注をかけておりましたが、一部簡易ベッド等については少し前に来ていますけれども、残りの関係については、まだ全国の品も不足しているということで届いていないのが

現状です。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） 避難所を管理する職員等の安全確保についても、そのマニュアルに定めるとありましたが、安全確保についてはどのような形で進めていくのか伺います。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） マニュアルの中では、避難所を管理する職員等の安全確保ということで、基本的な感染対策等の研修会を事前に実施するという内容になってございますけれども、今回鹿児島大学の先生とか県のくらし保健福祉部の次長とかがいらしたのですが、そういった方々と、また保健センターと連携をしまして、実際、避難所を運営する職員に対してこういう対応をしてほしいということで、実際シミュレーションもしたところです。実際、有症状者若しくは濃厚接触者とかそういった方々は、もちろんいらっしゃらなかったのですが、その辺がもし症状があった場合の対応ということで、職員の安全確保についてもそういったところで指導を受けて対応はしているところです。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） いわゆる安全確保というのは、コロナに対する安全確保というような観点だったということですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 特にはそうだと思いますけれども、全体的な安全確保ということだと考えています。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） コロナ禍の最中でもあり、台風10号での避難の案内では、避難所が不足することも想定されるということなのでしょうが、友人とか知人宅への避難ということも呼び掛けがあったと思うのですが、友人・知人宅への避難をされた方がいらっしゃるというそういった情報があるのかどうなのか、把握されていれば教えていただければと思います。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 台風が来る大分前から、今回避難所が混雑予想されたということで、チラシとか週報とかでそういった混雑を避けるために友人・知人宅も検討してほしいということでやりました。また防災無線等でも何度か周知啓発したところではありますが、実際その友人・知人宅に行かれたというところでは、すみません、こちらでは聞いていないところです。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） 実際の問題としては、日頃親しくしていてもなかなか「お前のところにちょっと行ってもいいかね。」と言うのは、なかなか口に出しづらいようなことも確かにあると思います。ですから、やはりそういったのも想定することも必要だとは思いますが、それがなくても避難ができるような体制もまたしっかりとつくっていくように、ひとつ今後とも頑張っていたきたいと思います。

それから、最近はテレビとか新聞とかでも、避難所にホテルとか旅館を使うとかそういうことも出てきているようなのですが、与論の場合は、あまり考えられはしませんけど、そういったケースとかの話が聞かれたことがあるのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 特に旅行者で避難される方につきましては、ホテルが対応するのですが、ホテルを避難所というよりは、ちょっと強固な別のホテルとかをお願いできないかというお話もしましたところ、ちょっとそこは対応できないというホテル側のところで聞いておりました、理由とかはちょっとよくわからないのですが、そういった状況も聞いてはいます。町自体で今のところは避難所を開設してやっていますけれども、今後はホテルとかと協議して対応する必要もあるかなと考えています。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） そういった場合には、今、今と言って、その場になってからでは、なかなか話がうまく進まないと思いますので、あらかじめ平和なときに何も無いときに、いろいろな形でこういうときはこうすることが可能かどうかという具合にして、ホテルあたりとまた協定を結ぶなりして、このところはこうして、こうできませんかというようなことも話を進めるといえるか、そういったことも頭の中に入れておくようなことも必要かと思っておりますので、その辺についてもいかがでしょうか。あらかじめ準備をされたらいいかとも思いますけど。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 夏場で観光客が来ていますので、急に別のホテルとなりますと、そのホテル自体にもお客様がいらっしゃるという点もありますし、コロナでちょっと敬遠されているというのもあるのかなとは思いますが、事前といたしますかタイミング的にちょっと難しい点もありますけど、空き室を何とか利用するという点では可能ではあると思っておりますので、また検討したいと思っております。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） 観光客を想定した場合も考えられますけど、やはり町民を想定して町民の中でやや自宅が少し弱いような皆さんが、避難所なんかもある程度埋

まっていったということも考えられますので、そういったあふれたときのためにも、そういうことも一応念頭には置いていただいといたほうが、より避難のキャパを大きくするためにも必要ではないかと思っておりますので、是非頭の中において検討されてみてください。こういったマニュアルとかがあれば、いざとなったときに行動がスムーズにできると思っておりますので、よりの確かなマニュアルの策定は大変大事なことだと思っております。それもまた一度つくれば、それでいつまでもそのままがいいというのではなく、世の中も変わってきますし、その周りの状況も変わってきますので、常に見直しとかも加えながら、よりその時々合うような形のマニュアルとして、常に万全を期して備えておくことが大事だと思っておりますが、その辺もまたひとつお願いしたいと思っております。一言お願いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） ありがとうございます。今回、県のマニュアルモデルと申しますか、そういったものを参考に8月に作成しまして、いろいろな地域にあったマニュアルということで実際シミュレーションもして、9月には改定してございます。それでこのマニュアルにつきましても、議会事務局に一部届けてございますので、後でまたもし必要な方々がいらっしゃいましたら、そちらでまた対応いただければと考えています。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） 今回の避難が合計で212人、105世帯というような形で出ていますが、各避難所、砂美地来館それから防災センター、地域福祉センター、茶花小学校、自治公民館という具合に書かれているわけなのですが、これは体育館の場合は、与論小それから那間小なんかも一応避難所として使う予定になっているのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 与論町地域防災計画の中では、対象災害として暴風雨の避難所として21施設が指定されています。もちろん那間小、与論小、中学校も避難所として位置付けられてございます。今回、茶花小学校は例年観光客を対象とした避難を考えていたところですが、今回はプリシアの方ですかね、観光客で避難される方は1人もいらっしゃらなかった関係で、町民への対応といたしました。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） この各避難所の定員というのは設定されているのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 通常時につきましては、収容人員が定められていま

す。これを全部収容人員、今の21か所を合計しますと3,943人、約4,000人近い避難ができるような形にはなっていますが、これは机上の計算上のことなので、今回のようなコロナの関係になりますと、1人4平米ぐらいということで、例えば砂美地来館の収容人員が895人ということで防災計画にありますけれども、私たちが県のマニュアルとかを見たときに、104人とかで約8分の1とかになっています。ほかの施設についてもかなり少なくなってくるのですが、平成24年、平成25年とか、平成30年の台風の実績等も勘案しまして、大体どれくらいが避難されるだろうということを3パターンぐらいつくって、そこでゾーン分けをして、実際行ってシートも置いてやったところなのですが、そういうようなところで対応してきたところですよ。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） というと、やはりコロナの関係では約8分の1、9分の1ぐらいの定員にしかならないというような実態ということですね。それから、今回放送の中でも、各自治公民館にも館長に相談して避難してくださいみたいな放送があったと思いますが、茶花自治公民館が抜けていたのですが、あれはどういった理由からでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今回は、叶自治公民館と茶花自治公民館は避難者としてありませんでした。まず、叶につきましては、実際可能性はあったのですが、実際は来られなかったという内容でございました。茶花につきましては、もともと海に近いということとかなり風が当たるということ、またちょっと離れているというところで、逆にそちらが危ないのではないかという意見もあったりしまして、茶花については、今のところ避難所の開設はこれまで実績もないところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） ということは、茶花については最初から外していたということですね。わかりました。

それでは、次のコロナウイルスの対策に移りたいと思います。この答弁の中に、7月22日に県の正式な発表があったわけなのですが、あれは22日の発表の前にも役場には第一報は入るものなのですか。いかがなものでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山元宗君） 正式な発表ではなくて、うわさが伝わってきたということで、また翌日はうわさを聞いた人がまたいろいろな問い合わせがあったりということで、22日の朝からもう騒動でございましたので、我々は落ち着いて対応しよう

いうことで、正式発表があるまでは、うわさに惑わされないということをみんなで統一をしたということです。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） 7月22日の9時から課長会をもったということになっています。そして翌日からは連休に入るということで、その日の夕方6時から、対策本部の会議のメンバーが招集されたということですよ。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 7月21日火曜日に、感染症陽性者の確認が1人あったということで、徳之島保健所から連絡が入っています。それを受けて7月22日の朝に、緊急の課長会議を行っています。23日から連休が入るということで、もしこれが22日の夜に発表になりますので、その前にいろいろな周知をしないと行動が始まる。例えば旅行があったり、また連休で島の大会に来るとかそういったのも聞いておりましたので、早いうちに手を打たないといけないということで、これは保健所だったか県だったかよく覚えていないのですが、県の正式発表の前にこういった情報を流していいかということで、疑いがあるという形だったかと思うのですが、一応そういう発表の了解を得まして、町民にはお知らせをしてあります。そして、その日の18時半から19時半に新型コロナウイルスの本部の会議を行いまして、与論町長自らのメッセージを発していたところです。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） 実は、この初動のことについて私が聞くのは、新聞に24日に対策会議が開かれたみたいな形で、新聞報道があったと思うのですよね。写真が24日の感染対策会議の様子みたいな写真が載っていたものですから、ある方から、ちょっと22日に発表があったのに23日は何をしていたんだ、24日にしか対策会議をしていないのかというようなことがあったものですから、その辺をちょっと詳しく聞いているわけですが、24日にも対策会議は行っているわけですよ。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 対策会議の経緯をお答えいたしますと、まず7月22日に緊急課長会議を9時から行いました。夕方18時半から19時半まで対策会議を行っています。7月23日にも13時半から15時39分まで対策本部の会議をし、いろいろな社会教育施設の休館だったり、町主催行事の関係だったりを話し合っています。それから7月24日についても15時から対策本部会議を行って、観光関連の協議を行っています。それから7月25日につきましても、19時半から20時半、そして26日につきましても11時から12時15分、ほぼ対策会議は実施しておりまして、さらにその中で、今回見えたCHEATの先生方も交え

て、いろいろな対策会議もあわせて行ってきたところでは。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） ありがとうございます。多分そうだったろうとは思いましたが、そういった声に答えられることができなかったものですから、ちゃんとお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

つい先般、鹿児島県がこの与論のクラスターについて分析結果ということで新聞にも報道されましたが、発生要因として、やはり与論献奉と呼ばれる与論島の伝統的な回し飲みが会食の場であったことや、医療従事者が発症後も勤務を続けたということが挙げられています。そして、22日から8月7日までに確認されたクラスターというのが、県外の人が3人、鹿児島市1人を含め、計59人。与論町は55人という形になったわけですが、医療体制がひっ迫する恐れがあるということで、感染者の約9割を海上保安庁や自衛隊の航空機、ヘリコプターなどで島外に搬送したとあります。また、県では感染が飲食店、病院、職場、家庭で起きたと指摘しており、飲食店を利用した30代から60代が多いことや、医療従事者から入院患者とか面会者に広がったことが特徴に上げられていると書いてありました。感染の要因には、会食時の回し飲み、グループで複数の飲食店を利用した、会食時にマスクを着けていなかったということが指摘されています。医療従事者が発症後も勤務を続けたということで病院内にも広がったということも指摘されています。一方で、50人規模としては比較的短期間に収束したとも指摘がされており、接触者の早期把握そして幅広いPCR検査の実施、島民の外出や来島の自粛によって拡大を抑えられたと県では分析したとあります。また、課題として、保健所の無い離島での疫学調査の応援体制の構築とか相談窓口の必要性、島内医療体制や搬送体制の拡充、港湾・空港での水際対策の徹底などが挙げられているようです。そこで、幅広いPCR検査が実施されたとありましたが、今回のクラスターで、PCR検査は最終的に何件行われたのかについてお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 鹿児島に送られた検査は、9月の8日までに1,066件とお伺いしています。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） 新聞で820件ぐらいはやったというようところが、途中経過であったのですが、その後どれぐらい増えたのかなということで聞いてみたところでした。それから課題として、保健所の無い離島での疫学調査の応援体制とか相談窓口の必要性とか、島内医療体制の確保等が挙げられましたが、このことへは、町としては、どのような対応をされていかれるつもりなのか伺います。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時36分

再開 午後3時37分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久留副町長。

○副町長（久留満博君） 特に、今後の医療体制について、今確たる決定事項ではないのですが、与論病院で県と協議をしながら、今後の受け入れの部屋数の確保とか、そういったことについては、今協議を進めているようです。病院では、PCR検査が1日に10人程度、1人1時間ぐらい結果が出るまで時間を要するというのもあって、10人程度までは何とか島内でできると。それ以上に人数が増えたときには、やはり鹿児島島のほうに送っての検査というように今のところなるようです。しかし、いろいろな検査器具も次々できておりまして、病院もそういった対応については検討を進めているという状況です。部屋も12室ほどは確保しているということですが、方針といたしましては、重病になる可能性あるいは特定疾患を持った方々については、島外搬送を原則とする。その他の方々については島内で様子を見ながら、治療を進めるという情報をいただいておりますが、その後また県と協議をしながら、数字的にどうなっているというのはまだ情報を得ておりません。8月の末に県とはそういった協議を進めているということでした。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） ありがとうございます。現在進行形のものですから、今後の対策が全て万全にできているということはありませんが、できるだけまた精力的に頑張ってください。今後とも与論から出ないように取り組んでほしいと思います。与論クラスター以後、郡内では感染者が無く落ち着いていましたが、先日天城町で徳之島発の感染者が確認され、再び緊迫したムードになっています。しかしながら、感染防止はもちろん大事ですが、経済活動もまた同じように大事です。これからは感染防止に最大限の注意を払って、新しい生活様式をしっかりと守りながらも、積極的に経済活動にも参加していく必要があると思っています。このことについて、町長はいかがお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 言われるように、鹿児島から来られた先生方を中心にしながら、本当に飲食店等現場を回って御指導いただきました。経済活動の復興を少しでも早くしていただきたいという気持ちです。あと、今度感じたことを少し述べさせ

ていただきますと、本当に与論の方々が差別的な言動がなかったということ、そしてそれについては、最初は与論クラスターということを知ったときには、ありやあと思ったのですが、島中をクラスターとして指定していただいたことによって、あっちが悪いこっちが悪いと言われず、みんなで協力して感染を早く止めていくんだという意識が統一していったということと、あんたが悪いこっちが悪いということと言わなくなったという点に関しては、大変ありがたいなと思っています。それと、旅館業の組合とか飲食店の組合の方々が、自主的に休業したり来島者に対する予約の取り消しを行ったりということで、本当に自分たちから率先してそういうふうな感染予防について取り組んでいただいたということに対しては、本当に感謝を申し上げたいと思います。ですから、そういうことで、与論の真心が、また島外の方々にも旅行者にもわかったんではないかなと、今後の観光客の来島そして観光業の復興並びに産業の復興を本当に願うばかりです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番。

○7番（大田英勝君） ありがとうございます。コロナにかからないのが一番ですので、お互いにまた十分に気をつけながら、また与論から出さないということをしつかりと肝に銘じながら頑張っていきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、10月2日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

定刻までに御参集をお願いいたします。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後3時43分

令和 2 年第 3 回与論町議会定例会

第 3 日

令和 2 年 1 0 月 2 日

令和2年第3回与論町議会定例会会議録
令和2年10月2日（金曜日）午後3時00分開議

1 議事日程（第3号）

開議の宣告

- 第1 認定第1号 令和元年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第2 認定第2号 令和元年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第3号 令和元年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第4号 令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第5号 令和元年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第6号 令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第7号 令和元年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
- 第8 陳情第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第9 陳情第6号 種苗法の改正案に反対する意見書の提出について（環境経済建設常任委員長報告）
- 第10 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について（林隆壽議員ほか2人提出）
- 第11 発議第3号 種苗法の改正案に反対する意見書の提出について（野口靖夫議員ほか2人提出）
- 第12 議員派遣の件
- 第13 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

- | | |
|--------------|----------------|
| 1番 南 有 隆 君 | 2番 原 栄 徳 君 |
| 3番 林 敏 治 君 | 4番 林 隆 壽 君 |
| 5番 喜 山 康 三 君 | 6番 福 地 元 一 郎 君 |

7番 大田英勝君
9番 沖野一雄君

8番 野口靖夫君
10番 高田豊繁君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長	山元宗君	副町長	久留満博君
教育長	町岡光弘君	総務企画課長	沖島範幸君
会計管理者兼会計課長	大角周治君	税務課長	武東真奈美君
町民福祉課長	田畑文成君	環境課長	白尾与志一君
農業委員会事務局長	久野泰司君	産業振興課長	山下哲博君
商工観光課長	松村靖志君	建設課長	町本和義君
教育委員会事務局長	田畑博徳君	教育委員会生涯学習課長	朝岡芳正君
水道課長	仁 [✓] 和男君	与論こども園長	富士川智恵美君
茶花こども園長	富千加代君	那間こども園長	龍野勝志君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君 書記 池田レミ君

開議 午後3時00分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 認定第1号 令和元年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 認定第2号 令和元年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第3 認定第3号 令和元年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第4号 令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第5号 令和元年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第6号 令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第7号 令和元年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（高田豊繁君） 日程第1、認定第1号「令和元年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第7、認定第7号「令和元年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」までの7件を一括議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりです。

これから、認定第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号、令和元年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

認定第1号、令和元年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、令和元年度与論町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、令和元年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和元年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、令和元年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和元年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、令和元年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和元年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、令和元年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和元年度与論町水道事業会計収入支出決算については、認定することに決定しました。

ここで、決算審査特別委員長の発言を許します。

4番。

○4番（林 隆壽君） 決算審査の結果、次のことを意見として集約しましたので、議長から執行機関の長に申し入れてくださるようお願いいたします。

- 意見1 町税の徴収については、行政一体となって徴収率向上に努めるとともに、不納欠損処分にあたっては、公平性や調査方法等に万全を期し、法的に適正な事務処理を行うこと。
- 2 歳入においては、収入が確定した時点で補正措置により歳出の事業費の財源調整を行い、予算の有効活用を図るとともに、歳出においても不要と判断した時点で補正等により他の事業費の財源に充当するなど、行政サービスの向上に配慮した予算執行に努めること。
- 3 自殺に追い込まれることのない社会を目指して、関係機関と連携し、生きることの包括的な支援を行い、自殺防止対策の推進に努めること。
- 4 農業集落排水事業については、より一層の地元負担金の滞納金徴収に努め、一般財源からの繰入額の削減を図ること。
- 5 放置された農地の雑草等の繁茂による周囲の農地や景観に悪影響が及ばないように、耕作放棄地の解消に努めること。
- 6 死亡獣畜の適正な処理を行うための死亡獣畜処理施設を早急に新規整備するため、郡島内の市町村と連携し、補助事業の制度設計について国や県に強く要請すること。
- 7 江ヶ島船泊りの航路及び港内の浚渫については、早期に実施できるよう県に強く働きかけること。
- 8 与論港待合所に設置された観光案内用の大型液晶モニターやコインロッカーが有効に活用されるよう、待合所の利用客増進に努めること。
- 9 観光行政と観光協会の役割を明確にして、それぞれの施策事業を積極的に展開しながら、互いに連携協力して観光振興の推進に努めること。
- 10 昭和58年に建国されたパロディー国家「ヨロンパナウル王国」を積極的に活用した観光振興に努めること。
- 11 環境美化や緑化推進については、南国にふさわしい明確な計画を立て、町民と行政が一体となって取り組むこと。
- 12 山積しているリサイクルセンターの不燃ごみの削減や再資源化、作業員の

省力化を図るため、分別システムの再構築に努めること。

- 1 3 保育や幼児教育、学校教育のあり方については、本町が目指す教育ビジョンを明確にして取り組むこと。
- 1 4 多目的運動広場の管理運営については、職員を常時配置して雑草の除去など環境維持を図るとともに、スポーツ合宿などの誘致活動に積極的に取り組み、施設の有効活用に努めること。
- 1 5 育英奨学資金については、学生が卒業後、町内で働く場合は、給付型にするなど、島の活性化に効果的な制度となるよう見直しを検討すること。
- 1 6 学校給食の食材については、オーガニック食材の活用を検討するなど、身体に悪影響がない安心安全な食材を提供できるよう努めること。

以上、申し入れます。

○議長（高田豊繁君） ただいま決算審査特別委員長から申し入れのあった決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として執行機関の長に申し入れることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として、執行機関の長に申し入れることを決定しました。

-----○-----

**日程第8 陳情第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
(総務厚生文教常任委員長報告)**

○議長（高田豊繁君） 日程第8、陳情第5号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

4番。

○4番（林 隆壽君） 委員長報告。ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第5号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月23日水曜日午後2時30分から全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会的・経済的影響が、本県町村においても甚大なものがあり、住民の日常生活の苦難と不安が続いている中で、今後の町村財政は地方税・地方交付税の大幅な減少等によりかつてない厳しい状況になることが予想されることから、全国の町村議会が一丸となって地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めるものであります。

本町においても、行政サービスを安定かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であることから、他の町村と同様に町財源の確保を図るために意見書の提出は必要であるとの結論に至り、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第5号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、採択することに決定しました。

—————○—————

日程第9 陳情第6号 種苗法の改正案に反対する意見書の提出について（環境経済建設常任委員長報告）

○議長（高田豊繁君） 日程第9、陳情第6号「種苗法の改正案に反対する意見書の提出について」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

8番。

○8番（野口靖夫君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第6号、種苗法の改正案に反対する意見書の提出について」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月23日水曜日午後2時40分から全委員出席のもと開会し、陳情者である池田吉光氏に参与を求め審査いたしました。

本陳情は、政府が国会に提出している「種苗法の改正案」に反対する意見書を関係省庁に提出していただきたいとの趣旨であります。主に懸念される理由は以下のとおりであります。

1、改正案では、国内で開発された種苗の海外流出を防止するためとしているが、農家が収穫物の一部を次期作の種苗として使う「自家増殖」を、これまでの「原則自由」から「原則禁止」に変え、育成者権者の許諾なしに使用できないようにする一部企業の独占支配を押し進めるものとなっており、長い間、種取の自由の上に食の確保を行い、古来からの伝統文化を築いてきた農村共同体に多大な影響がおよび、地域農業関連産業の基礎となる文化、コミュニティーの崩壊につながりかねないこと。

2、知的財産権の一方的な強化は、育成者権者への多額の許諾権料や賠償金の支払いで、争いを増やすとともに、農家の生産意欲を失わせ、離農者の増大につながりかねないこと。

3、全食糧の7割を生産している小規模農家軽視の政策では、食糧安全保障や地域の保全さえ危うくなっていくこと。

4、農作物は地域の気候風土の上に育った地域生産物であり、工業製品のようにどこでも同じように生産できるものではないということ。

5、アメリカでは、主要農産物の小麦は農家採種が3分の2で、3分の1が公共の種子、カナダは8割が農家採種、2割が公共の種子で、オーストラリアにおいては95%が自家採種で、5%が公共の種子であるにもかかわらず、日本が自家採種禁止法案を提出しようとしていることは、誠に不条理であること。

以上のことから、種苗の海外流出問題と自家増殖禁止をごちゃまぜにし、農民の権利を無視して、育成者の権利のみを強化する法案と言わざるを得ないとの本陳情の趣旨に賛同し、慎重に審査した結果、種苗法の改正案に反対する意見書の提出については、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わり

ます。

○議長（高田豊繁君） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第6号、種苗法の改正案に反対する意見書の提出について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号、種苗法の改正案に反対する意見書の提出についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号、種苗法の改正案に反対する意見書の提出については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第10 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について（林隆壽議員ほか2人提出）

○議長（高田豊繁君） 日程第10、発議第2号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番。

○4番（林 隆壽君） 発議第2号。提出者、与論町議会議員、林隆壽。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫、同じく与論町議会議員、大田英勝。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による社会的・経済的影響は、本町においても甚大なものがあり、住民の日常生活の苦難と不安が続いている中で、今後の町財政は地方税・地方交付税の大幅な減少等によりかつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況において、本町の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。

このため、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 発議第3号 種苗法の改正案に反対する意見書の提出について（野口靖夫議員ほか2人提出）

○議長（高田豊繁君） 日程第11、発議第3号「種苗法の改正案に反対する意見書の提出について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番。

○8番（野口靖夫君） 発議第3号。提出者、与論町議会議員、野口靖夫。賛成者、与論町議会議員、林隆壽、同じく与論町議会議員、大田英勝。

「種苗法の改正案に反対する意見書」を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由を申し上げます。

種苗法の改正案では、国内で開発された種苗の海外流出を防止するためとしていますが、農家が収穫物の一部を次期作の種苗として使う「自家増殖」を、これまでの「原則自由」から「原則禁止」に変え、育成者権者の許諾なしに使用できないようにする一部企業の独占支配を押し進めるものとなっています。知的財産権の一方的な強化は、育成者権者への多額の許諾権料や賠償金の支払いで、争いを増やすとともに、農家の生産意欲を失わせ、離農者の増大につながりかねません。また、このような小規模農家軽視の政策では、食糧安全保障や地域の保全さえ危うくなると思われれます。

農作物は地域の気候風土の上に育った地域生産物であり、工業製品のように、どこでも同じように生産できるものではないにもかかわらず、自家採種禁止法案を提出しようとしていることは、誠に不条理であります。

よって、種苗の海外流出問題と自家増殖禁止をまぜこぜにし、農民の権利を無視して、育成者の権利のみを強化する種苗法の改正案に反対するものであります。

このため、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号、種苗法の改正案に反対する意見書の提出についてを採決
します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、種苗法の改正案に反対する意見書の提出については、
原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議員派遣の件

○議長（高田豊繁君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣する
ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定し
ました。

-----○-----

日程第13 閉会中の継続審査・調査について

○議長（高田豊繁君） 日程第13、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、
お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに
決定しました。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回与論町議会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後3時36分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高田 豊 繁

与論町議会議員 原 栄 徳

与論町議会議員 福 地 元一郎